

令和 7 年

6 月熊取町議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 11 日開会

令和 7 年 6 月 26 日閉会

熊 取 町 議 会

令和7年6月定例会会議録目次

(6月11日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
行政報告	2
1. 報告第1号 令和6年度熊取町一般会計予算継続費繰越計算書について	2
2. 報告第2号 令和6年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	2
3. 報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について	4
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	8
1. 石井一彰議員	8
1) 学年チーム担任制の導入について	
①本町の学年チーム担任制の導入状況について	
②導入の目的と期待される効果について	
③教員の働き方改革との関連について	
④制度導入に向けた課題と対応策について	
⑤保護者や児童生徒への周知や理解促進について	
2) プレクラス制度の導入について	
①プレクラス制度の制度内容と目的・効果について	
②本町のプレクラス制度の検討経過について	
③幼保小との連携強化について	
④特別支援教育との接続について	
⑤保護者への情報提供とニーズ把握について	
3) 大阪体育大学との地域連携における収益面や学生のモチベーションについて	
①現状の地域連携事業はどのような費用負担と収益構造になっているのかについて	
②事業を持続、拡大していく上での財政的な課題について	
③学生のモチベーション向上への仕組みの必要性についての町の認識について	
④地域連携の質と成果の可視化について	
4) マイナンバーカードと被保険者証の紐づきの推進について	
①現状のカードの取得率と紐づけ済みの方の割合について	
②課題認識(マイナ保険証のトラブル等)について	
③今後の促進の為の取り組みについて	
5) 大腸がん対策としてカメラ(内視鏡)健診の推奨について	
①本町の大腸がん一次検診の実施状況について	
②カメラ健診導入の意義について	
③内視鏡検査を一次検査にて導入している自治体について	
④財政、医療体制、対象者支援の課題について	
2. 渡辺豊子議員	21

- 1) 不妊・不育治療費助成事業について
 - ①令和7年度から、不妊・不育治療費助成事業の内容が見直しされているが、どう変わったかについて
 - ②なぜ、見直しをしたのかについて
 - ③申請についての情報提供や相談はどの様に行っているのかについて
 - ④不育症については、助成額が減額となっている理由と令和6年度までの通りにできないのかについて
- 2) グリーフケアの充実について
 - ①流産や死産を経験された方の産後ケア事業の利用実績について
 - ②アウトリーチ型も今年度から導入されているが、公認心理士さんは、グリーフケアも対応してくれるのかについて
 - ③天使ママ専門の産後ケア助産院が、R6年度に開設されたが本町も利用してはどうかについて
- 3) 加齢性難聴対策について
 - ①補聴器購入費助成事業の申請状況、利用状況について
 - ②「聞こえチェック」「聞こえ相談」の取り組み状況について
 - ③豊中市では耳から始める認知症予防としてアプリを使って聞こえのチェックをしているが本町も取り組んではどうかについて
 - ④申請状況を鑑みて、補聴器購入の助成対象について、拡充する考えはあるかについて
- 4) 高齢者プチ就労について
 - ①介護予防の一環として、大阪府は市町村への伴走支援として「健康・生きがい就労トライアル事業」を実施しているが、高齢者が無理のない範囲で生きがいや役割をもちながら「就労」できるようサポートする体制の構築について本町も取り組んではどうかについて
3. 江川慶子議員 33
 - 1) 物価高騰対策について
 - ①熊取町独自の全世帯向けの物価高騰対策を検討しているのかについて
 - 2) こども誰でも通園制度の導入について
 - ①今年度中に条例をつくるにあたり、どのように進めようとしているのか。また実施までの課題と対応について
 - 3) 学校トイレへの生理用品の配置について
 - ①これまでに2度質問してきたが、その後の状況はどうか。また保健室での対応の相談人数や状況について
4. 坂上昌史議員 41
 - 1) 行政DXについて
 - ①オンライン申請できる行政手続きの割合と今後拡大を予定している分野について
 - ②デジタルに不慣れな方への支援体制と今後の強化方針について
 - ③職員によるAI（生成AIや業務支援AIなど）の活用実態や導入方針について
5. 河合弘樹議員 45
 - 1) カーボンニュートラル実現に向けたグリーンエネルギー施策について
 - ①本町が現在実施している再生可能エネルギー導入や省エネ施策の概要と、どの程度のCO₂削減効果を上げているかについて

②	役場庁舎、小学校、公共施設など太陽光パネルや蓄電池の設置状況、今後の拡充計画について	
③	グリーンエネルギー普及促進について今後強化していくべき取り組みについて	
2)	旧大原衛生公苑の利活用に向けたサウンディング結果について	
①	サウンディング（対話型市場調査）結果の詳細について	
②	今後の方針について	
3)	役場職員間の仕事環境の現状と改善について	
①	現在、役場職員間における業務連携やコミュニケーションの現状と職員から寄せられている職場環境に関する意見や課題について	
②	ハラスメント防止やメンタルヘルス対策について現在実施している取り組みや体制について	
6.	田中圭介議員	54
1)	夏休みのプール開放について	
①	昨年の利用者数について	
②	ひまわりドームまで向かう手段として、夏休みの間、町内在住の中学生以下を、ひまわりバス無料にしてはどうかについて	
③	来年の夏休み期間、ひまわりドームのプールが工事中だが、プール開放はどうする予定なのかについて	
2)	熊取町立斎場について	
①	斎場の築年数について	
②	広域化の考えについて	
3)	熊取町の祭礼（だんじり祭）について	
①	祭礼に対して、熊取町から助成金等を出ているのかについて	
②	ふるさと納税サイトの寄付金の用途を選択する項目に「芸能、文化の振興」などを追加してはどうかについて	
	 (6月12日)	
	出席議員	67
	議事日程	67
	一般質問（続き）	68
1.	二見裕子議員	68
1)	『大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」』について	
①	美化活動はどのように行われているかについて	
②	個人でゴミ拾いボランティアをしている方にはゴミ袋は渡しているのかについて	
③	小中学校の児童、生徒における美化活動について	
④	ゴミ拾いを通じて、環境問題を学ぶ取り組みをしてはどうかについて	
⑤	毎年、5月30日をご（5）み（3）ゼロ（0）の語呂で「くまとり ゴミゼロの日」として取り組んではどうかについて	
2)	乳幼児健診について	
①	乳幼児健康診査の現状について	
②	出産後から就学前までの切れ目のない支援を行うための教育・福祉・医療機関との連携について	
③	5歳児健診についてはどのように考えているか。また実施予定について	

- 3) AIを活用して子どもを守る取り組みについて
- ①熊取町では子どもがSNSなどを通じてトラブルに巻き込まれたことはあるかについて
 - ②学校用のタブレット端末でのトラブルについて
 - ③熊取町として子どもが携帯電話等でSNSなどを通じてトラブルや犯罪に巻き込まれないような対応はしているかについて
 - ④子どもを守るために愛知県警等が開発したアプリ「コドマモ」の周知・啓発をしてはどうかについて
2. 長田健太郎議員 80
- 1) 図書館について
- ①来館者推移について
 - (1)過去3年間の来館者数の推移について
 - (2)推移結果をどのように分析しているのかについて
 - ②「くまとり井戸端セミナー」について
 - (1)図書館担当メニューそれぞれの昨年度利用実績について
 - ③「宅配サービス」「対面朗読サービス」について
 - (1)昨年度利用実績について
 - ④「スマホ利用券」の利用状況について
 - ⑤会議室・ホールの利用状況について
 - (1)昨年度利用実績について
 - ⑥図書館利用推進について
 - (1)今後の方向性について
 - ⑦アクションプログラム改革項目見直しについて
 - (1)どのような方向性で検討されるのかについて
- 2) 公式ラインについて
- ①登録の推進について
 - (1)実施している活動内容について
 - ②導入当初掲げた目標について
 - (1)目標に期限を設定していたのかについて
- 3) ひまわりバスについて
- ①有料化後の利用状況について
 - (1)利用者数に変化があったのかについて
 - (2)新設バス停の利用状況について
3. 大林隆昭議員 91
- 1) スペシャリスト人材育成について
- ①「スペシャリスト人材」の確保・育成は十分に行われていると考えているのか。また、今後、どのような分野で特に専門性を持った人材が必要になると考えているのかについて
 - ②スペシャリスト人材の育成が熊取町にもたらすメリットとデメリットについて
 - ③他の自治体における先進的な事例や成功例、あるいは失敗例などを調査・分析したことはあるのか。あれば、その内容と、熊取町において参考のできる点、あるいは反面教師とすべき点について
- 2) 一般職職員の採用における年齢上限引き上げについて
- ①本町の一般職職員採用における年齢上限について、どのような課題認識を

持っているか。また、全国的な地方自治体の採用動向、特に年齢制限緩和の動きについてどのように把握しているのかについて	
②採用年齢上限を引き上げることによって、具体的に熊取町にどのようなメリット、デメリットがあると考えているのかについて	
③特定の専門分野や職務経験を重視した「経験者採用枠」として導入することも一つの方法と思うが、年齢だけでなく、求める経験やスキルを明確にすることについては、どのように考えているのかについて	
3) 持続可能な農業の実現への取り組みについて	
①農業の持続可能性を高め、安定した生産基盤を構築するために、農地整理事業補助金を活用した圃場整備の推進が必要不可欠であると思うが町の考えについて	
4. 坂上巳生男議員	96
1) P F A S 汚染の対策について	
①「汚染源の特定」に関して、どのような努力をしたのかについて	
②ため池を利用している農家への対策はどうか。土壌の調査は検討しているのかについて	
③井戸水を飲用にされてきた方で、不安ある方は血液検査を受けることができる体制が必要だと思いがいかにかについて	
2) 大規模盛土造成地について	
①第2次スクリーニング計画の計画作成は進んでいるのかについて	
3) 竹藪による近隣住民への影響・生活環境対策について	
①相談が寄せられた場合どう対応しているか。また、河川の岸辺に生えている雑木や竹の管理はどうかについて	
提案理由説明	
議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例	106
質 疑	107
総務文教常任委員会付託	107
提案理由説明	
議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例	107
質 疑	108
総務文教常任委員会付託	108
提案理由説明	
議案第29号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	108
質 疑	108
総務文教常任委員会付託	108
提案理由説明	
議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上2件一括付議	108
質 疑	111
事業厚生常任委員会付託	111
提案理由説明	
議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例	111
質 疑	113

総務文教常任委員会付託	113
提案理由説明	
議案第33号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）	113
質 疑	114
総務文教常任委員会付託	114
提案理由説明	
議案第34号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに 関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて	114
質 疑	114
事業厚生常任委員会付託	115
提案理由説明	
議案第35号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第1号）	115
質 疑	116
総務文教常任委員会付託	116
提案理由説明	
議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議 案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上2 件一括付議	116
質 疑	117
事業厚生常任委員会付託	118
 (6月26日)	
出席議員	119
議事日程	119
委員会報告	120
議会運営委員会報告	120
議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例、議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例、議案第29号 選挙運動用自動 車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例、 議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例、議案第33号 工事請負契約の 締結について（熊取町立総合体育館整備工事）、議案第35号 令和7年度熊取町一 般会計補正予算（第1号）、以上6件一括付議	120
総務文教常任委員会委員長報告	120
質 疑	121
討 論	121
採 決	121
提案理由説明	
議員提出議案第5号 議案第32号「総合体育館条例の一部を改正する条例」に対 する附帯決議	123
質 疑	124
討 論	124
採 決	124
議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例、議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第34号 熊取町の環境農林水	

産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて、議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上5件一括付議	125
事業厚生常任委員会委員長報告	125
質 疑	125
採 決	126
提案理由説明	
議員提出議案第4号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書	127
質 疑	128
採 決	128
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	128

6 月熊取町議会定例会（第 1 号）

令和7年6月定例会会議録（第1号）

月 日 令和7年6月11日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長 田中 耕二
総合政策部統括理事 明松 大介	総合政策部統括理事 松浪 敬一
総 務 部 長 永橋 広幸	住 民 部 長 山本 浩義
住 民 部 理 事 奥村 光男	健 康 福 祉 部 長 石川 節子
健 康 福 祉 部 理 事 橘 和彦	健 康 福 祉 部 理 事 阪上 正順
都 市 整 備 部 長 白川 文昭	都 市 整 備 部 理 事 庭瀬 義浩
会計管理者兼会計課長 根来 雅美	教 育 次 長 巖根 晃哉
教育委員会事務局理事 河合 淳	教育委員会事務局理事 三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 木村 直義	書 記 阪上 高寛
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例

議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例

議案第29号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例

議案第33号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）

議案第34号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて

議案第35号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第1号）

議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

令和7年6月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされま

して、ご審議をいただき、あわせて、議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年6月熊取町議会定例会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

議長(文野慎治君) なお、発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプの点灯を確認した後に発言していただきますようお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

令和7年第1回臨時会に報告をいたしました以降に実施されました例月出納検査について、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和7年4月末現在における各会計の現金預金残高については、ご覧の資料のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 皆様、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和7年6月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、今年は既に梅雨に入り、蒸し暑さが感じられるようになりました。そのような中、去る6月7日、8日の2日間におきまして、各小学校区を単位として町民の皆様を対象としたタウンミーティングを実施したところです。たくさんの方に足を運んでいただき、住民の皆様へ町施策の現状や新たな取組を報告させていただきました。皆様からいただきましたご意見等を念頭に置きながら、今後もよりよいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、条例の一部改正につきましては非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例ほか5件、契約の締結につきましては工事請負契約の締結について、熊取町立総合体育館整備工事、そのほか、熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての議案でございます。また、補正予算につきましては令和7年度熊取町一般会計補正予算(第1号)ほか2件でございます。

以上、何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご承認、ご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長(文野慎治君) 次に、行政報告を行います。

報告第1号 令和6年度熊取町一般会計予算継続費繰越計算書についての件及び報告第2号 令和6年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての件を報告願います。田中総合政策部長。

総合政策部長(田中耕二君) それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、報告第1号 令和6年度熊取町一般会計予算継続費繰越計算書についてご説明申し上げます。

す。

令和6年度熊取町一般会計予算の継続費年割額に係る経費の金額のうち、支出を終わらなかったものについて別紙のとおり通次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次ページをご覧ください。

令和6年度熊取町一般会計予算継続費繰越計算書でございます。

議長（文野慎治君）議事の途中ですが、しばらく休憩いたします。

（「10時06分」から「10時15分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）冒頭から非常に申し訳ございませんでした。

2ページのほうの熊取町一般会計予算継続費繰越計算書、こちらのほうからご説明させていただきます。

款 教育費、項 保健体育費の総合体育館大規模改修事業につきまして、令和6年度から8年度の3か年の継続事業で総額が9億4,041万8,000円、そのうち令和6年度の予算計上額が1億7,556万円でございます。これに対して、令和6年度の支出済額はございませんので、残額1億7,556万円を翌年度に通次繰越したものでございます。財源内訳につきましては、繰越金が966万円、特定財源のうち国庫補助金が7,900万円、町債が8,690万円でございます。

続いて、報告第2号 令和6年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和6年度熊取町一般会計予算のうち、繰越明許費に係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

令和6年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

事業は8件でございます。

まず、款 民生費、項 社会福祉費の物価高騰対応重点支援事業につきましては、国制度による住民税非課税世帯に対する給付事業を実施するため、1月補正予算にて1億8,182万1,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は6,348万1,000円となり、財源につきましては全額未収入特定財源の国庫補助金でございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費の電子計算システム整備事業につきましては、法改正により令和7年度から出産・子育て応援ギフトが妊婦のための支援給付に変更となることに伴い、国補助金を活用してシステム改修を行うため、3月補正予算にて71万5,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の71万5,000円で、財源につきましては全額未収入特定財源の国庫補助金でございます。

次に款 衛生費、項 上水道費の水道事業会計出資事業につきましては、国補正予算に伴い水道企業団が実施する水道管路耐震化工事に対する出資を行うため、3月補正予算にて3,000万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の3,000万円で、財源につきましては全額未収入特定財源の町債でございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費の平見橋橋梁修繕事業につきましては、国補正予算に伴う国庫補助金を活用し平見橋の橋梁修繕工事を行うため、3月補正予算にて1,200万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1,200万円で、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計1,000万円が未収入特定財源で、残り200万円が一般財源でございます。

次に、款 土木費、項 河川費の河川維持事業につきましては、準用河川見出川法面修繕工事の年度内完了が見込めないため、9月補正予算にて8,541万3,000円の繰越明許費を設定したものでご

ございます。翌年度繰越額は5,631万3,000円で、財源につきましては、5,610万円が未収入特定財源の町債で、残り21万3,000円が一般財源でございます。

次に、款 消防費、項 消防費の指定避難所整備事業につきましては、国補正予算に伴う国庫補助金を活用し指定避難所における備品整備を行うため、3月補正予算にて203万5,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の203万5,000円で、財源につきましては、101万7,000円が未収入特定財源の国庫補助金で、残り101万8,000円が一般財源でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費の西小学校外壁等改修事業につきましては、西小学校の外壁等改修工事の年度内完了が見込めないため、10月補正予算にて1億3,408万8,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は5,500万円で、財源につきましては、公共施設整備基金からの繰入れ4,500万円を既収入特定財源とし、残り1,000万円が一般財源でございます。

次に、款 教育費、項 社会教育費の図書館大規模改修事業につきましては、図書館の大規模改修工事実施設計業務の年度内完了が見込めないため、3月補正予算にて3,444万9,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の3,444万9,000円で、財源につきましては、公共施設整備基金からの繰入れ1,000万円を既収入特定財源とし、国庫補助金と町債の合計1,717万5,000円が未収入特定財源で、残り727万4,000円が一般財源でございます。

以上で、第1号及び第2号の報告を終わらせていただきます。大変不手際があり申し訳ございませんでした。

議長（文野慎治君）次に、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告についての件を報告願います。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告させていただきます。

説明につきましては、令和6事業年度熊取町土地開発公社決算及び令和7事業年度熊取町土地開発公社予算でございます。

まずは、令和6事業年度熊取町土地開発公社決算についてご説明させていただきます。

まずは7ページをご覧ください。

令和6事業年度事業報告書でございます。

1の事業概要をご覧ください。

土地の所得及び処分については、本事業年度はありませんでした。

2の財政状況をご覧ください。

収益的収入は13万685円、収益的支出は9万4,300円、収支差引き3万6,385円となり、資本的収入は6,375円、資本的支出は6,375円、収支差引きゼロ円です。

令和6年度末資産合計は6億5,817万215円、公有用地は7,225.86平方メートルで、帳簿価格6億3,857万8,602円となっています。また、当期純利益は下から3行目に記載しております3万6,385円となっております。

今後とも、事業実施に当たっては、必要な公共用地の先行取得及び保有物件の適正な運営管理を行い、公共事業の推進に寄与してまいります。

8ページをご覧ください。

事業実績でございます。

先ほど説明いたしましたとおり、令和6事業年度におきましては土地の取得及び処分はありませんでしたので、利子のみとなっております。

4ページにお戻りください。

令和6事業年度決算報告書でございます。

説明につきましては、後ほど9ページ以降の明細書にてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

損益計算書でございます。

1年間の営業成績を明らかにするために、費用と収益を記載し、純損益などを表示した報告書でございます。左側、費用の部の3、当期純利益3万6,385円となっております。

次に、貸借対照表でございます。

令和7年3月31日時点の財政状況を示しています。

まずは資産の部、1、流動資産ですが、(1)現金及び預金1,959万1,613円、(2)公有用地6億3,857万8,602円となり、資産合計6億5,817万215円となっております。

次に、負債の部、1、固定負債、(1)借入金6億3,764万7,004円。

次に、資本の部、1、資本金、(1)基本財産500万円、2、準備金、(1)前期繰越準備金1,548万6,826円、(2)当期純利益3万6,385円となり、資本合計2,052万3,211円となっており、負債・資本合計は6億5,817万215円となり、資産合計と同額となります。

6ページをご覧ください。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

令和6事業年度における資産、収支の状況を活動区分別に表示したものでございます。

I点目の事業活動では3万6,385円のプラス、II点目の財務活動では増減なしとなっております。その結果、V、期末残高が1,959万1,610円となりました。なお、この金額は5ページの貸借対照表の現金及び預金でお示した金額と一致してございます。

次に、9ページをご覧ください。

令和6事業年度収益的収支明細書でございます。

1、収益的収入ですが、款 事業外収益、項 受取利息5,095円は預金利息でございます。

次の項 雑収益、目 土地使用料12万5,590円は、電柱や太陽光発電設備の敷地使用料でございます。これらにより、収益的収入合計13万685円となっております。

10ページをご覧ください。

2、収益的支出ですが、款 一般管理費9万4,300円は、法人府民税、法人町民税及び固定資産税でございます。これにより、収益的支出合計9万4,300円となっております。

11ページをご覧ください。

令和6事業年度資本的収支明細書でございます。

1、資本的収入ですが、款 資本的収入、項 借入金6,375円は、各事業用地に係る利子の支払い分に充てるため、熊取町からの借入金でございます。これにより、資本的収入合計6,375円となっております。

12ページをご覧ください。

2、資本的支出でございます。

款 資本的支出、項 公有地取得事業費6,375円は、各事業用地に係る借入金利子でございます。これにより、資本的支出合計6,375円となっております。

13ページをご覧ください。

財産目録でございます。

先ほど5ページで説明いたしました貸借対照表左側の資産の明細でございます。

14ページをご覧ください。

負債明細書でございます。

先ほど5ページで説明いたしました貸借対照表右側の上段、負債の明細でございます。財産目録と併せ、後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

恐れ入りますが、3ページへお戻りください。

令和6事業年度熊取町土地開発公社決算につきましては、審査意見書に記載のとおり、令和7年5月16日に決算審査を実施していただき、正確で相違ない旨、監事からのご意見をいただいているところでございます。

以上で、令和6事業年度熊取町土地開発公社の決算についての説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、令和7事業年度熊取町土地開発公社予算についてご説明させていただきます。
15ページをご覧ください。

第1条、総則でございます。

令和7事業年度熊取町土地開発公社予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

収入の部でございますが、収入合計697万9,000円、内訳としまして第1款 事業収益685万2,000円、第2款 事業外収益12万7,000円としてございます。

次に、支出の部でございます。

支出合計697万9,000円、内訳としまして第1款 事業原価675万3,000円、第2款 一般管理費22万6,000円としてございます。

第3条、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

収入の部でございますが、収入合計127万6,000円、内訳としまして第1款 資本的収入127万6,000円としてございます。

次に、支出の部でございます。

支出合計802万9,000円、内訳として第1款 資本的支出802万9,000円としてございます。

16ページをご覧ください。

第4条、借入金の限度額は127万6,000円と定めるものでございます。

17ページをご覧ください。

令和7事業年度予定貸借対照表でございます。

財務状況を明らかにするために、令和8年3月31日時点に保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書でございます。資産合計6億5,940万9,830円となり、負債及び資本合計と同額となります。

18ページをご覧ください。

令和6事業年度予定損益計算書でございます。

令和6事業年度1年間の営業成績を明らかにするため、費用と収益を記載し純損益などを表示した報告書でございます。

次に、令和6事業年度予定貸借対照表でございます。

令和7年3月31日時点の財政状況を示しております。

なお、これらの財務諸表は、令和7事業年度予算及び令和6事業年度予算に基づき作成したものです。後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

19ページをご覧ください。

令和7事業年度事業計画書、20ページには資金計画書を記載してございます。

説明につきましては、21ページ以降の予算説明書にてご説明いたしますので、21ページをご覧ください。

令和7事業年度予算説明書でございます。

収益的収入及び支出でございます。

収益的収入の第1款 事業収益、目 公有地売却収益685万2,000円は、公社が保有しておりました町道五門久保小谷線歩道設置用地につきまして、令和6年度において一部を八幡池青少年広場駐車場用地として用途変更を行い、令和7年度歩道設置事業用地278万4,000円、駐車場用地406万8,000円としてそれぞれ熊取町へ売却するものでございます。

次に、第2款 事業外収益、第1項 受取利息5,000円は預金利息でございます。

第2項 雑収益、目 土地使用料12万2,000円は、電柱や太陽光発電の敷地使用料であります。これらにより、収入合計697万9,000円となっております。

22ページをご覧ください。

収益的支出の第1款 事業原価、目 公有地売却原価675万3,000円は、収益的収入で説明いたしました公社所有地の売却に当たり、事業原価としてそれぞれ計上してございます。

第2款 一般管理費22万6,000円は、旅費1万1,000円、需用費1万円、役務費1万円、公課費9万5,000円、予備費10万円となっております。これらにより、支出合計697万9,000円となっております。

23ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入の節 借入金127万6,000円は、既取得用地に係る利子の借入金で、これにより収入合計127万6,000円となっております。

次に、資本的支出、項 公有地取得事業費、節 償還金、利子及び割引料127万6,000円は既取得用地に係る借入金の利子、次の項 借入金償還金、節 償還金、利子及び割引料675万3,000円は借入金の償還額でございます。これにより、支出合計802万9,000円となっております。

以上、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について説明を終わらせていただきます。議長（文野慎治君）ただいまの行政報告3件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）すみません。2ページの繰越明許計算書のところで上水道費があるんですが、水道事業会計出資事業というところで、この分につきましては先ほど説明ありました水道管の耐震に向けての事業というところの説明あったんですけど、耐震化工事に関するということ、この間も町長のタウンミーティングのときに水道管路の耐震化率のご質問が町民からありましたが、今回この事業を実施することによって水道管、埼玉の八潮市のそういった陥没等も懸念されての質問かと思いますが、熊取町の水道の管路の耐震化は何%になる予定ですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）ありがとうございます。今回の工事をすることで何%になるというのはちょっとつかんでおらないんですけども、令和5年度末の数字になります。いわゆる基幹管路という本管、大きい管ですね。こちらのほうが耐震化率、耐震化適合率というのが正確な言葉なんですか、100%、ちなみに大阪府内平均は56.1%。配水池というのもデータ化されてまして、本町でもございますが、こちらの耐震化率も100%、これは府内平均が57.6%で、細かな管も入れた全ての管の耐震化適合率、こちらが59.8%、大阪府内平均が35.3%ということで、タウンミーティングのときも申し上げたんですけども、ナンバー3に入るぐらいの高い耐震化率になってますが、引き続き100%を目指してやっていくというところでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

議長（文野慎治君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席14番 河合弘樹議員、議席2番 多和本英一議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。大林隆昭議会運営委員会委員長。
議会運営委員会委員長（大林隆昭君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る6月5日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員5名出席の下、議会運営委員会を開催し、令和7年6月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日6月11日から6月26日までの16日間といたします。

本会議の日程であります、本日6月11日、12日、13日及び26日の4日間といたします。

常任委員会の開催についてであります、事業厚生常任委員会を6月19日に、総務文教常任委員会を6月20日に開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会と都市計画道路建設促進特別委員会を6月19日に開催いたします。

なお、20日に予定していましたが議員全員協議会につきましては、今回は案件がないため開催はございません。

次に、議事日程についてであります、議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

以上に決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（文野慎治君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日6月11日から6月26日までの16日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月11日から6月26日までの16日間と決定いたしました。

議長（文野慎治君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、石井議員。

4番（石井一彰君）おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い質問を順次させていただきます。

前回3月議会は、私、体調のほうを壊しまして質問することができませんでした。その分も含めて気合を入れて質問させていただきたいと思っておりますので、ご答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、大きな項目1番目、学年チーム担任制の導入についてお聞きいたします。

近年、児童・生徒の多様なニーズに応えるため、従来の1人担任制に代わって複数の教員が連携して学年全体を支える学年チーム担任制が注目されています。この制度は、教員の業務負担軽減、児童・生徒へのきめ細やかな対応、また教員同士の協働体制強化など、様々な利点があるとされています。

そこで質問1番目になります。本町の学年チーム担任制の導入の状況についてお聞きします。

本町における学年チーム担任制の導入のありなし及び導入校がある場合はその実施状況と評価について、また、未導入である場合は今後の検討状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）答弁を求めます。河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）それでは、石井議員の学年チーム担任制の導入についてのご質問のうち、1点目、本町の学年チーム担任制の導入状況についてご答弁申し上げます。

学年チーム担任制は、学級担任を固定する従来の学級担任制に代わり、学級担任業務を複数の教員が担当しながら協力して学年全体を指導する体制でございます。この体制はチーム対応を行う手法の一つであると捉え、本町におきましても研究先進校の視察等、学年チーム担任制の運営方法や効果について研究を進めてきましたが、現在、学年チーム担任制に取り組んでいる学校はございません。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）未導入であるということですね。

今、簡単に効果についてもご回答いただいたとは思いますが、改めまして、2番目の質問にあります導入によってどのような効果が期待できるものなのか、特に児童・生徒への支援体制や学習経営の面でのメリットについてお答えいただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）2点目の導入の目的と期待される効果についてご答弁申し上げます。

学年チーム担任制の導入は、児童・生徒への多面的な支援や教員の業務負担軽減を目的とするものでございます。

導入により期待される効果としましては、学級間格差の少ない学年運営が可能となることや、児童・生徒や保護者がより多くの教員と関わりを持てることが挙げられます。教員の経験年数や指導官の違いによって生じる学級間の指導の差を軽減し、複数の教員が様々な視点でより細やかに児童・生徒を見守ることが可能となると一般的に言われております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）では、3番目の質問にもなります教員の働き方の改革との関連についてお聞きしたいと思います。

この制度が教員の長時間労働や業務過多といった課題の解消につながると考えられますが、具体的にはどのような効果が見込まれるとお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）3点目の教員の働き方改革との関連についてご答弁申し上げます。

担任をチームで行うことにより、生活指導や保護者対応、クラス行事の準備など担任業務の分担が可能となり、教員にかかる精神的、時間的な負担が軽減され、教員の急病等による休職に対する影響も小さく、育児や介護などへの対応も含め、教員の多様な働き方に対応しやすくなると言われております。しかし一方で、学年構成によっては相談対応をはじめとする業務が一部の教員に偏り、負担が増えることも懸念されます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）なるほど。そこがデメリットだということだと思いますが、これは4番目の質問になりますが、制度の導入に向けて課題、またこういう対応をすれば可能であるということについて教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）4点目の制度導入に向けた課題と対応策についてご答弁申し上げます。

学年チーム担任制の導入に向けての課題でございますが、教員間の連携・情報共有の困難さが挙げられます。複数の教員が関わることにより、情報共有や引継ぎ等に漏れが起こる可能性があり、これまで以上に頻繁な打合せや連絡調整が必要となります。

また、児童・生徒や保護者から相談したいことがあった際、一定、相談窓口を設定することは考えられますが、この先生に相談してよいのかなといった児童・生徒の迷いや、ふだん子どもが関わりの深い先生はどの先生なのかといった保護者の疑問が生まれるなど、相談内容により、判断が難しい状況も想定されます。友人関係の悩み、進路実現に向けての相談等、信頼関係の下話を進めたいという児童・生徒や保護者の要望に応えられるような体制づくりが必要だと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）今いただいた答弁、5番目の質問にもつながっていることだと思います。

この質問をするに当たって、一度学年チーム担任制、今、熊取町の現状について巖根次長と少しお話しさせていただいたと思うんです。その際に、遠くの学校からも現場からやってみたいと思うんですか、何か問合せがあったというふうに聞いたと思うんですけれども、それはその後どうなったかについてちょっと教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）以前お話の中で出させていただいたのは、北中学校のほうから一応こういうチーム担任制というのが先行してやられるところがあるんやけれどもということで、興味があるということで、一度視察に行きたいんやということで、神戸市の本山南中学校だったかと思うんですけれども、そちらのほうに北中学校の校長と複数名の先生方、教育委員会からも1人、参事が視察に行かせていただいたというところです。

やはり皆さん一般的に言われているようなメリットというのは、実施施行されているところの学校ですからそういうメリットは当然お話をいただいたところなんですけれども、一方で先ほど答弁させていただいているような課題というところもやはりあったというふうに、戻ってきた参事のほうからは報告を受けておるところです。

昨年そういう形で視察に行ってきた中で、校長は当初はできれば今年度からやりたいような勢いでお話をされておったんですけれども、視察へ行ってきた中で、やはりもうしばらくちょっと腰を据えて研究したほうがいいかなというところで今止まっておるところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）私の勉強不足でもあるんですが、周辺の自治体では取り入れているようなところがない現状なんでしょうか、これについては。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）岸和田市以南で、近隣では貝塚市がこの7年度から一応導入というふうに聞いております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ぜひ、そういう先進事例になると思いますので、検討していただいて、取り入れるメリットがあるようであればまた実施をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次、2番目の質問にありますプレクラス制度の導入についてお聞きします。

こちらは、東京の港区が来年度から全小学校で導入するプレクラス制度について質問をさせていただきます。

直近では大阪府の守口市も来年度からプレクラス制度をやるというふうな情報がありました。

1つ目の質問になります。

プレクラス制度というものについてどういうものか、また制度と目的、効果について教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）それでは、プレクラス制度の導入についての1点目、プレクラス制度とは、目的と効果についてご答弁申し上げます。

プレクラス制度とは、小学校に入学したばかりの1年生が1か月ほどの一定期間を仮のクラスで過ごしてから正式なクラス編制を決める制度のことです。仮クラスを編制することにより、教員等が子どもたちの特性や発達段階等の理解を深めた上で学級編制を行うことを目的としており、その効果としては、子どもたちの実態に応じた学級編制ができること、安定した学年・学級運営につながる事が挙げられます。一方で、入学後に仮のクラスで築いた友人関係や担任との関係が変更さ

れることで児童や保護者に不安を与えることや、年度当初の教員の負担が大きく増加することなどの課題があることも指摘されております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）プレクラス制度と以前からもあったと思うんです。ただ、外国人向けの、まだ学校の授業についていけないような語学力の人らに対するための制度が主だったと思うんですが、それでは、2番目の質問にあります本町のプレクラス制度導入に対する検討状況について教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）2点目、本町のプレクラス制度の検討経過についてご答弁申し上げます。

本町におきましては、これまで制度について検討したことはございません。本町では、子どもたちの特性について、就学前の子どもたちがどの小学校に行っても安心して学校生活を送ることができるよう、子どもたちの特性等について保育所や幼稚園等との連携した取組により、その把握に努めております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）検討する余地、可能性について教えていただけますでしょうか。ちょっと質問とは違うんですけども。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）今ご答弁させていただいたとおりににはなるんですけども、本町のほうでは子どもたちの特性ということを就学前の施設等とご相談しながら、いろいろ協議しながら進めているという状況ですので、現在のところ検討するというようなことは考えておりません。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。

ほかの質問、この後の質問も検討していただく前提でつくっている質問でもあるんですけども、港区でやるプレクラス制度というのは児童一人一人に応じた教育を実現するための先進的な取組だというふうに言われております。その効果を最大化するにも、教員の負担軽減策や保護者への丁寧な説明、また正確な情報収集と活用がやっぱり鍵になってくると思います。今言われたところだと思います。

ただこれ、うまくいけば、この制度が今後全国の教育現場において新しいスタンダードになる可能性もあると思っております。先ほど申し上げましたとおり、守口市も令和7年度、今年度からスタートということなので、しっかり情報収集していただいて、もう本当に前向きに検討していただきたい。やはり教育のまちです。やはり先進的な取組を熊取町はしているんだぞというのもぜひやっていただきたいなと思います。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）ありがとうございます。

先ほどのチーム担任制もそうですけれど、プレクラス制度につきましても、今おっしゃられたように守口市もこの4月からということで、東京の港区も全ての学校でこの4月からということで、おっしゃるように、まだ先進事例ということで始まったばかりなんですね。いい面ばかりがどうも取り上げられているような気がしております。

先ほどご答弁でも申し上げましたように、やはり最初にプレクラスで築いた、この後がまた新しいクラス編制が変わってしまうということであつたりとか、年度当初の職員の負担ですよね。先ほど来から言われている働き方改革に資するという一方、そういう側面もあるということで、先ほど冒頭に言いましたように、まだ始まったところですので、先進事例で当然その辺の課題も整理

されてはいかがでしょうか。その辺はしっかり見定めさせていただいた上で、もし本当にメリットが大きく勝るといふことであればしっかり検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）私も、不登校になった漫画家の方のセミナーとかも受けに行ったこともあります。やはりこども園から小学校に上がって、こども園で受けていた指導とはもうかなり違うシステムになったと。もう本当に小学校へ入ってすぐに不登校になってしまったと。入学式早々に先生から暴力を受けたというのもあったみたいなのですが、ただ、その方と話をしてみると、それがきっかけではあったけれども、やはりあまりにもこども園と小学校のルールが違って、どちらにしても不登校になっていたと思いますということその方は述べておられました。

だから、やはりそういうそれぞれこども園、幼稚園というのは教育のシステムが違うと思うので、そこから上がってくる情報と小学校で本当にその環境の中に入った状況として、かなりカルチャーショックを受ける子もたくさんおると思いますので、先生の負担、また先ほど言うた1か月後にはクラス編制がまた変わってしまうかなということで、子どもたちの精神状態もいろいろあるとは思いますが、これが本当にスタンダードになれば不登校対策になるのではないかなと思うので、ぜひしっかり検討していただいて、情報収集していただければと思います。

それでは、続きまして大きな質問の3番目、大阪体育大学との地域連携の収益面や学生のモチベーションについて質問をさせていただきます。

本町に所在する大阪体育大学は地域の貴重な人的、知的資源であり、これまでもスポーツ教室やイベント協力など様々な地域連携が行われてきました。しかしながら、その連携の持続可能性や発展性については、収益面の不透明さや学生側のモチベーション維持といった観点から幾つかの課題があると感じております。

そこで1番目の質問となります。

現状、地域連携事業、特にDASHプロジェクトにおいて体育大学や本町はどのような費用負担、また収益構造になっているのか、教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）それでは、ご質問の大阪体育大学との地域連携における収益面や学生のモチベーションについての1点目、現状の地域連携事業はどのような費用負担と収益構造になっているのかについてご答弁させていただきます。

本町と大阪体育大学は、平成30年3月2日にDASHプロジェクトに関する協働協定書を締結し、教育委員会ではこれに基づく中学校部活動スポーツ指導者派遣事業を実施しております。

費用負担につきましては、町から学生の派遣費用として学生に対し1回当たり1,000円を支出しております。また運営費用として、学生の募集、研修、管理等に対して大学に年間30万円を支出しております。

なお、本事業におきましては中学校部活動指導の支援を目的としており、大学が直接的な収益を得る構造とはなっておりません。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）続きまして、1点目の現状の地域連携事業についてでございますが、大阪体育大学との連携協定として実施しているDASHプロジェクトについてご説明申し上げます。

DASHプロジェクトとしましてはフレイル予防マスター講座を実施しておりますが、実施に係る町の費用負担としましては主に講師謝礼となります。介護予防事業となりますので、歳入としては国・府の公費負担及び保険料が投入されており、町の負担は12.5%となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

町としてこのDASHプロジェクト、パフォーマンスというんですか、やはりフレイル予防、タピオ体操、これぐらいの人が来てほしいとかいろいろなやっぱり目標の数値は設定されていると思うんですが、現状のパフォーマンスについてどのような評価をされていますでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）また4点目のところでも少しお話しさせていただきたいと思っていたんですけども、まずはDASHプロジェクトに係る先生方と何をしたいかと話をさせてもらったときに、1つ出てきたのは「フレイルゼロのまち、熊取」、これを共にモチベーションを持ってやっっていこうということをまず共通理解の上でDASHプロジェクトをやっていました。体育大学は体育大学で体力若返り講座という講座を行っている、町はフレイル予防マスター講座を行っているということで、ここも連携しながら、毎年話し合いをしながら行っているところです。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）体力若返り講座は、以前にもお話ししたとおり、私も一度参加はさせていただいております。食事面であったりとかいろいろ指導は受けました。ただ、1年に1回のチャンスしかないの、なかなかやっぱり私自身も継続はできていないというのが現状であります。

それでは、2番目の質問であります。

今後、DASHプロジェクトを継続、また拡充していく上でどのように改善していけばいいとお考えか、補助金の増額も含めてお考えがあるのか、教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の2点目、事業を持続、拡大していく上で財政的な課題についてご答弁させていただきます。

現行の中学校部活動スポーツ指導者派遣事業につきましては、平成30年度の開始以降、教員の負担軽減や専門的指導の充実を目的として取り組んでまいりました。これまでの実施により、一定の効果が認められたところではございますが、本年度末をもって当該事業を終了することといたしました。

終了の背景といたしまして、事業開始以降、国において教員の働き方改革が進められるとともに、生徒に対し、より専門的かつ多様な機会を提供する観点から部活動の地域移行を推進する動きが強まっており、外部指導者に求められる役割や在り方についても変化が生じています。

このような状況を踏まえ、令和8年度以降は当該事業を実施せず、今後は部活動の地域展開を見据え、部活動指導員の育成に係る連携に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）続きまして、2点目の事業を持続、拡大していく上での課題といたしましては、現状の維持では特に課題は感じておりませんが、拡大となりますと財政的な面に加え、講師依頼を行っている大学側の負担が懸念されます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）部活動地域移行というのをお聞きしました。

何度も私以外、大林議員からも部活動地域移行について質問を度々させていただいておりますが、具体的に今どんな形で動いているんですかね、地域移行について。発表できるやつはあるんですかね。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）今の部活動の地域展開の現状でありますけれども、今年度は昨年度に引き続いて、中学校の現場の生徒に対して部活動の体験的なそういう活動を、ちょっと回数は少ないですけれども、その予定をさせていただいているのがまず一つでございます。

もう一つは、内部的な検討の中で学校現場の声を聞きながら内部としてどのような方向性で地域展開していくかということ今年度ちょっと予定しておりまして、学校現場のほうからは校長先生方にもご参画いただいて、具体的な議論を内部で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）まだその段階やということですよ。なら、本来でしたらやっぱり今、部活動指導員バンクというのにもまだあるんですよ、現状は。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）おっしゃるように、部活動指導員の登録バンクがあつて、そちらで指導員というのは確保させていただいておりますし、部活動支援事業で外部指導者の確保にも別で努めておるところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）でも、もう指導しないということですかね。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）言いましたように、もともとDASHの枠組みの中でさせていただいているような指導者派遣事業というところで、先ほど言いましたように、取り巻く状況が変わってきたと。当初は先ほど言いましたように一定の教員の負担軽減、これは、教員の負担軽減というのは働き方というよりはどちらかというと技術的な面での負担軽減というところで、地元にある体育の専門大学である学生を使わせていただいて専門的指導をしていただく。技術的指導というところで、あくまで顧問の補助的な役割を担っていただいていたところでございます。

先ほど申し上げた登録バンク等で確保している指導員といいますのは、あくまでも顧問に成り代わって、当然技術的な指導もちろんそうですけれども、大会への引率であったり、そういったことも担っていただいているところが現状です。DASHの枠組みの中ではそういった枠組みを組み立てておりませんので、一旦今年度末をもってそのあたりも含めて見直したいというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）すみません。ちょっと私のほうが頭が整理できていなかったんですけど、あくまでもこれ、DASHプロジェクトとして体大生の部活動指導はやらないだけで、外部指導員バンクから登録されている人の学校への指導者派遣というのは今後も継続するということですね。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）おっしゃるとおりでございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。

それでは、3番目の質問の学生のモチベーション、参加モチベーションについてお聞きしたいです。

DASHプロジェクト等の地域連携に参加する学生にはどのような動機や目的意識で取り組んでいるのか。実習やボランティアの形での参加が多いかと存じますが、単位取得や報酬など学生にとってメリットはどれほどあるのか、また、モチベーションの維持や向上に向けて大学側と連携した工夫、仕組みづくりの必要について町の見識をお願いいたします。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の3点目、学生のモチベーション向上への仕組みの必要性について、町の認識についてご答弁させていただきます。

本事業においては、大阪体育大学が責任を持って学生を選抜し、大体大DASHスポーツ指導者

バンク基礎講座を通じて一定の研修と倫理教育を行っております。教員志望の学生や、中学生への部活動指導に対してモチベーションが高い学生が派遣されているものと思っております。町としましては、学生のモチベーションを保つため、やはりやりがいのある場の提供が必要であると考えております。未来ある学生が将来を描く実地訓練の場となり得るよう、部活動の在り方も含めて活動の場を検討してまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）続きまして、3点目の学生のモチベーション向上についてでございますが、DASHプロジェクトとしては学生参加はございません。参考といたしまして、タピオステーションには継続支援の一環として関西医療大学の学生参加があり、希望のある各地区でのレクリエーションなどを行っております。こちらは大学の学生実習の場と位置づけられているため、学生にとって単位の取得に係る実習であり、かつ地域住民と実際に触れ合う実習でもあることから、モチベーション向上につながっていると考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

ちょっと私、どこの大学だったか失念してしまいましたが、やっぱり教育学部の学生がそういった形で指導に当たることによって単位が取得できる大学もあつたりするんですが、現状、大阪体育大学はそのようなシステムにはなっていないんですかね。大学側の問題だとは思いますが。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）ちょっとはっきりしたことは申し上げられないんですけども、我々がDASHで派遣者、指導して下さっている分については、単位取得というのはなっていないというふうに認識しております。一方で、別でインターンシップ制度があるかと思うんですけども、そちらについては一定、単位を認めている先生方もおられるというふうに聞いております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）DASHで、もう派遣は一応事業としては一旦ストップということではあるんですが、ちょっと確認しておきたいんですが、その派遣された学生たちの謝金は大体一般的な時給換算で一般的なバイト料ですね。最低賃金は保障されているぐらいの謝金だったんでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）先ほど申し上げましたように、町のほうから学生に対して1回当たり1,000円、大阪体育大学のほうから1回当たり1,000円というような形が支払われるようになっております。また、部活動が1時間から2時間程度というふうに考えたら、時給が1,000円から1,500円の間ぐらいになってくるのかなというふうに思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）最低賃金ぐらいは出ているかなというぐらいですかね。分かりました。

それでは、一応4番目の質問、今までのご答弁と重なる部分はあると思いますが、地域連携の質と成果の可視化についてお聞きします。

地域連携が単なるイベントの手伝いに終始せず、学生にとっても地域にとっても意義があるものとなるよう、活動成果の可視化や評価指標を設けたらいいのかなと。また、連携事業の成果報告やフィードバックを行う場というのは、今現状どういう形で行われているんでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の4点目、地域連携の質と成果の可視化についてご答弁申し上げます。

これまで実施してきた中学校部活動スポーツ指導者派遣事業では、子どもたちが身近な大学の学生から指導を受けることで、技術の向上だけでなく、身近な大人のモデルとなり、将来に対するイメージを広げる機会となりました。また教員にとっては、技術指導に対する不安が軽減されるなど、働き方改革においては一定の効果を実感することができました。

今後も、連携を通して子どもたちや教員、また学生にとってよりよい環境となるよう取り組んでまいりたいと存じております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）続きまして、4点目の地域連携の質と成果の可視化についてでございますが、DASHプロジェクトを含めた介護予防事業については、年に1回介護予防事業評価会議を開催し、設定した目標や事業成果について報告し、介護予防事業に携わる大阪体育大学教授をはじめ各専門職の方々より意見をいただき事業評価を行ってございますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）しっかり事業化していただいているということで安心しました。

私は、2年前スポーツを通して熊取町を活性化させたいということを訴えて当選させていただきました。熊取町は大阪体育大学や関西医療大学などの本当に周辺の自治体に比べても恵まれた資源、人材があると思っております。先ほど石川健康福祉部長もフレイルゼロのまちという目標を持ってとおっしゃっていましたが、やはりそういう目標設定が私は必要ではないかなと思っております。

例えば、日本で一番健康寿命が長い町であったり日本で一番子どもがかけっこしたら早い町とか、そういった目標を明確にして、それに向かって制度設計していくというのが大事ではないかなと思っております。結果的にそれが医療費の削減であったり健康的な子どもを育てたいと思うご家庭の転入者の増加につながる可能性もあるのではないかなと思っております。そのためにも、もっと各大学と連携事業をもっと深めていくに当たって、やっぱり大学にも収益的なメリットというのがある事業でないと、なかなか大学も今みたいにボランティア的な、地域貢献的な付き合いから脱皮しないのではないかなというふうに考えております。

後の質問でもちょっと提案させてもらおうと思ったんですけど、今最近言われてるのがPFS、ペイ・フォー・サクセス、成果連動型民間委託契約方式というやつですね。これは事業なんかを設定したら、民間の方にそれをやっていただいて、成果が出ればお支払いしますというようなやつですね。まず、そういうのが今結構新しい取組として言われております。ちょっと前やったらPFIとかいろいろありましたけれど、今PFSという新しい取組、方式が言われております。ぜひ、大学との連携もそういったものを活用するような形でもっと一歩進んだ取組をぜひ検討していただきたい、そのように思っております。これは一応要望となります。

続きまして、大きな項目4番目、マイナンバーカードと保険証のひもづけの推進についてお聞きします。

令和6年12月に現行の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードの利便性の向上と普及促進の一環として、健康保険証としての利用を進められております。

そこで、本町の現状のマイナンバーカード自体の取得率と保険証とのひもづけについて教えてくださいませんか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘和彦君）それでは、マイナンバーカードと被保険者証の紐づけの推進についての1点目、現状のマイナンバーカードの取得率と紐づけ済みの方の割合についてご答弁申し上げます。

まず、本町におけるマイナンバーカードの取得率ですが、令和7年3月末時点のマイナンバーカードの保有率は79.2%となっております。

次に、ひもづけ済みの方の割合ですが、まず国民健康保険では令和7年4月末現在で67.1%、後期高齢者医療では令和7年3月末時点になります。73.1%となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。思った以上に健康保険証のひもづけは進んでいるのかなというふうに思います。これは、社会保険のあれに関してはちょっと分からないですよ、やっぱり情報としては、分かりました。

では、2番目の質問になります。

マイナ保険証のトラブルや医療機関での利用のしづらさなどに関する相談や苦情というのは寄せられているのでしょうか。また、高齢者や障害者などデジタルに不慣れな方への本町の対応というのは何かされているのでしょうか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）それでは、2点目の課題認識（マイナ保険証等のトラブル）につきまして、最近の報道等で、医療機関の窓口でのカードリーダーの認証エラーに加えて有効期限切れとなるケースが増加していると聞き及んでおります。これに関しましては、マイナンバーカードに搭載している電子証明書の有効期限ないしはマイナンバーカード自体の有効期限切れにより保険証としての利用ができないケースとなっております。

対応といたしましては、電子証明書やマイナンバーカードの有効期限到来前に更新のご案内が送られております。更新の手続きを行っていただくことで安心してマイナ保険証としてご利用いただけます。なお、万が一有効期限が過ぎた場合であっても3か月間はマイナ保険証としての利用が可能となっております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）私もマイナンバーカード更新手続きの書類が届きまして、役場に更新に行きました。8桁の暗証番号、要るんですけど、もう結構、私の前に1組か2組しか順番は並んでなかったんですけど、それでもやっぱり暗証番号が分からないということで、1時間ぐらい手続きに時間がかかったりしました。あれ、8桁なかなか控えている方も少ないでしょうし、間違っただけで登録されている方も多そうですね。あの場合って、ちなみにもう一回再度番号を登録して書き直すことはできるんですね。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）最終、どうしても分からない場合は一応再設定が多分できるというふうになっていたと思います。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。ありがとうございます。

じゃ3番目、今後の促進のための取組についてお聞きします。

住民の安心や利便性を確保しながらひもづけを促進するために今後どのような取組を行う予定があるのでしょうか。例えば、出張窓口やサポート窓口の設置、保険証のひもづけに関してですね。また、自治会とかそういったところと連携してサポートするとか、そういうことはできないのかについて教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）それでは、最後に3点目の今後の促進のための取組についてでございますが、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する方法は、マイナポータルでの登録のほか、医療機関、薬局の窓口でのカードリーダー、セブン銀行のATM端末でひもづけができます。利用登録も手軽にできますので、本年6月の国民健康保険料決定通知及び7月の後期高齢者医療保険料決定通知にはマイナ保険証の登録に係る案内チラシを同封し、引き続き周知を図る予定でございます。

います。

また、これまでも現在もやっております保険年金課の窓口においてマイナポータルを通じたひもづけに係る個別支援を行っておりますので、引き続き、今後も丁寧に対応してまいります。

マイナンバーカードの健康保険証としての利用は、被保険者の利便性の向上や医療機関への医療情報の提供による適切な医療につながる取組と認識しております。今後も、様々な機会を通じて制度等の周知に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）今、保険年金課でひもづけの、その各課の窓口でひもづけをお手伝いいただける状況なんですね。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）マイナポータルとつながるパソコン専用の端末を窓口を設置しまして、カードリーダーにマイナンバーカードを差し込んでいただきまして、暗証番号はご自身でちょっと入力していただかないといけないんですけども、画面の説明をしながらひもづけできるようにお手伝いをさせていただいております。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）それは、熊取町のホームページで保険年金課でお手伝いしますよということを案内はされていますかね。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）ホームページのご案内は行っておりませんが、今1日平均でも、平均になるんですけども、4、5件ぐらいは窓口へ来られて職員が対応させていただいております。

マイナ保険証に一本化されるというところでマイナンバーカード自体の取得の件数も上がっているようですので、住民課の窓口でマイナンバーカードを受け取られたら、その足でこちらに来られるという流れが一定できているかと思えます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）マイナンバーカードと保険証のひもづけのメリット、皆さんいろんな病院で診察券を結構お持ちになっていると思うんですが、今言われてるのは、今後そういった診察券がもうマイナンバーカードで統一されるんじゃないかと、その方向性だというようなニュースも見ました。高齢者などいろんな病院にかかりますから、もうたくさん診察券をお持ちの方が多いと思えますけれど、それが1枚で済むと非常に便利ではないかなと思っております。そういった、まだ明確な情報ではないのでなかなか周知のときに活動として利用できないかも分からないですけど、よろしくお願いします。

私、今回この質問をさせていただいたのは、総務省の消防庁で救急搬送時に救急隊員が現場の傷病者のマイナ保険証をカードリーダーで読み取ることによって、かかりつけ医や服薬情報を読み取って応急処置や搬送先の選定に役立つ実証実験を今年度、全国の消防本部で広げているというのを仄聞しました。本町でも今後単身高齢世帯が増えていく中で、ホームページ等閲覧が苦手な高齢者の方も本当、たくさんおられると思います。先ほど紙ベースでいろんな案内をされたりはしているとお聞きしていますが、本当にこのひもづけのメリットを周知させていただいて、ぜひサポートしていただきますようよろしくお祈りを申し上げます。

それでは、4番目の質問になります。

大腸がん対策としてのカメラ（内視鏡）の検診の推奨についてお聞きします。

大腸がんは日本において罹患数が最も多いがんと言われております。2020年には男女合わせて約14万7,000人が新たに大腸がんを診断され、死亡数では男性で3番目、女性では最も多く、依然として死亡率の高いがんです。また、罹患率、死亡率も増加傾向にあり、特に50歳から罹患率が急増す

ることです。しかし、早期に発見できれば治癒率も高く、定期的な検診が極めて重要と言われております。

現状、多くの自治体で便潜血検査が一次検査に用いられております。本町でも40歳以上を対象に1年に一度無料にて実施していただいておりますが、やはり感度や精度の面からは限界もあり、内視鏡検査、カメラ検診による2次検診または希望者への一次導入が注目されております。

それでは、1番目の質問になります。

本町における大腸がん検診、一次検診ですね。この実施状況、受診率、陽性率、またお分かりになるようでしたら便潜血陽性後の内視鏡検査の受診率がお分かりになるようでしたらお答えください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、ご質問の5つ目、大腸がん対策としてのカメラ（内視鏡）健診の推奨についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の本町の大腸がん一次検診の実施状況についてでございますが、40歳以上の無症状の方を対象に年度に1回、集団検診または個別検診にて無料で受診することができます。受診状況ですが、令和4年度が1,679名、令和5年度が1,854名、令和6年度が1,715名でございます。

また、先ほどお話がありました精検の状況ですけれども、令和5年度で精検の対象者129名、精検の受診者数が115名で、精検受診率は89.1%となっております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）熊取町、精検の受診率はちょっと高いかなど。精検、カメラを受けるようにという勧奨を上手にされているのかなというように感じますけれども、そしたら2番目と3番目の質問をちょっとまとめてお答えいただければなどと思うんですが、一次検診としてカメラ検診導入の意義、それと一次検診として内視鏡を導入しているほかの自治体の事例について答弁をお願いします。

ちなみに、25年2月、今年の2月の九州熊本の新聞報道で、一次検診で内視鏡検査を取り入れようということでそれを予算化しようということで、3月議会に上程する予定だというような報道がありました。昨日、熊本市の財政課に直接電話してきました。結果はどうなったかということで電話して確認したところ、細かい制度設計はこれからなんだけれど、3月議会において予算が3,920万円、対象者は50歳から55歳、1,000件分に対して一次検診に内視鏡検査を選択できる事業がもう採択されたというふうに聞きました。それを含めて本町としてのお考えを教えてください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、2点目のカメラ健診導入の意義についてでございますが、町が実施している大腸がん検診は、国の指針に基づき免疫便潜血検査2日法を用いております。この方法は、スクリーニングとして簡便で負担が少なく、有効性評価に基づく大腸がん検診ガイドラインにて死亡率減少効果を示す十分な証拠があり、市町村が実施する対策型検診として強く推奨されております。

一方、全大腸内視鏡検査につきましては、前処置、前投薬など検査に伴う身体への負担や偶発的に出血やせん孔も起こり得るなど不利益もあり、市町村が実施する対策型検診としては進められておらず、一次検診で要精密検査となった方が医療として検査する方法として推奨されております。ただし、安全性を確保し、不利益の説明を十分に説明した上で、個人を対象とした人間ドックなどの任意型検診として行うことは可能とされております。

続きまして、3点目の内視鏡検査を一次検査にて導入している自治体についてでございますが、現時点ではございません。熊本市が市区町村で初めて55歳から59歳の方を対象に全大腸内視鏡検査を令和7年度中に実施する方針と把握しております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）先ほど申し上げたとおり、熊本市は一応採択されました。今年度中から実施、年齢も50歳からとのことですが。

ただ、4番目の質問にもなるんですが、財政的な部分というのいろいろあると思います。医療体制をどうするかという問題もあると思います。

提案でもあるんですが、熊本市とは財政力も全然違いますので1,000件とかいう対象で広げるとはなかなか難しいかも分からないんですが、過去に便潜血検査において陽性があったと、カメラを受けましたというような方というのは、ポリープがしやすい人というのはやはりそういう体質ですのでがんになりやすい、高リスク群だと思うんですね。ポリープって1回取ってしまうと毎年やる必要は基本的になくて、1年置きぐらいでいいんですけど、一次検査で見つかった場合に二次検査においてやる場合は保険適用がされるんですが、それを自主でやるとやっぱり結構3万円近くかかっちゃうのかな。

だから、少なくとも過去に便潜血検査においてポリープが見つかりましたというような方を今度高リスクを抽出して、その方だけ2年に一度カメラ検診に関して、全額とは言わないですが、一部補助するとかそういうことはできないでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）4点目の財政、医療体制、対象者支援の課題についてでございますが、財政面で免疫便潜血検査2日法での町の負担は1件当たり1,600円程度となります。全大腸内視鏡検査については、個人の状況にもよりますが、全額自己負担として1件当たり約3万円程度かかります。

医療体制としましては、全大腸内視鏡検査が実施できる医療機関は限られております。現在、集団検診で要精密検査となった方が受診を希望された場合、1週間程度で精密検査を受診することができる状況ですが、もし検診として症状がない方の受診を受け入れると、要精密検査対象者や有症状の方といった早期に検査することが望ましい方の受診の遅れが懸念されます。対象者支援としましては、引き続き、免疫便潜血検査2日法での一次検査で要精密検査の対象となった方への早期受診、早期検査を促してまいります。

なお、令和7年度より集団で行う特定健診やがん検診の全日程での大腸がん検診の受診日を設け、より多くの住民の方が受診できる体制を整えたところでございます。

今後とも、大腸がん検診及び要精密検査の受診率向上に努めることでがんの早期発見につなげていく方針でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ちょっと1時間を超えてしまいますけれど、最後までお願いします。

ご存じの方もおられると思いますけれど、私は昨年、本町の集団検診で便潜血検査で引っかかりまして、内視鏡検査で大腸がんが見つかり手術いたしました。毎年便潜血検査やっていたんですけども、それでも今回引っかかって、初期のがんだと思っていたんですけどかなり進行しており、最終的にはステージはⅢでした。できた場所は直腸でしたので、今も排便障害に苦しんでいます。リアルな体験者としての提案と要望です。希望者に対して一定の条件の下で内視鏡検査を選択できる体制づくりの検討をぜひ進めていただきたいと思います。

また、医師会と連携し、住民への啓発活動や、内視鏡検査って怖くないよなどの心理的なハードルを下げる取組も重要だと思います。便潜血検査後の精密検査受診率向上を図るためのフォロー体制、いろいろやられていると思います。先ほど言うた受診率、結構高いですから。ただ、資料を後で皆さんご覧いただければいいと思いますけれども、東京八王子市の大腸がん検診精密検査受診率向上事業におけるSIB、ソーシャル・インパクト・ボンド導入モデルという最終報告書を資料として上げさせていただいています。このSIBは外部の民間資本100%で行う事業なんですけど、八王子市のこの事業に関しては、先ほど3番目の質問、大阪体育大学等の地域連携にも提案しました

PFS、成果連動型委託契約によって実施されました。資料4番目にもありますように、PFSの特徴と、やったことによる医療費の適正効果も表示されております。ぜひ本町にも導入可能なのか検討をお願いします。

財政が厳しい中であるのは十分承知しておりますが、病気による休職や退職が減ることによって本町の社会保障費の負担軽減にもつながりますし、健康寿命を延伸することで将来的な介護サービスの利用期間を短縮できる可能性もあると思います。介護費用負担の軽減をすることができます。

町民の皆様が長く健康に働いて所得を得ることによって、本町の税収維持や増加にもつながる可能性があります。高額な医療費がかかると結果的に町への財政負担にもなってしまいますので、ぜひご検討のほどよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、石井議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時43分」から「13時00分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い4項目一般質問をさせていただきます。

まず、1項目めは不妊・不育治療費助成事業についてです。

2022年（令和4年）4月から体外受精などの不妊治療に保険が適用されるようになりましたが、保険適用外の高額な治療を選択せざるを得ないケースもあり、費用の負担軽減に不十分だとして、それぞれの自治体が上乘せして支援をしております。熊取町も、不妊・不育治療費助成事業として、ご夫婦の経済的負担を軽減するために検査・治療費用の一部助成を行って来ております。

1点目ですが、令和7年度から不妊・不育治療費助成事業の内容が見直しされております。資料に令和7年3月31日までの分と4月1日からの申請案内をつけさせていただきましたが、どう変わったのか変更点についてご説明をお願いいたします。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、不妊・不育治療費助成事業についての1点目、令和7年度から事業内容が見直しされているがどう変わったかについてご答弁申し上げます。

まず、令和6年度までの助成内容を申し上げますと、一般不妊治療、生殖補助医療、不育治療につきましてそれぞれに助成制度を設けてございました。

まず、一般不妊治療及び生殖補助医療につきましては、保険適用の有無にかかわらず1子につき6回、ただし40歳開始の場合は3回まで、1回につき上限5万円を助成するものとしてございました。また、不育治療につきましては保険適用外の治療に関して1子につき6回、ただし40歳開始の場合は3回まで、1回につき上限20万円を助成することとしてございました。

なお、それぞれの治療には助成回数の上限を設けてございましたが、同一年度内の回数制限は設けておらず、また、それぞれの治療に対して重複して助成できる仕組みとなっておりました。

次に、令和7年度からの見直し後の内容についてご説明申し上げます。

一般不妊治療、生殖補助医療、不育治療につきまして、通算で6回助成することに変更はございませんが、同一年度内においてはいずれかの治療につき1回の助成とし、上限額を5万円に統一いたしました。ただし、年齢による回数制限を廃止するとともに、不育治療につきましては保険適用の有無に関係なく助成できるよう見直しを行ったものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。なかなか分かりにくい変更なんですけれども、具体的に実際どのようによくなったのか、ご説明できますか。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 不妊治療につきましては大きく分けて一般不妊治療と生殖補助医療というものに大別されるということなんですけれども、それぞれに関しまして令和6年度までは1子につき6回、そして1回上限5万円という助成内容を取ってございました。それに関しまして、令和7年4月以降につきましては一般不妊治療、生殖補助医療それぞれを受診することで1子につき6回というものではなくて、一般不妊治療であっても生殖補助医療であってもいずれかの医療を受けられた場合は、それぞれで計算するのではなくて、それぞれの治療につき1回を助成対象として上限5万円とするような形に変更しております。

そして、不育治療に関しましては、保険適用外のみを令和6年度までは助成対象としてございまして、回数につきましては1子につき6回、1回の上限20万円としておったところ、不育治療につきましては保険適用の有無にかかわらず同一年度に1回、上限5万円というような形で見直しを行っているものでございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

不育治療につきましては後ほどの質問でもありますのでまた聞かせていただきたいと思います。使いやすくなったのかどうかというところはしっかりとまた説明をしていただきたいと思いますというふうに思うんですけれども、このように助成額につきましても、また回数についてもそのように見直しを行ったわけなんですけれども、こういった見直しを他市町でもやっているのでしょうか。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 見直しを行うかどうかというところを判断する材料として、近隣の市町、それだけでなく大阪府内の自治体の状況を勘案しながら、今回アクションプログラムの見直しの作業に併せまして見直しが必要ではないかというところで、洗い出しの中でさせていただいたものでございまして、その参考として、近隣の市町の助成内容により近い内容という形で見直しを行ったというところでございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。他市町は見直しをやっているのかどうかという質問やったんですが、その辺は分からないというところで、一応、本町とすれば他市町の助成内容に基づいて検討したというご答弁だったかなというふうに思います。

では2点目、なぜ見直しをしたのか、その理由についてお聞かせください。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） では、2点目の見直しを行った理由についてご答弁申し上げます。

令和4年4月から一般不妊治療と生殖補助医療が保険適用となったことに合わせまして、大阪府が保険適用となる不妊治療に対する助成事業を廃止する中、府内の自治体においても助成内容の見直しが行われてきた経緯があり、昨年度の第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の見直し作業において、本町の取組が近隣自治体と比べても突出した状況であったことも含め改革項目として追加し、実情に合わせた制度設計となるよう見直しを行ったものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。ということは、見直した大きな要因は行革になるということですかね。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 見直すきっかけというのは、これまでも議論のございました行革として

こういった項目を健康福祉部内で出すべきかどうか、出せるのかという中での作業の中で、近隣等の比較の中で町が独自に行っている事業の中で、この事業は縮小してもいいのではないかとこのころで上げさせていただいたというところでございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） なかなか、この不妊・不育治療費助成につきまして行革の対象になったということ自体がちょっと理解できないんですけども、行革のアクションプログラムの計画の中でも令和8年度、9年度にそれぞれ126万7,000円効果額があるというふうな計画が上がっていたんですけども、それというのは利用者が減ることを想定した効果額なんでしょうか。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 大きく減少すると判断している部分については、回数に制限を一定設けたというところ、それと不育事業につきましては20万円を5万円に基本、上限額を下げているというところ、そういった点が大きいと考えております。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。やっぱり不育治療費助成についてが削減効果額に上がっているというふうに理解させていただきます。

その辺は後でちょっとまた聞かせていただきますが、そしたら3点目、こういうふうに制度が、申請内容が変わったというところで、情報をホームページで見て3月31日までの方はこの内容で申請してください、4月1日以降はこの内容で申請してくださいというふうにホームページでは案内されているんですけども、そういった内容につきましての情報提供や相談についてはどのように対応されていくのか、ちょっとその辺教えてください。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） では、3点目の申請についての情報提供や相談はどのように行っているかについてご答弁申し上げます。

事業の周知につきましては、町のホームページや広報へ記事を掲載するとともに、不妊・不育治療の実績のある医療機関にはチラシを送付して対象者への案内をお願いしております。また、電話や窓口での相談に対しても随時対応してございます。

なお、令和7年度からの見直しにつきましては、従来からの周知方法と併せまして医療機関に対して事前に説明を行うとともに、窓口へ申請に来られた方には変更点や注意点について丁寧に説明を行うことにより、これまでのところ苦情をいただくことはなく、一定のご理解をいただいているものと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。しっかりと対応して相談に、制度が変わったというところで手違いや、事務局側としても手違いとかそういったのがあってもいけないので、その辺はしっかりと対応していただきたいんですけども、ご相談に来られた方に対してでもなんですけども、年度が変わったからというところで、治療は継続はされているかと思うんですね、不妊治療にしても。その場合は、治療を継続していて年度が変わって申請の仕方が変わったというところで、助成額は不妊治療の場合は5万円で、保険を使ってもその辺の対象者の対応は一緒なのかも分からないんですが、年齢とか何か変わりましたよね。その辺のところとかで年度をまたがった人の場合の相談というのはどうなんですかね。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） あくまで新しい制度の部分は4月1日以降に治療を開始された部分で適用するものと考えておまして、継続をされている部分につきましては治療開始年度の属する制度の中で対応していくと。そのため、申請が年度内に間に合わなかった方につきましては、一定のある程度期限を切らないといけませんけれども、翌年度での申請も受付はさせていただいております。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。またしっかり丁寧をお願いしたいと思います。

では次、4点目なんですけれども、不育症についてですが、先ほどもご説明ありましたけれども、この3月31日まで6年度につきましては助成額が上限20万円だったのが、それがこの4月から、7年度からは5万円になって減額されたわけなんです。その理由をお聞かせください。そしてまた元どおり、6年度までのとおりに戻していただきたいのですが、その辺のところのご説明もお願いします。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） では、4点目の不育症について助成額が減額となっているのはなぜか、令和6年度までのとおりにできないかについてご答弁申し上げます。

不育治療に関する助成実績につきましては、令和3年度には0件、令和4年度に1件、令和5年度及び令和6年度は0件と非常に少ない状況が続いていること、また近隣自治体のほとんどが上限額を5万円に設定していることから、この内容で見直しを行ったものでございます。なお、助成金額は減額してございますが、不育治療の保険適用化も進んできている現状を踏まえ、保険適用がある場合でも助成対象とするなど拡充も行ってございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） そんなに利用実績がないからというところなんですけれども、ご説明いただいた理由はね。利用実績がなくてでも、ないから金額を削減するというのがちょっと理解できないんですけれども、ないならそのまま継続できるということもありじゃないですかね。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 財政事情とか予算の関係もございまして、先ほどから議論を進めてきたという中で、比較材料としましてはやはり近隣自治体との比較というところをメインに置いて、金額のほうもそれに近い金額に合わせさせていただいたというところでございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） その数値、予算的には減額することによって減るんですけれども、実際に20万円助成していたとしても、利用者がなかったわけですよ。だからその分は不用額として残っていくわけですよ。申請がなかったら予算を上げてでも。そういう形でこの施策というのは20万円助成するんだという本当にPRできる施策かと思っておりますので、それをなぜ使われていないから削減するところが分からなくて、今ちょっと富田林市の資料もつけています。ここは30万円補助しております。近隣を見て判断したというところなんですけれども、30万円助成しているところもあるんですね、大阪府内では。その辺のところとか、状況を見て判断はしていただいたんでしょうか。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 富田林市であったりとか、幾つか30万円というところはあるというのは把握してございます。ただし、その時点時点で変わるかもしれませんけれども、我々が調べた段階では全て保険適用外のみというようになっております。

今回、令和6年度までは20万円の助成額をしておったんですけれども、そのくくり、保険適用外のみという形で我々も設定しておりましたところ、保険適用の有無にかかわらず自己負担分上限5万円と。金額のことはご意見あるかと思っておりますけれども、そういった部分の拡充というのは見直しの中でさせていただいていると我々は考えております。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 大阪府もこの分につきましては補助をしていますよね。保険適用外についてでしたかね、大阪府は。検査費用については保険適用を見据えて、この検査費用については大阪府もやっています、ここの説明の中にもありましたよね、大阪府の助成を除いた分を補助するという感じで。その辺のところはどうなりますか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）大阪府なり中核市がされております検査・治療費、これにつきましては一定その利用者、患者が助成を受けられるというところになりますので、そこを除くような形になるかと思えます、助成について。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）大阪府もそうやっているのであるならば、その分、熊取町としてもそのあとの自己負担の分は補助できるのではないかなというふうに思うんですけども、ちょっとその辺のところをどうしても理解できなくて、今の人口減少時代の、人口動態統計があつて先日発表されたんですけども、そこで日本の出生数が70万人を切ったわけなんですよね。そういう中で1人の女性が生涯産む子どもの数を示す合計特殊出生率がもうこの間1.15になったというふうな、そういった発表がありました。

その中で、熊取町としてはこの間、こども計画というのがこの3月に策定されて、その中に平成30年から令和4年の値が1.41で府内16番目に高かったというふうな、こども計画の中に記載されておったんですけども、それっているいろいろ子育て支援に力を入れていて、また不妊・不育治療費助成につきましても本当に他市ではない、府内で突出しているとおっしゃっておられました、そういった施策を打っているから子育て支援に取り組んでいるというふうに、だからこの1.41という数字が出たのかなというふうに私は思います。子育て支援策が本当にそうやって減額することによってマイナス方向になっていくんじゃないかなというところ、そのところがどうしても納得いかにく思っております。

先日、町長のタウンミーティングに参加させていただいたんですが、そのときにも区長から転入促進として子育て支援をもっとアピールしてほしいというご意見がありました。この不育治療費助成は、今泉州地域におきましては20万円という助成額というのは本当にアピールできる施策やったと思うんです。そういったところをしっかりとアピールする施策はそのまま残しておくべきやなど、もうそれがすごくいっぱい使っていて、もう財政を圧迫してんねんと言うんやったらそれはちょっと考えなあかんか分かれへんけれど、そんなに財政を圧迫するような利用者があるわけではないので、この施策につきましては本当にしっかりと町の子育て支援策としてアピールできる施策でありますので、残していただきたいというふうに思うわけです。

町長はそのときの答弁で伝わる情報を発信していきたいとおっしゃっておられましたけれども、伝わる情報というのは子育て支援に熱いまちづくりをしているなということ、それが町民に本当にそういう心、思いが、まちづくりの思いが伝わる施策やと思うんです。だから、そういった伝わる施策をすることが伝わる情報になるかと思うんですけども、町長、その辺どのようにお考えかお聞かせください。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）子育てのまち熊取、いろんな分野がございます。その中で、伝わるそういう情報を住民の皆様に発信していきたいという、このことについては間違いがないということをご理解いただけたらというふうに思います。

子育て支援、1点今お話をさせていただいておること以外にも、いろいろな子育て支援を今までやってきております。そういった中で、利用者が今こういう状況にある中で、違う、そういった本当に保護者の皆さんが子どものことについて悩んでいること、心配していること、そういったことを優先度というふうなことを考える中では、そういったことのほうの情報を皆さん方に理解していただく、そういった伝わる情報をこれからも発信していきたい、そのように思っております。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）命を守る施策、命を大切に作る施策、そういったものは減額すべきではないというふうに思っておりますので、意見として申し述べさせていただきます。

次、2項目へいきます。

2項目めはグリーフケアの充実についてです。

流産や死産を経験した当事者の悲しみに寄り添う心のケアをグリーフケアといいます。グリーフケアの充実については、令和3年6月議会、また令和4年3月議会で一般質問をさせていただきました。結果、令和4年4月から産後ケア事業の対象者として利用できるように対応していただいております。本町をはじめ3市3町の医師会や協力医療機関の皆様にご感謝するものであります。

そこで、1点目ですが、実際に流産や死産を経験された方の産後ケア事業の利用実績についてお聞かせください。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）では、ご質問のグリーフケアの充実についての1点目、流産や死産を経験された方の産後ケア事業の利用実績についてご答弁申し上げます。

本町では、産後ケア事業を産婦人科や助産院に委託しており、令和4年4月からは流産や死産を経験した女性の方にもご利用いただけることとし、周知やご案内はしてございますが、これまでのところ利用の実績はございません。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

では、流産や死産を経験された方が利用できますというご周知をしていただくにもかかわらず利用がないというのはなぜだとお考えでしょうか。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）いろいろ事情もあるかと思うんですけれども、ちょっと最近聞いた話などを勘案しますと、やはり産後ケアを望まれる方というのは基本的には出産なりされて元気なお子さんの方がいることが前提というような形でこれまで制度的には進められてきたのかなというところがありますと感じるところであります。その中で、流産や死産を経験された方がそういったほかの方々と一緒のスペースであったり一緒の場所でケアを受けることに対する心理的な面というんですか、そういったところももしかしたら配慮としてももっと必要であるので利用がもしかしら控えられているのかなというような、そういったご意見をいただいたことがございますので、そういった理由もあるのかなと思っております。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）そういった面が、今、理事が答弁していただいたように、そういったところはやっぱりしんどいという、そういう精神的負荷というんですか、そういうものがあってなかなか一緒にはショートステイやデイサービスを受けるのがやっぱりしんどいのかなというふうに思うわけなんですけど、その次、そしたら2点目へいきますね。

2点目で、今回産後ケア事業の拡充という形で令和7年度取り組んでいただきました。令和7年度、必要な方が利用しやすい条件を緩和し、兄弟児がいる家庭や交通手段がない方が利用しやすいように、助産師がご自宅を訪問するアウトリーチ型の産後ケアを導入するというのをされておられます。流産や死産を経験した女性は、精神的負荷を感じないようにアウトリーチ型の訪問が望まれます。また、公認心理師も配置して相談支援体制の強化を図るとあります。流産や死産を経験した方も対応していただけるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）では、続きまして2点目のアウトリーチ型も今年度から導入しているが公認心理師はグリーフケアも対応してくれるのかについてご答弁申し上げます。

現在、子育て支援課に配置しております公認心理師は児童発達相談を専門としているため、基本的にグリーフケアに特化したご相談やカウンセリングは行ってございませんが、ご相談をお受けした場合は、公認心理師の知見に基づき保健師や助産師と共に可能な限り寄り添った対応をさせていただきたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。

アウトリーチ型につきましても、今ちょっとご答弁になかったんですけども、対応できるんですね。していただけるんですね。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 今、アウトリーチ型につきましては基本的には町が委託しております助産院であったり産婦人科にお願いをするというような形になってございますので、その実績でいきますとアウトリーチ型は4月に1回、5月に2回、実績のほうが既にごございます。

実際に公認心理師がアウトリーチの産後ケアのために事業として行くという確固たる事業としての立ち上げをしておらないんですけども、訪問なりアウトリーチ型の産後ケアという枠組みにとられず、必要に応じて保健師なりと同行させていただくということは、対応としては今後考えられるかなと思います。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。

このアウトリーチ型は今年、令和7年度から導入していただき、やっぱり出産後のお母さんも子どもを連れてなかなか行けないという方もいらっしゃるかと思うんですが、先ほど流産や死産を経験した人が産後ケアを利用できない理由の中に、そういった出産後のママと一緒にショートステイやデイサービスを受けるのはちょっとしんどいといった、そういう状況があるということが考えられるとおっしゃっておられましたが、そういう方にとってはアウトリーチ型で助産師等が訪問してくださっているいろいろと話を聞いていただき、心のケアをしていただくのが一番望まれることかと思うんですね。それで、アウトリーチ型につきまして今回導入していただき、ありがたいなというふうに思っております。

しっかりまたPRもしていただきたいと思うんですけども、ちょうど私がこの質問通告をしたときには、産後ケア事業についてはまだ7年度からのアウトリーチ型については載っていませんでしたが、先日、9日にホームページをもう一回見たらアウトリーチ型も表になって載っていたんですけど、そこにはちゃんと出産後のお母さんと赤ちゃんの対応をしていただけるショートステイ、デイサービス、アウトリーチの価格表と、また別の同じような表なんですけど、クリックしたら死産、流産を経験された女性が使えらるショートステイ、デイサービス、アウトリーチの料金表が載っていました。だから、料金も分けて流産や死産された方のほうが少し料金を安くして利用できるように、またアウトアウトリーチもしていただける、少し値段を下げてやっていただけるという、そういったページをアップしてくださっていたんですけども、ですよ。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 通告があつてからという過程ではなかったんですけども、ちょっと契約の関係で交渉しているとかというところがございまして、アップのほうは4月当初できなかった部分があつて、タイミングとして今になったという形で、今おっしゃられたみたいに分けて、死産等をされた方と実際に出産された方とを分けたつくりとさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） ありがとうございます。すごくありがたいなと思いました。こうやって分けて料金表をつくっていただき、アウトリーチ型も利用できるようにやっていただいているところ、すごく感謝するものなんですけれども、これをしっかりと、そういった流産や死産をされた方にもこういった制度があつてこういうサービスが使えますよということをしっかり情報周知していただきたいんですが、その辺のところはどんなふうに考えておりますか。このホームページにアップしたこれだけなんですか。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）実際にホームページでアップさせていただいている部分に加えまして、やはり出産であったりとかというタイミングではご案内のほうをさせていただいている。その前に病院等でも周知をいただいているという形で今は進めております。死産等の方々につきましてはなかなかアプローチのほうはしにくいというところがございますので、これからどのような形が望ましいのかというところは引き続きちょっと検討していきたいと思っております。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）しっかり、いい対応をしてくださっているので周知していただきたいなと思います。病院でそういった掲示をしていただくなり、案内、治療を受けて、町としては分からないかと思えますので、母子手帳をつくった人に対しては保健師が対応できるかも分かりませんが、流産や死産をされた方につきましては、母子手帳はあるかも分からないんですが、その対応、そういったところの案内というのは何か窓口はないですかね。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）今、町としてはできることはさせていただく中で、あとホームページ等でもお知らせはしているところでは、大阪府の機関であったりというところの情報をお伝えしたりであったり、そういった流産、死産を経験した方々のネットワーク、NPOであったりというところのご紹介とかをリンクを張らせてもらったりとかという形を今、させていただいておりますので、そういった相談窓口がここにあるよというところのご案内を効果的にできるように考えていきたいなと思っております。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。また何か実際に、ホームページ等だけではなくてちょっと相談できる、そういった案内できる場所があったらなというふうに思いますので、また検討をお願いしたいと思います。

次、3点目へいきますね。

3点目、1点目でも質問させていただきました利用実績についてですけれども、やはり流産や死産を経験された方と出産された方と一緒にサービスを受けるということはなかなか利用しにくいものかと考えます。そこで、天使ママ専門の産後ケア助産院が令和6年度に東大阪市に開設されました。NPO法人が運営しております。天使ママというのは、流産、死産、新生児死等によりお子様と死別した女性のことであります。グリーフケアに特化した産後ケア施設として、自治体と契約を結び、産後ケアの枠組みの中で天使ママへの継続的な支援に取り組んでいるそうです。流産、死産を経験した母親にとって何よりも安心感につながるかと思います。

現在、東大阪市、兵庫県西宮市、尼崎市、京都府木津川市と契約を締結し、吹田市、大阪市、豊中市、八尾市と契約のため準備中とのことです。本町も利用してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）では続きまして、3点目の天使ママ専門の産後ケア助産院が令和6年度に開設されたことから、本町も利用してはどうかについてご答弁申し上げます。

天使ママとは流産や死産、新生児死などを経験した母親を示す言葉で、東大阪市でNPO法人が運営する助産院が昨年10月から産後グリーフケアを開始されてございます。現在、同助産院ではデイサービス型とアウトリーチ型のケアを行われておりますが、参考に本町と契約を行った場合について伺ったところ、アウトリーチ型は距離的な理由で今のところ実施は難しく、デイサービス型であれば利用可能とお聞きしております。

本町では、これまで流産や死産に伴う産後ケアの利用実績はございませんが、その一因として、より専門性の高いケアを望まれている可能性も想定されることから、今後の産後グリーフケアの在り方について、ご提案いただいた施設も含め、行政としてどのようなケアが求められているのか、費用面も含めて調査研究を行ってまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。一応東大阪市のグリーンケア事業についてのチラシを入れていますので、また参考に見ていただきたいと思います。

では次、3項目めへいきます。

3項目めは加齢性難聴対策についてです。

1点目、認知症予防、フレイル予防として令和7年度から補聴器購入費助成事業を実施していただいております。大変に感謝するものです。

そこで、まずお尋ねいたします。

今年度導入した補聴器購入費助成事業の申請状況、利用状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君） 石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君） それでは、3つ目の加齢性難聴対策についてご答弁申し上げます。

まず、ご質問の1点目の補聴器購入費助成事業の申請状況、利用状況についてでございますが、本町では令和7年4月1日から高齢者補聴器購入費用助成事業を65歳以上の方に対して開始し、補聴器の購入費用として上限2万5,000円を助成しております。ご質問のありました申請状況、利用状況は5月末現在で4名で、その内訳は70歳代の方が2名、80歳代の方が1名、90歳代の方が1名でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。今のところ4名の方が申請して購入費を助成していただく方向で、今やっつけているということですね。

次、2点目、2月20日の議員全員協議会で、加齢性難聴の早期発見、早期治療を目的として、聞こえのチェックや言語聴覚士による聞こえの相談を行うというような説明がありました。それについての取組状況もお聞かせください。

議長（文野慎治君） 石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君） 続いて2点目、「聞こえチェック」「聞こえ相談」の取り組み状況についてでございますが、加齢性難聴の早期発見や早期対応につながるよう、令和7年度から希望者を対象に言語聴覚士による聞こえの相談を春2回、秋2回、冬1回の年間5回、特定健診の結果説明会と併せて実施予定でございます。春の実施は6月12日、13日の午前中で、1人当たり30分程度の予約を受け付けているところでございます。

聞こえチェックとしましては、日本言語聴覚士協会が日常の行動を指標に聞こえを評価するために作成している12項目の質問票をセルフチェックシートとして活用し、加齢性難聴の傾向がある方が聞こえの相談につながるよう取り組んでおります。また、6月号広報では加齢性難聴について特集を組み、早期受診、補聴器の使用について啓発を行ったところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

一応、春2回、秋2回、冬1回で、今、春の分ですか、6月12日、13日というのがあると思うんです。その分、明日あさってになるんですが、予約は何人ぐらい入っていますか。

議長（文野慎治君） 石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君） 今、予約の状況ですけれども、12日が3名、13日が2名でございます。また、結果説明会の折にも直接保健師等が面談しますので、その中で相談があった方は引き続き空いたところに行っていただくようにしようと考えております。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。普通の特定健診のときにもやっていただけるということですか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）特定健診のときに、聞こえづらいつ感じたらまず聞こえの相談をということで、12項目のチェックシートの入ったチラシを来られた方にお渡しさせていただいて、その中でチェックのあった方はどうぞということでこちらから促させていただいております。それを見て、私受けたいわという方が手を挙げて今回の予約につながっております。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。その中で予約を受け付けたのが3名と2名で5名やったところですね。分かりました。

次の項へいきますね。

次、今の形で特定健診等の中で聞こえチェックをということで町のほうからお声かけをさせていただいているわけなんですけれども、3点目、前回の2月20日の議員全員協議会のときにも私ちょっと紹介させていただいたんですが、聞き取る機能の衰えのことをヒアリングフレイルといいまして、豊中市では耳から始める認知症予防としてアプリを使って聞こえのチェックを行っております。資料にもつけさせていただきました。みんなの聴脳力チェックとして5分間で簡単にチェックできるようです。

この分を取り入れて、アプリで簡単にできるので本町も取り組んではどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）次に、3点目のアプリを活用した聞こえのチェックについてございますが、豊中市が活用されているみんなの聴脳力チェックによるヒアリングフレイルチェックの実施など導入について検討いたしました。本町が事業者として実施する場合は財政的な観点や使用する際の条件から導入は今回見送ることといたしました。まずは、先ほど申し上げました日本言語聴覚士協会が作成した質問紙を基にしたセルフチェックシートを活用していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。費用はどのくらい要るんですかね。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）豊中市のほうにも、直接やっている状況も確認というか見させていただいたんですけれども、費用のほうが年間10万円が2回ぐらい講師料を払って講演を受けるのと、あと相談をする側がそういう講義を受けて、レベルアップのためにということの研修も受ける必要があるということがございましたので、そういう点からまずは自分たちでできる形でやってみてということで今回の形にさせていただきました。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）年間すごく要るのかなと思ったら10万円と聞いて、そんなの何とか頑張れるんじゃないかなというふうに思ったわけなんですけれども、豊中市のホームページ見ましたらすごく分かりやすく、動画で説明しているんですね。ヒアリングフレイルとはとか、また耳から始める認知症予防とはというところで、すごく保健師と、そしてヒアリングフレイルを立ち上げたというか、聴脳科学総合研究所の中石真一路所長が説明してくださっていて、すごく分かりやすく、また5分間で簡単にアプリを取り入れてチェックできるというので私もやってみたんですが、すごく分かりやすく、点数を自分で分かることができますので、今言う町のやられているその分もちょうど対面でちゃんと説明するというのはすごく大事なことで、それはそれで評価させていただき、それはやっていただきたいと思うんですが、そこまで行かなくても自分で簡単にスマホで聞き取り聴力テストができて、ああやっぱりちょっと自分は病院行ったほうがいいなと思う、前のあれと一緒になんですけれども、認知症チェックサイトと同じで自分で自己判断できて病院へ行く

たほうがいいなという背中を押してもらえる、そういった施策になるんじゃないかなというふうに思いますので、もうちょっと考えていただけたらなというふうに思うんですが、ちょっと教えてください。教えてください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）先ほど10万円と言ったんですけれども、1回10万円で、それを年間数回と言われましたので、ちょっとそこはちゅうちょしたところでございます。内容についてはまたいろんなものがありまして、そこも見ながら一つの方法としてこの方法についても調査研究していきたいと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

じゃ次、4点目、今回まだ4月からなので、5月の末なんであれなんですけど、申請状況とかを見て補聴器購入助成の対象とか、また助成額について拡充したほうがいいのかと、聞き取りの今相談に来られる方、そんなに多くなかったみたいですが、特定健診のときとかにチェックして、やっぱりこの人補聴器をつけたほうがいいのかという方がたくさんおられた場合、そういった対象者が多い場合にやっぱり助成の対象とか助成額についてはもうちょっと拡充せなあかんという、見直しせなあかんという、そういったことを考えることもあるんでしょうか。そういうことも考えていただきたいんですが、その辺の判断はどうでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）最後に、4点目の補聴器購入助成対象の拡充につきまして、財政的な状況を踏まえ現在のところ考えてはございませんが、本町独自の取組として、加齢性難聴の早期発見や早期対応につながるよう、健診やタピオステーション等の機会を活用してしっかりと加齢性難聴についての周知・啓発に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。周知をしていただき、必要性のある人が多くなった場合、感じたときにはまた助成につきまして、財政もあるかも分かりませんが、検討していただきたい。拡充についての検討をお願いしておきます。

次、4項目めへいきます。

4項目めは高齢者プチ就労についてです。

介護予防の一環として、大阪府は市町村への伴走支援として健康・いきがい就労トライアル事業を実施しております。健康・いきがい就労トライアル事業とは、元気な高齢者が高齢者施設等で短時間、短期間の就労に取り組み、生きがいや地域での活動の場を得る仕組みのことで、高齢者が無理のない範囲で生きがいや役割を持ちながら就労できるよう、大阪府が体制をサポートしてくれます。

具体的には、就労先は人手不足が顕著な福祉施設等で、高齢者らは事業説明会や就労を希望する施設の見学等を体験した後、トライアル期間として3か月間働くことができます。事業者と合意すればトライアル期間後も継続して就労できる事業です。仕事内容は主に食事の配膳やベッドメイキング等で、就労時間は1日約2、3時間程度、週3日程度というものだそうです。柏原市など8市が取組を進めております。本町も取り組んではいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、ご質問の高齢者プチ就労についての健康・いきがい就労トライアル事業についてご答弁申し上げます。

健康・いきがい就労トライアル事業とは、年齢を重ねても生きがいや役割を持って無理のない範囲で就労し、介護事業施設等の現場で働く皆様のサポートをする取組で、大阪府がNPO法人に委

託して行っている事業でございます。介護事業施設等の業務の中から高齢者が担える仕事等を切り出し、高齢者が健康づくりのために短時間の就労的活動を行える体制を構築する市町村に対し、大阪府が伴走支援を行うものでございます。

まず、就労トライアルとしまして3か月の雇用契約を締結し、その後は施設等の就労による継続雇用の調整を行うものとなっております。期待される効果といたしましては、高齢者の無理のない参加、モチベーション維持による継続した介護予防活動、副次的に施設等の人手不足の軽減につながるかとされており、大阪府内では現在9市で事業を実施しております。

本町でも、シルバー人材センターへの支援や緩和型サービスAの従事者を確保するための生活支援従事者研修の開催、各種介護予防事業や生活支援体制におけるボランティアの育成と、様々な人材確保及び高齢者施策を展開しているところですが、高齢者がいつまでも地域でさらに生き生きと暮らせる地域づくりに取り組んでいくためにも、健康・いきがい就労トライアル事業について注視し、今後も大阪府がこの事業を継続する場合にはほかの事業との連動も含めた上で検討を進めてまいりますので、ご理解賜りますよう申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

今、大体大阪府内では柏原市、吹田市、枚方市、摂津市、高槻市、大東市、寝屋川市、そして岸和田市の8市が取り組んでいるというふうに聞いております。府がサポートしてくれるというところで、府の予算でできるわけなんで市町村は予算が要らないというふうに聞いております。高齢者もよし、また家族も助かります。家族もよし、事業者、そういった福祉施設、介護施設や障害者施設、また保育所施設、そういった施設におきましても、本当に人手不足の中でそういった資格がなくてもできる作業をやっていたらできるので事業者も助かります。自治体も費用は要らないんで、費用負担がないので助かります。三方よしではなくて四方よしという、そういったまちづくりというので、これ宝塚市から始まった事業だそうなんですけれども、本当にいい事業かなと。無償のボランティアとか有償ボランティア活動もあります。介護予防のポイント制度とかもあります。そういった事業もあるんですが、こういった就労というのは生きがいづくり、健康づくり、高齢者にとっては人様の地域に自分もまだまだ役に立つねんというのがやっぱり生きがいになりますので、高齢者のための健康づくりにもなりますので、ぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。

府のほうの介護支援課か、ちょっと担当課のほうに聞きましたら、来年度も多分予算計上するだろうというような、予算が通ればということでしたが、担当課とすればこれは終わる事業ではないような言い方でしたので、ぜひとも町は手を挙げていただき、府から予算を頂いて事業に取り組んでいただきたいなというふうに思います。私も長生会に入っているんですけど、皆さん本当にお元気で、もうカラオケへ行ったりマージャンをやったり手芸をやったりグラウンドゴルフをやったり、皆さんもうパワーを持って余しているんですね。そういった高齢者のパワーをまちづくりに生かしていける、健康づくりにもなるというところで、すごくいい事業だと思いますので、ぜひとも来年度取り組んでいただきますようお願いさせていただきます。じゃ、もう一度答弁お願いします。

議長（文野慎治君） 石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君） この事業については私たちも本当に注目しておりまして、まずは近隣で行っている岸和田市のほうにどのような状況かと一度お伺いに行きたいというふうにまずは考えております。その中で、熊取町の中でシルバー人材センターもいろいろある中でこれをどう組み立てていくかということも含めて、出口も含めた上で検討したいというふうに思っておりますので、前向きに検討します。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 前向きに検討をお願いします。

仕事分野が違うかと思いますので、シルバー人材センターがやる仕事内容と施設の中でする本当に食器洗いか食事の配膳とかなので、仕事の内容は全然違うので競合しないと思いますので、その辺のところ、前向きに検討をよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

次に、江川議員。

8番（江川慶子君）通告に従いまして、私から質問をさせていただきます。よろしく願いします。

まず初めに、物価高騰対策についてお伺いします。

物価高騰による現在家計負担が大変増加し、食料品や生活必需品の価格上昇が続いて住民の生活を圧迫しています。熊取町独自の物価高騰対策は小・中学校の給食費に充てられていますが、全世帯を対象とする水道料金の基本料金減免制度やおこめ券など取り組まれている近隣行政区もあります。熊取町独自の全世帯向けの物価高騰対策を求めますが、ご検討されているでしょうか、お聞かせください。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、ご質問の物価高騰対策についての熊取町独自の全世帯向けの物価高騰対策を検討しているかについて答弁申し上げます。

まず、経過について申し上げますと、先ほど議員のほうからもございましたように、昨年12月に国の地方創生臨時交付金が追加交付され、令和6年度に物価高騰対策として本町が独自実施していた小・中学校給食費無償化事業に当該交付金をまず活用いたしました。

現在、本町の物価高騰対策としましては、行革アクションプログラムの見直しにより令和7年度から9年度の間目標効果額を上回る見込みとなった額及び先ほど申し上げた交付金を活用することにより生じた令和6年度余剰財源により、小学校は食材高騰分の助成に留まったものの、中学校では給食無償化を実施することができたところでございます。

厳しい財政状況ではありますが、今後におきましても着実に行財政改革を進めながら、本町の強みである子育て・教育施策、特に子育て世帯への支援等を拡充できるよう取り組んでまいりたいと考えており、全世帯向けの物価高騰対策は現在のところ検討しておりませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

現在のところは検討していないと、ぼしっと言われてしまったんですが、もう皆さんもいろいろ情報は知っておられると思います。資料のほうにもつけさせていただきました。泉佐野市で行っている泉佐野市原油価格高騰対策事業者支援金だとか、水道料金、基本料金が3か月間無料へといったような大阪市の取組だとか、おこめ券のことだとか、いろいろこう今までは大変だということで行われているのはご存じですよね。そういうことも知った上でも、やっぱり今の熊取町の状況では難しいという判断なんですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）先ほど議員おっしゃった部分でちょっとミックスされている部分が、まず泉佐野市のお話等がございましたが、当初予算編成時、いわゆる3月の段階で当初予算やとか3月補正、こういったところでいろんな各市町でそれぞれの地域特性に基づいたことをやると。その一つが今おっしゃっていただいたようなところも含めております。その中で本町、答弁でも申し上げましたが、行革AP見直しを行うというような非常に厳しい財政状況の中で、行革を進めることで先ほども申し上げた子育て支援等について充実を図っていかうというところで、泉佐野市、田尻町というようなところは非常に財政力が高いところですので、ちょっと一緒にという部分は難しいんですが、いわゆる小・中学校給食費につきましても岸和田市以南ではほとんどの団体が物価高騰対策のみの助成というところになっておるのを、本町では先ほど申し上げたとおり、中学校では何

とか頑張って無償化を実施したというところがございます。これ、繰り返しになりますが1点です。

直近の国・府の動向、先ほど議員おっしゃっていただいたとおり、大阪市では水道料金というのが6月の頭ですか、3か月分ということで基本料金というところが報道されております。大阪府では、一方で子ども食費支援ということで、報道提供等では22歳までを対象にする方向でお米クーポンだとか食料品セット、国としましても電気・ガス料金、またガソリン価格の支援等を行っているというところがございます、今後も国の交付金も含めて参院選後には恐らく対策、補正予算がなされるというようなところ、また、それに併せた国・府の新たな動きというのも想定されます。何より本町の6年度の決算状況が明らかになるというタイミングでもございます。この辺を含めて、しっかりと近隣の状況も含めて調査しながら、必要なところには必要な対応をさせていただきます。

ただし、本町ではやっぱり子育て支援というのが中心になってくるのかなというようなところがございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）子育て支援を重点でということ今やっているということで、状況もかなり厳しい中で近隣の状況も踏まえながら考えているということとはよく分かっていますし、中学校の給食無償化もすごく評価しております。小学校の物価高騰の部分も補助していただいているということもかなり評価しています。

先ほども出ましたが、参議院選挙の焦点にもなっています消費税の問題もありますので、減税になるのかどうかということも含めて流動的なところがかなりあるので、その辺の情報をやはり加味しながら検討をしていかなあかん部分なのかなとは思いますが、本当に松源で買物しても支払いのときにやはり金額が増えているという部分では、もう身に染みて物価高騰が生活を圧迫しているという部分はかなりありますので、何らかの形で町独自の何か施策をしてほしいというのが住民の願いであるということなんです。

それで、国のほうが出している令和7年度の5月に予備費として重点支援地方交付金追加額、1,000億円の追加がこの間あったんですが、この分については町としての何か動きというか働きかけ、申請などの動きがあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）5月27日付で国の通知がございました。金額としては1,800万円程度でございます。非常に中途半端といえれば中途半端な少額でして、これをもってすぐに何かができるかという、非常になかなか難しいところが現実のところでございます。したがって、国のほうもいつもの形で既に実施している事業に充当することも可だし、この後対応していく事業に充当することも可と。

この実施計画という計画を国に出した上で認めていただくという手続になるんですが、これが6月と10月末だったかと思いますが、10月中にございますというところも含めて、本町としては先ほど申し上げた国の補正の動き等も見据えながら考えさせていただきたいなど。恐らく何らかの動きがあるのは間違いないだろうと思っておりますので、ちょっとその辺流動的でもございますので。ただ、1,800万円単体でということになれば、財政部局の考えとしてはやっぱり今させていただいている小・中学校の給食関係のところの財源として使わせていただきたいという形になってきますが、ちょっと先ほど申し上げたように流動的な面がございますので、まだ一旦保留しておるといったような状況と言うたらいいですか、そんな状況だと思っていただければよろしいかと思います。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。住民への物価高騰対策、ぜひこれからも予算とか国の動きとかが影響ありますので、検討してタイミングを逃さずに実現してほしいなと思います、どこかで何らかの形で何かありますか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）いずれにしましても、どこかで何らかの形で議員の皆様方に意見を聞くなり情報提供するなりという機会は設けさせていただきたいなと思っておりますので、ちょっとそれも状況によって変わってくるかと思いますが、今のところはそういうふうを考えておりますので、よろしくお祈いします。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

会期中の議員全員協議会も、会期前のほうもなかったの動きがなかったんだということで、ちょっと残念だなと思ったんです。2学期から小学校もいくかなとかちょっと期待したんやけれど、あ、動きはなかったんだということで、それは担当課のほうが一番アンテナを張っていると思いますので、ぜひよろしくお祈いします。

それと、本当にお金がどんどん飛んでいくような財布の中身、今デジタル化もなっているのでもっと分からない部分も、何か後の引き去りでどっと来てちょっと生活が回らないとかそういう実態が出ている中で、行革の話も同時並行でいっているんですが、できたら使用料の値上げやとかごみ袋ですね。多分ごみ袋の製作もこれから検討に入っていると思うんですが、多分原価とか今非常に高くなっているん違うかなと。この原価が高くなった時期に作ることのメリットってあるのかなとか、何かいろいろ計画についてはやはり住民負担を圧迫させないためにも先延ばしや計画変更、そういったことも原価が今高いのであればちょっと時期を待ってみるとか、そういうことも含めて検討していただきたいなと思ひます。

いろいろご尽力いただいているのは重々理解しておりますが、本当に熊取町独自で何か手だてをしていただけたらと思ひて質問させていただきました。どうぞよろしくお祈いいたします。

何かありましたら、いいですか。じゃ2つ目の質問に入ります。

こども誰でも通園制度の導入についてお祈いします。

何と来年、2026年4月から全ての市町村でこども誰でも通園制度を実施することになります。国が決めたことですのでね。それで、内容は資料をつけました。2枚目で、字がすごく小さいんですが、タブレットならちょっと引き伸ばして見られるかなと思ひて資料をつけさせてもらいました、中身についてはね。「こども誰でも通園制度とは？」ということで、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です」と。対象者は保育所に通っていない0歳6か月から満3歳未満が対象ということで、利用方法、月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用可能、このようなことが来年4月から行われることになるんですが、熊取町でもこれに取り組むに当たり、今年度中にこれに関する条例をつくることになりますよね。そのために今後どのように進めようとしているのか、また実施までの課題、そして今後の対応についてお祈いします。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、ご質問の2点目のこども誰でも通園制度の導入につきまして、今年度中に条例をつくるに当たりどのように進めているのか、また実施までの課題と対応についてご答弁申し上げます。

まず、条例につきましては、国が内閣府令で定めた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき、各市町村が、現時点では仮称にはなりますが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を新たに制定する必要があります。この条例の制定後、民間保育施設がこども誰でも通園制度を実施する場合は、町が施設からの申請に基づき条例基準に適合しているかなどを審査し、附属機関である児童福祉審議会への意見聴取を経て設置認可を行うこととなります。なお、町立保育所において事業を実施する場合は、条例基準を満たしていれば認可も意見聴取も必要ございません。

現時点において、町内の民間保育施設から事業実施に向けた具体的なお意向はお受けしておりま

せんが、認可手続には一定の時間と準備を要することから、来年4月からの事業開始に向けまして本年中の条例制定を目指して準備を進めているところでございます。

続きまして、実施までの課題と対応についてでございますが、こども誰でも通園制度は生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月一定時間、国基準では一月当たり10時間までの利用可能枠の中で時間単位で柔軟に利用できるよう制度設計されてございます。そのため、利用を希望する方がいつでも利用予約の相談ができるように、常に一定の利用可能枠を確保しておく必要がございます。

本町といたしましては、通常の保育体制の確保や保育需要の対応に支障が出ないように、また保育従事者にとって大きな負担が生じないように、町立保育所及び民間保育施設とも協議・調整を行いながら、持続可能な定員設定を行ってまいりたいと考えているところでございます。今後、国から新たな指針等が示された場合の対応も含めまして、近隣市・町の動向も注視しながら準備を進めてまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

まずは条例制定が議会に出てくるということと、あと細かい内容がありますよね。今まででしたら就労だとか保育が必要な人が対象で一時保育なり通常保育を受けていたのですけれど、今度のこども誰でも通園制度はリフレッシュも含まれるし、親御さんの支援というのでも含まれていますし、そういうことも考えればとても体制づくりというの、受け入れる体制をいかにつくるかというところがすごく大きな問題、課題やと先ほどもそういうふうにおっしゃっていたんですけれども、私自身もそう思っています。

それで、熊取町で今、民間園では一時預かりの制度を行っておりますよね。その中ではどのように一時預かりをされているのかというのをまずちょっと教えていただきたいんですけれども、事前面談されているのかとか利用料金をどうされているのか、民間園でしかしていないので、どこの保育所、認定こども園でどのように預かっているのかとか時間設定とか利用状況とか、そういうのが分かれば教えていただきたいんですけど。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）すみません。利用状況まではちょっと今持っていないのであれなんですけれども、一時預かりにつきましては事前に、今行きたいから預かれますかという形ではなくて、事前に情報を伝えた上で利用したい保育園に直接連絡していただいて事前に面談なりをしていただくことで、利用が可能と判断された、その日程も含めてですけれども、そのタイミングに利用ができますよとなりましたら受入れされると。利用料金につきましても各園で設定した部分を直接お支払いいただくような形になっております。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

通告に利用状況を示してほしいということを書いておけばお答えしてもらえたのかもしれないので、またこれから今後いろいろ進めていくので、これもいろいろ参考にしていかなければならない内容だなと思って質問させていただきました。

というのは、通常保育というのを守りながらこども誰でも通園制度を取り入れようとしたならば、通園制度自身は4月時点では0歳児が半数の定数であったとしても、3月末までにお子さんが途中で保育で入ってこられて余裕枠で受け入れていた分が受け入れられなくなるという、そういったこともありますので、一時預かり制度の中にこども誰でも通園制度がうまく加味できるというか、うまく入れれば可能な形になるのかなとか、そう考えているところなんですけれども、その辺、6か月から3歳未満という赤ちゃんですよ、まあ言うたら、乳幼児というのが一番事故の起きやすい年齢ですし、保育士の確保も非常に難しい年齢層だと思うんです。

そういうことも含めて考えていくと、この事業をやるためにはまずはお子さんをお持ちの方の、これから産む人も含めてですけれども、ニーズ調査、どのぐらいの人がそれを希望しているのか、熊取町内の方でね。まずニーズ調査が必要ではないかなど。そのニーズ調査の中で、障がいのある子どもがどのぐらいおられるのか、預ける、リフレッシュのためだとかそういうためにどのぐらい需要というか必要性があるのか、それを受け入れるのは事業所なのか、それとも熊取町の公立保育所が障がいのある子どもを受け入れるのか、もう課題が山積みだと思うんです。

それで、一番心配なのは保育課の体制強化、職員の配置、これが一番心配です。職員、今の状態の中で少ない人数の中でこれを取り入れるというと、とても手に負えないんじゃないかなというふうに見えていますので、まずは職員の体制強化、これは人事のほうでも全体で考えてもらわないと乗り越えられないような大きな取組になっていると思います。まずは保育課の体制強化をした上で、定期健診とか母子手帳を発行するときだとかタイミングを逃さずニーズ調査をする。それから今ある事業者ですね。さくらこども園、アトム共同保育園、すみれ保育園、あとファミサポも入るのかしら。何かその辺も含めた事業者の協力がないと乗り越えられないものだと思うので、そういった人たちとの話し合いとか、そういうことも含めてやっていかなければいけないと思うんですが、いかがですか。何か全体的なことを言ってしまったんですけども。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） まず、体制のこともご心配いただきましてありがとうございます。

実際に全ての民間保育園であったり認定こども園であったり町立保育所で一斉にできるかというところ、なかなか難しいと思ってございます。ただ、国がQ&Aという形で投げても返ってこない部分もございまして、なかなか見えないところもあるんですけども、本格実施というのはどういう定義なのかということもまず根本的なところがございまして。ちょっと疑問なところがあっても投げているんですけども、少なくとも熊取町内で1か所でもこれを受け入れる体制が、全ての子どもは無理かもしれませんが、受入れの枠をつくっているということがそれでオーケーということで認めてもらえるのであれば、まずスタートラインは、例えばですけども、町立保育所から進めていくとかいろいろやり方も考えられるでしょうし、町立保育所と民間保育園とのやり取りというところでは2か月に1回公民合同所長会というのを定期的で開催しておりまして、今月もそのタイミングに当たっておりますので、次年度に向けた、先ほど答弁では今のところご意向は伺っていないところがあったんですけども、再度改めてこういったタイミングもございましてお伺いしていきながら、実施に向けて動きたいと逆におっしゃる事業所があれば、それに向けて支援もしていきたいというふうに考えております。

実際にニーズに関してのことですけれども、昨年末につくりましたこども計画、このこども計画の策定に当たっての未就園児のいる世帯へのニーズ調査というのをしてございまして、ちょっと時間がたっているので精査は必要かなと思うんですけども、その時点では大体この可能の上限まで利用したいという方が全体の18%ほどいらっしゃるということで、それを令和7年4月1日時点の0歳6か月から3歳までのお子さんの未就園児の児童数を拾ってみたら大体200人ぐらいいらっしゃるかと算定しますと、200人に18%を掛けると大体36人ほどになるかということが考えられると我々は今思っているんです。それでいったときに、同じ日に30何人来られるとやっぱりそのための受入れは苦しいと思いますし、どのように利用されるのか、利用したいのかとかいうところが調整できるのであれば、それなりの人数を確保しておけばいいのかということも考えていかないといけないと思っております。

実際にこども計画での利用児童数の見込みは一月当たり60人、延べで利用されるのではないかなというふうな見込みを暫定的には立ててございまして、10時間使えるというのが大体5時間・5時間使うということであれば先ほど申し上げた36の倍ぐらいのイメージで、需要に関してはそれぐらいを今ベースで、制度設計を今後5年間見通しを立てていけばいいのかなと思っております。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

こども計画というのは、つい最近やったかしら、これ出されたのは。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）策定自体は令和7年3月でございます。ただ、ニーズ調査は1年以上前の調査になりますので、やっていくについてはどのようにやり方をまた考えていくかというのは他市町の状況とかを見ながら考えていきたいと思っております。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

一応そういうふうなニーズ調査的なものはしているということと、事業者との検討会というのも事業者と公立の保育所で連携で2か月に一遍話し合っているもので、それで提案して話し合っていくと。具体的な部分でこれからしていくということで、とにかく今回のやつは広域利用も含まれてきていますのでいろいろ想定されるんですが、まずは熊取町の住民にとってどうかという、そういう住民の家庭優先に無理ない程度でまずはスタートしてほしいなと思っております。またそういうのが具体的に決まりつつありましたら議員全員協議会なりいろんな形で説明していただければと思うんですが、どうでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）我々も、現状は身の丈に合ったというか、答弁で申し上げましたけれど、持続可能な範囲でやるしかないのかなと思ってございます。その上で皆様方に、まだちょっと見えていない部分が多いというところで我々もちょっと困惑しているところもありますので、整理ができた段階で一定このような見通しでやっていきたいということがお示しできる状態になりましたら、議員全員協議会なりそういった機会を通じてご説明させていただきたいと思っております。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

全世帯の医療費にかぶさってくる新たな国民負担、それが子ども・子育て支援金なんですよ。来年4月から全世帯の医療費にかかってくる。国保にもかかってくる。そういった費用を財源にしてこの制度がやられるということで、親御さんたちはそういう財源を活用しているのに自分の子は希望しても預けられないんだといったときに、文句を言う場所というか、そういうのがすごく町がその窓口になってしまうという部分では、とても大変な立場に追いやられるのではないかなというふうに思いますので、慎重に、何か町の住民のニーズに合わせたやり方で、持続可能なというような話が出ましたが、ぜひその辺は事業者や保育所の協力なしではやれない事業となってきますので、その辺は無理のない形でやっていただけたらと思っております。

そのためにも、そこを進めるためにやっぱり職員の体制が必要やと思うんです。そこを理解していただいて、担当職員が少数でどうしたらいいのか相談できるような町の内部の体制も構築していただきたいなと要望しておきます。何かありましたら。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）申請方法について、システムを利用するという前提のことは示されておりますが、ここもやっぱりちょっと不明確なところがございます。我々保育担当の部署としても、現状で大丈夫ということであればそれに対応に向けて準備を進めていきますけれども、やはりちょっと苦しいということでございましたら人事部局とも相談せざるを得ないかなというふうに思っておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）よろしくお願ひします。

もう何か基準が低いんですよ、国が出してくれる基準が。それで、事前面接なんかも親御さんと子どもでやるべきだということになっているんやけれど、その辺の費用は入っていないんですよ

ね。だから、そこも事業者の持ち出しになったり町の持ち出しになったりとか、保育士がまず不足している中で従来の保育事業を圧迫したり影響されることのないようにしていかなあかんし、本当に大変な事業なので、私も協力したいとは思いますが、何か国が閣議決定で決めた内容なんですけれども、これをうまくやるために無理のない、町全体の体制でスタートできるように、力を合わせていただきたいと思います。そのように頑張ってくださいと期待しております。無理しないでください。

では、次の質問に入ります。

学校のトイレへの生理用品の配置についてお伺いします。

これについては、何度かこれまでも質問してきました。生理用品は生活になくてはならないものであり、家庭の経済的理由で購入できない場合はもとより、急遽始まったりして必要となった場合も含めて児童・生徒の心身に影響を与えるものであります。女性活躍・男女共同参画の重点方針2021においても、生理の貧困は女性の健康や尊厳に関わる重要な課題と明記されております。

学校トイレへの生理用品配置の他府県の学校での広がりですが、今、全学校で配置しているのが15県、一部に配置が13県と、全国で配置の動きが広がっている状況です。私からも、今期ではないんですが、前期の2021年の12月議会と2022年の12月議会とで2回質問してまいりましたが、それから3年近く間が開いています。試験的に熊取中学校に置いてくださった時期もありましたが、その後の状況はいかがでしょうか。また、保健室での対応で相談人数や状況が分かりましたらお伺いします。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）それでは、江川議員の学校トイレへの生理用品の配置についてのご質問に答弁いたします。

まず、現在の状況としましては、町立全小・中学校において保健室で対応している状況です。前回ご質問いただいた後、町立の1中学校において大阪府の災害備蓄物資を活用し生理用品を試行的にトイレに配置しました。活用する生徒がいる一方で、衛生面を心配する生徒の声や保健室で対応するよさが薄れることを危惧する教員の声もあり、頂いた物資がなくなった時点で約2年間の取組を終えています。その後トイレに設置はしておりませんが、生徒からの要望はなく、その他の学校におきましても保健室対応のよさを実感していることから現在に至っております。

また、生理用品を求めて保健室へ相談に来た人数につきましては、学校により数の違いはございますが、昨年度は5小学校で年間約60人、3中学校で年間約140人でした。児童・生徒が保健室へ来室することで、養護教諭が生理用品の使い方等について保健指導をしたり、体のことやその他の悩みについて相談を受けたりすることができています。

小・中学生の発達段階を考慮し、児童・生徒との関わりの中で必要な指導や支援をすることが重要であることから、現在の対応となっております。ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

資料に北海道のアンケート調査を添付させていただきました。ちょっとまた字が小さくて申し訳ないんですけども、北海道も学校トイレに生理用品を配置されたんですね。この内容なんですけれども、子どもたちにアンケートを実施してまして、それでそのアンケートの中にいろんな実態が表されています。先ほど生徒のほうからの意見はないという答弁だったんですけども、これを読んでみてほしいです。できれば熊取町でもこういうアンケートを取り組んでいただきたいです。

生理用品の配置について、学校のトイレに生理用品があったら利用したいと思いますか、98.2%が「思う」。「思う」と回答した人、どのような場合に利用したいですかというときには、「急に必要となったとき」、それから「持ってくるのを忘れた」「手持ちの生理用品が足りなくなった」、1つで済むと思っはる人も中には男性の方でおられるみたいなんです、1つでは足りないんで

すよね。それから3番目には、学校に生理用品を置くとしたら場所はどこがいいですか、やっぱり「トイレの個室」。

2番目には、トイレに設置した生理用品の利用については、トイレ等に設置した生理用品を利用しましたか。、置いていた場合は「利用した」が37.7%、「利用しなかった」が62.3%。2の(1)で利用したと回答した場合、利用した理由を教えてくださいという中には、「急に必要となった」が71.9%、「持ってくるのを忘れた」40.9%、「手持ちの生理用品がなくなった」26.9%、「利用した」と回答した場合、今後も利用したいと思いますかというところは、やっぱり「利用したい」が100%。

下の分、手元に生理用品がなく困った際の対処について、学校で生理用品が手元になくて困った経験がありますかという方は77.3%の方が「ある」。「ある」と回答した人はどのように対応しましたかということでは、「友達に生理用品を譲ってもらった」、これは80.3%、「トイレットペーパーやティッシュペーパー等で対応した」48.7%、「生理用品を交換せずに我慢した」というのが27.9%、「保健室から借りた」これが26.2%、「学校を遅刻、早退、欠席した」が6.3%、こういった状態のアンケートが出ているんですね。

これは、ここに限った問題じゃなくてどこも同じ状態があります。やはり保健室の先生のところへ行くという指導も大切です。それを否定するものではありません。これは絶対大切です。ですけども、並行して学校のトイレの生理用品の配置というのはぜひやってほしいと。それは、言ってこないじゃなくて子どもの教育環境、女の子の教育環境を守るという意味でも取り組んでほしいと。そのためにも前段でアンケートに取り組んでほしいなと思います。その辺いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）委員から頂いております道立学校のアンケートを見させていただいて、またうちの小・中学校での実績、延べ約200人の子どもが、やっぱりそれだけの数の子どもたちが必要としている方がいるんだという現状については理解いたします。

ただ、やはり小・中学生という段階で保健室に来る子の中には、たまたま持ってくるのを忘れた子であったりとか、逆に根本的な経済的な理由から持ってこられていない子がいるのではないかなということも考えられます。子どもたちの心配事というのを全て総括して受け取るには、今やっている形というのが理想的な形ではないかというふうに考えております。

また、困ったときに子どもがSOSを出すという機会に人に頼ってもいいんだという実感をさせるということも教育にとって大切な役割だと思っておりますので、現状の形でやっていきたいというのが思いですので、アンケートについては現在考えていないところになります。

以上となります。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）女の子だけ、女子だけそういう状態に追いやって、追いやってというか相談をしなければいけない、そこにおかしさを感じない教育現場があるというのはちょっと問題じゃないかなというふうに私は感じます。女の子にある現象に対して、そこをフォローできない教育現場、教育環境にすべきではない。やはりそういった費用負担もそうだし、安心して学校に行ける、そういうものがあることによって学校を休まなくても済む、そういうことも含めてもう一度考えていただけたらと思います。

そのことを述べまして、私の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時5分まで休憩いたします。

（「14時46分」から「15時05分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）では、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は1点です。行政DXについてということで、何度か同じような質問をずっとしているんですけども、熊取町においてもデジタル技術を活用した住民サービスの向上や業務の効率化が求められています。国も自治体DXの推進計画を示していきまして、デジタル人材の育成やAIの導入への支援を強化しているところです。このような背景を踏まえて、熊取町の行政DXの現状と今後の方向性についてお尋ねします。

まず、①です。オンライン申請できる行政手続の割合と今後の拡大を予定している分野をお示しください。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の1点目、オンライン申請できる行政手続の割合と今後拡大を予定している分野について答弁申し上げます。

初めに、オンライン申請できる行政手続の割合でございますが、本町行政事務全般における手続数につきましては、法や条例に基づかない細かな手続もありますことから全件数の把握はできておりませんが、全国的に標準的な手続が取りまとめられておりますマイナポータル上には現在297手続が掲載されておまして、こちらを分母とした場合に、本町において実施しております行政手続数は45手続となりますので、割合としましては297分の45ということで約15%ということでございます。

続きまして、今後拡大を予定している分野でございますが、分野を特定して拡大していくという方針はございませんが、先ほど申し上げましたマイナポータルに掲載されております297手続の中から住民ニーズが高く、かつ比較的オンライン化しやすいと想定される手続をはじめとして、他団体で実施されている手続などを参考にしまして順次取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。順次増やしていくということなんですけれども、まず今年度、じゃ45からさらに増やしていこうという手続はありますか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）今年度といいますか、要は45を達成した以降の目標というところでございますが、297のうち45が済んでいるということでございますので252手続が残っていると、そういう計算になるんですけども、その中で先ほど申し上げましたニーズが高くてオンライン化しやすいという、そういった手続からまずは50手続進めていきたいというふうに考えておまして、具体的には、1つ達成できたんですけども、職員採用試験の申込みということで昨年の採用試験の申込み、これはもともと50の目標のうちの一つやったんですけども、それは達成できたと。それからその後、熊取町で比較的ニーズが高いという法律相談の申請予約であったりとか、あるいは事務手続になるんですけども、後援名義使用申請であったりとか介護保険料の還付金の口座振込の申込みであったりとか、あるいは人間ドックの申込みであったりとか、こういった手続、ニーズの高い手続から今年度もしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）50の手続を今年度から進めていくということで、これは今年度中ということではなくて今年度から順次取り組んでいきますよということで、最後が決まっているわけじゃないですか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）意気込みとしては、今年度50完成させたいという意気込みは情報政策課員も私も含めて持っているところですが、ご存じのとおり、今年度は国が進める情報政策システムの標準化という大きな山がございますので、まずはそちらをしっかりと構築いたしまして、その新しいシステムが出来上がった後、そのシステムを活用してオンライン申請を進めてまいりたいと、このように考えております。

ただ、かといって全く着手しないというわけではございませんので、並行してしっかりと進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

あと、そういう辺も頑張って順次進めていってほしいんですけども、ほかの自治体でよくやっているようないわゆる行かない窓口ですね。これは、この50の手続を含めたら行かない窓口みたいなことは達成できるのか、これにプラスまだまだ全然必要なのか。そういう認識はどうですか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）行かない窓口でございますが、我々のほうとしましては行政手続のオンライン化の推進、これがやはりイコール行かなくてよい窓口に直結するものというふうに認識しておりますので、極端に言いましたら、297手続を達成できる環境をつくれれば、あとそれとご自宅にそういうデジタルの環境があれば行かない窓口につながっていくんだろうなというふうに考えておるところでございますが、しっかりとそのあたりも含めて検討してまいりたい。行かない窓口につながるんだということを念頭に置きながらオンライン化、進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ずっと分からないんですけども、これのある程度の目標期限というのは、まだ全然そこは設定できていないというような状況でしょうか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）期限というところですけども、やはり相当な時間、行政手続の中にはいろんな手続がございますことから、あえてやりやすいものからということで答弁させていただいたのは実はその裏返しでございます。ただ、難しいからといって手をつけないというわけではなく、そのあたりの難しいものにつきましても導入されている団体をしっかりと研究して一日でも早くということで、例えば5年先に達成というのではなくて、一日も早く、1つでもオンライン化を進めてまいりたいという、そういうところでよろしくお願いいたします。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。一日でも早くということで、ぜひその点については頑張ってくださいと思います。

次、②番です。デジタルに不慣れな方への支援体制はどうなっているのか、また今後の強化方針はどうか、ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、続きましてご質問の2点目、デジタルに不慣れな方への支援体制、いわゆるデジタルデバインド対策につきまして答弁申し上げます。

これまでの支援といたしましては、公民館でのスマホを楽しむ講座や総務省の補助事業でありますデジタル活用支援推進事業を利用しまして、スマートフォンの使い方の講習会などを実施してきたところでございます。また、午前中の石井議員のご質問でもありましたマイナンバーと健康保険証とのひもづけ及び確認のサポート窓口で代表されますように、職員が丁寧に直接支援する取組も適宜実施しております。

今後の強化方針でございますが、デジタルデバインド対策につきましては町単独で行うには限界があると感じておりますので、現時点の取組を地道に継続させながら、国に対して国策として対策強

化いただくよう町村長会などを通してしっかりと要望してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

午前中の石井議員の質問でもあったように、マイナンバーカードの4桁のほうの暗証番号はよく使うので大体覚えている方は多いと思うんですけども、8桁のほうはほぼ何に使うんやというぐらい出てこないで忘れる人が多いと思うんで、そういったところのサポートは必要やと思うんですけども。実際、窓口対応しているとかの年間の件数とか、また満足度とか、そういったことは何か統計を取ったりしているんでしょうか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）マイナンバーと健康保険証のひもづけにつきましては、午前中、橋理事からも答弁ありましたとおり統計といえますか確認を取っております、1日当たり平均5件程度ということでございますので、単純に5件と計算しましたら1年間1,200件程度は対応したのかなというところでございます。

また、過去におきましてマイナポイントで2年間サポートデスクを設置したという経過もあるんですけども、そこでも相当の件数、これはもう相当の日々高齢者の方を中心に対応しておりましたので件数は把握しておりませんが、相当数の高齢者を中心とした方を丁寧に窓口対応してきたというところでございます。

そのときに伺っていた相談窓口の声なんですけれども、非常に助かったと、非常に丁寧に対応いただいたと。これは所管は企画経営課のほうになるんですけども、企画経営課の職員が親身になって対応いただいたという高い評価をいただいておりますので、こういったサポート窓口というのは、やはり不慣れな方には非常に助かる手だてになっているのかなということは感じております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）あと、デジタル支援のことでスマホの講座とかも含めてなんですけれども、そういうサポート体制で実際、窓口でサポートする件数が減っているとか、そういったことのサポートの効果というのは出てきているんでしょうか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）すみません。そちらの、もう正直申し上げますと、我々職員のほうが実感できるというところまでの効果はまだ到達していないのかなと。これはもう私の肌感覚で申し訳ございませんが、そこまではまだいっていないのかなというふうには感じております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。同じやるのであればどんどんそういうサポートするタイミングが減っていくほうがいいと思うので、何かしら考えてやっていくほうがいいかなと思います。

じゃ次、③番にいきます。

職員によるAIの活用実態や導入方針についてお示してください。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、続きましてご質問の3点目、職員によるAIの活用実態や導入方針につきまして答弁申し上げます。

現在業務支援AIとして活用しているものとしたしまして、音声AIを利用した議事録作成支援システムや、障がい福祉課の窓口を設置している耳の聞こえにくい方向けに、職員の声を即時に文字化したものをディスプレイに表示して見ていただくシステムを導入しているところでございます。

また、対話型AIにつきましては、令和5年度及び令和6年度に職員向けチャットツールである

LOGOチャット上において、短期間で小規模ではありますが試行的に実証実験を行いました。

今後のAI活用につきましては、今後懸念されます人口減少に伴う労働力不足をはじめ、事務の効率化、ひいては人件費の削減にもつながることが将来的に期待されるなど、行革の観点からも積極的に検討していく必要があるものと認識しております。

つきましては、先日発出されました国の生成AIに関するガイドラインを基本としまして、全国の実績事例も参考にしながら本町行政に適した分野を検証するとともに、費用対効果をはじめとしまして、メリットだけでなくデメリット面なども十分考慮した上で検討してまいりたいと考えております。

以上、職員による生成AIの活用をはじめとしました本町の行政DXの推進につきましては、今年度策定予定の（仮称）行政DX推進計画の中で位置づけ、計画的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

一部導入しているということで、先ほどおっしゃった議事録の作成に使っているAIの効果はどんな感じだったのでしょうか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）アンケート調査を取りまして、役場で年間65の会議録を起こしてございます。このアンケート調査の結果で、合計540時間要していたものが161時間で作成することができまして、378時間の削減、約70%の削減効果が確認されております。

ということで、今後もさらに作成精度が向上、日進月歩でしておりますので、今後もしっかりと利用促進してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）議事録の作成についてはすぐ効果が出ているようなんですけれども、ほかの業務でマニュアル作成とかよくある質問を作ったりとかというところには、まだ導入はどうか、実験とかもやっていないということですか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）今、議員がおっしゃった役割を担っていただくのがいわゆる対話型AIということになっておりまして、それが先ほど申し上げました令和5年、6年にそれぞれ実証実験を2か月行ったんですけれども、その実証実験に45名の職員が参加して活用いただいたところで、参加に当たっては運用要領を配付しまして、個人情報や著作権とか特許とかそういった注意点を留意の上、作成いただいたというところでございます。

声としては、やっぱり業務の効率化につながったという声はたくさんいただいたんですけれども、ただ精度が、やはりまだ職員が後からしっかり見直して作り直さないといけないという、そういったまだ段階だったということでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。そういった下書きだけでもやってくれたらすごく時間というのは、ゼロから作る場所が一番しんどいので、下書きをやってくれたらすごく楽になるかなと思うんで、その辺も導入に向けて検討していただきたいなと思います。

その中で災害関連業務のデジタル化というんですか、罹災証明を発行したりとかというものもあると思うんですけれども、そういったところでのAIの導入というふうなお考えはないのでしょうか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）具体的に災害のところにAIを入れて何かしていくというところまではまだ至ってございません。今後、恐らくAIを使ってそういった災害対応もという自治体、国

のほうでしょうかね。国レベルでそういった先行サンプル的なものも出てくる可能性もあるかと思
いますので、そのあたりはしっかりと研究してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。全国的に見たら導入している自治体もあるようですので、ぜひ調べ
ていただいて検討していただきたいなと思います。災害が起きたときというのは人手がいっぱい要
ると思うんで、そういうところで少しでも省力化できたらいいんじゃないかなと思いますので、よ
ろしくお願いします。

まだできているかどうか分からないんですけども、デジタル化、AIの導入によって、先ほど
議事録でも大分時間短縮できたということなんですけれども、業務時間の削減とか定量的な効果の
見込みについて、現時点での町の試算とか見通しがあればお聞きしたいんですけども。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）申し訳ございません。試算というところまではまだ至ってございま
せん。

ただ、当然こういったシステムには効果検証というのは必ず必要やというふうには認識しており
ますので、ある程度形が出来上がったときにはしっかりと試算して、その効果額を住民の皆様にも
示してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ぜひよろしくお願いいいたします。

生成AIの実証実験とか導入している自治体、都道府県単位で言うと51%ぐらい導入されていて、
指定都市も大きい市とかやともう40%、その他の市町村やと導入しているというのが9.4%なん
ですけども、導入に向けてもう実証実験やっているところが、そこも合わせると25%ぐらいにな
っているんですね。なので、もうちょっと具体的な段階にいてもいいんじゃないかなというよう
なことを私は思っています。住民サービスの利便性の向上だけでなく、職員の働き方や行政の持続
可能性にも関わるようなことなので、ぜひスピードを上げてしていただきたいなと思います。

最後に、AIの導入に向けて町長の所見とか今後の具体的なお考えがあればお聞かせいただき
たいんですけども、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）先ほどから担当統括が申し上げましたように、熊取町でもできるところからスピー
ド感を持ってAIに取り組んでいるというのが状況なんですけれども、私の考えとすれば、デジタ
ルの中でも生成AI、これを今先ほど議員のほうから25%の自治体の実証実験を含めてやってい
ることなんですけれども、その25%の中に入っているのか入っていないのか、その辺がまだちょ
と定かでないんですけども、実証実験は確かにやったということなので、それをさらに深めてい
きたいなと、いく必要があるというふうには思っております。

これからもいろんな関係団体の協力を得ながら、この生成AIを本当に熊取町役場でどこまで使
えるのか、使える項目があるのか、そういったことを時間をかけずにスピードアップしてこれを探
っていききたいというふうには思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ぜひそのようによろしくお願いいいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

次に、河合議員。

14番（河合弘樹君）議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問のほうをしたいと思いま

す。2年ぶりの質問になるんですけれども、お手柔かかによりしくお願いいたします。

まず、今回は大きく3点の質問をさせていただきます。

まず1つ目、カーボンニュートラル実現に向けたグリーンエネルギー施策についてですが、まず、グリーンエネルギーと、もう一つ似たクリーンエネルギーというのがあるんですが、この違いというのが、グリーンエネルギーとクリーンエネルギーは両方とも環境に優しいエネルギー源のことを指しますが、微妙な違いがあります。グリーンエネルギーは、再生可能エネルギーの一部で自然のプロセスによって生成されるエネルギーを指します。例えば太陽光、風力、水力、バイオマスエネルギーが含まれます。これらのエネルギー源は、持続可能で二酸化炭素の排出が少ないため環境に優しいとされます。

一方、クリーンエネルギーは、環境への負荷が少なく温室効果ガスや汚染物質の排出が限定されているエネルギーを指します。クリーンエネルギーには、原子力エネルギーや特定の再生可能エネルギー源、風力、太陽光などが含まれています。このため、全てのクリーンエネルギーが再生可能ではないということになります。

そこで、国からは令和5年7月に閣議決定されました脱炭素成長型経済構造移行推進戦略において、「地方公共団体は、公営企業を含む全ての事務及び事業について、地域脱炭素の基盤となる重点対策（地域共生・ひ益型の再生可能エネルギー導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等）を率先して実施する」ことが求められていますが、まずその1点目、本町のカーボンニュートラルに向けた現状の取組について、本町が現在実施している再生可能エネルギー導入や省エネ施策などの概要と、どの程度のCO₂削減効果を上げているかお示してください。

議長（文野慎治君）答弁を求めます。山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、カーボンニュートラル実現に向けたグリーンエネルギー施策についての1点目、本町が現在実施している再生可能エネルギーの導入や省エネ施策の概要と、どの程度のCO₂削減効果を上げているかにつきましてご答弁申し上げます。

まず、現在実施している再生可能エネルギーの導入や省エネ施策でございますが、普及啓発を中心に取り組んでおりまして、令和5年度に立ち上げました脱炭素特設サイトの「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」や環境フェスティバルなどの機会を活用して、脱炭素社会の実現に向けた住民の行動変容を促す情報を発信してございます。

加えて、昨年度におきましては、環境省をはじめ経済産業省、大阪府の各担当者に来ていただき、町内事業者向けに再生可能エネルギーや省エネ設備設置等に対する経済的支援策についての説明会を開催させていただきました。

次に、どの程度のCO₂削減効果を上げているかについてでございますが、CO₂削減につながる再生可能エネルギーの導入状況をお示ししました経済産業省の再生可能エネルギー電子申請ページによりますと、10キロワット未満の新規導入分の累積容量で申し上げますが、令和4年で4,718キロワット、令和5年で5,217キロワット、令和6年で5,771キロワットとなっており、町全体で再生可能エネルギーの導入状況は増加傾向にあり、その分、CO₂削減につながっているものと考えてございます。

また、岸和田市以南の近隣市町の状況についてでございますが、世帯数での割合で比較いたしましたところ、町民の皆様の意識レベルの高さもございまして本町がトップクラスとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。トップクラスということで、非常にいいあれだと思っておりますが、これ、2013年度比で言うたらパーセントって分かりますか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）熊取町におけるそういう削減の効果の数値というのはまだ出せておりません。

行く行くは策定した計画についての検証をやっていく過程の中でお示しさせていただきたいと思うんですけども、そこにまだ至っていないということです。よろしくお願いします。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。

2030年度の目標というのは64%となっていると思うんですけど、それは合っていますかね。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）そこを目標に取り組んでおります。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）私、これ持っている資料で2011年の実績値では、2013年からしたらマイナス30%減っているということで、あとこの9年の間にまだ34%減らすのが目標値であって、実績とはまた違うんですけども、それを目標にしているということなんですが、それが目標であって、その話の後はまた後の質問のときに話させていただきませんが、先に2点目へいかせていただきます。

2点目の公共施設におけるグリーンエネルギー導入の促進について、役場庁舎、小学校、公共施設などの太陽光パネルや蓄電池の設置状況、今後の拡充計画は。答弁願えますか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）次に、2点目の役場庁舎、小学校、公共施設など、太陽光パネルや蓄電池の設置状況、今後の拡充計画についてでございますが、まず主な公共施設の設置状況につきましては、各小・中学校では10キロワットの太陽光パネル及び7.2キロワットの蓄電池、煉瓦館には10キロワットの太陽光パネル、JR熊取駅東西自由通路には約4キロワットの太陽光パネル、キターネホールには30キロワットの太陽光パネルを設置、導入してございます。

また、今後の拡充計画についてでございますが、再生可能エネルギー導入戦略及び熊取町地球温暖化対策実行計画に基づき事業を推進していくこととなりますが、太陽光発電設備などについて、加速する技術革新を注視しながら、また国の交付金制度や町財政状況にも留意しながら、その導入、拡充に向けての検討を重ねていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

大体太陽光パネルを設置しているのが多いんじゃないかなと思うんですけども、これ、大阪府内の市町村で公共じゃなしに民間の方へ、住宅用の太陽光発電や住宅用の蓄電池に対して大体5万円から10万円ぐらいの補助金を出している自治体があるんですけども、熊取町は以前はあったんですか。以前ありましたか。ここ最近ないということで、私もそういう仕事関係でよく聞かれるんですけども、熊取町はないんですかと。国でやっているときもあるんですけど、ほんで今年度で言えば、河内長野市が太陽光発電で上限55万円、住宅用蓄電池に対して75万円という補助金を出している事例もあります。また、和泉市においては太陽光発電が上限で70万円、蓄電池が40万円、この2市はちょっと飛び抜けて、これを売りにしているかなとは思いますが、熊取町でもそういった検討はされたりしているのでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）計画を令和5年度に立てさせていただきまして、その後、やはり熊取町におけるポテンシャルというのは太陽光パネル、太陽光発電が非常に大きいということで、もちろん公共施設につきましても、また民間の住宅、熊取町は住宅都市でございますので、住宅のほうへの太陽光パネル設置に対しての経済的支援策なども検討してまいりました。

非常にある程度内部ではしっかりと検討した過程はございますけれども、ただ、今、熊取町においてはちょっと財政状況が硬直化している状況でございますので、一旦は少し町として我慢させていただいて、財政を立て直した後にまたしっかりと取り組んでまいりたいと、具体的に補助制度、経済的支援制度の立ち上げに向けてまた取り組んでいきたいなと思っております。

計画自体は2050年を目指して取り組んでいく非常に中長期的なスパンでの計画でございますので、今は我慢の時期であるかも分かりませんが、長い目で見てしっかりとまた取り組んでいける時が来ると信じてやっております。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。ぜひそういった補助金が出るように、よろしくご検討お願いいたします。

それでは、また一つ、これはちょっと提案になるんですが、グリーンエネルギーについてですが、電力のグリーン化に取り組んでみてはどうですかということなんです。グリーン電力を導入している自治体、大阪府内においては今、堺市が全小・中学校128校園に導入していて、またもう一つ、茨木市が本庁舎と小・中学校等300施設に導入されております。

このグリーン電力の導入というのは、メリットとして一つは設備投資、工事等が不要ということで、今現在使っている既存の電力契約先を切り替えるだけで、また送電設備も今までどおり一般送配電事業者が担うとなっております。また、それに一番のメリットはCO₂排出削減のインパクトが強いということ、そして3つ目にプレスリリースによる対外アピール、他市町村、町民への周知、影響度が非常に高いというメリットがあります。その反面、デメリットもないわけではありません。現在使っておる電力と費用面で比較すればやはりちょっと厳しいところ、今財政難であるという中でそれに取り組むのはちょっと厳しいかも分かりませんが、そんな中でも今後のことを考えて、今すぐ導入とはなかなかいかないとは思いますが、例えばどこか一部だけ導入してみるとか、全てじゃなしとか、そういったことをちょっと研究していただければなと思うんですが、それについて何か意見ございますか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）3点目の質問の答弁という形でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

住民部長（山本浩義君）そしたら、3点目のグリーンエネルギー普及促進について、今後強化していくべき取組についてでございますが、当面の間は引き続き町民、町内事業者の皆様に対し有効な情報発信に努めていくとともに、町におきましても、公共施設におけるCO₂排出量のほとんどを占めております電気について、町財政状況やその購入価格に留意しながらグリーンエネルギー電力の活用について検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。検討していただけるということで、前向きに検討していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

これで1点目の質問は終わりたいと思っております。

それでは、大きく2点目の旧大原衛生公苑の利活用に向けたサウンディング結果についての1点目、サウンディング（対話型市場調査）結果の詳細はとなっておりますか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、ご質問の旧大原衛生公苑の利活用に向けたサウンディング結果についての1点目、サウンディング（対話型市場調査）結果の詳細について答弁いたします。

旧大原衛生公苑の利活用方策等について、本町にはないノウハウやアイデアを持つ民間事業者から意見をいただくため、令和6年8月30日から9月20日までサウンディング参加事業者を募集したところ、1事業者から参加申込みがあり、10月3日に利活用のアイデア等についてヒアリングを行いました。なお、その結果については10月29日付本町ホームページに公表しております。

事業者からは、既存建物を解体・除却した上で、加工場、直売所、イートインスペースを併設した陸上養殖施設等の整備について提案をいただきました。また、食品をブランドとして売り出すに

当たり、し尿処理場であったことによる風評被害リスク等を総合的に勘案すると、既存施設を活用するのは困難という意見をいただきました。

事業の進め方については、事業者としてはできる限り初期投資を抑えたいため、本町が費用を負担する公共事業として建物、設備、敷地整備を行い、陸上養殖等を行う事業者をプロポーザルで募集し、サウンディング参加事業者が当該施設の運営事業者として参画するというものでございました。

想定される課題として、既存建物を解体・除却することでニーズに応じた柔軟な整備が可能となる一方、多額の事業費が必要になるということを挙げていただきました。

最後に、事業者からの提案内容は、事業費を本町が負担し公共施設として施設整備を行うこととなるため、厳しい財政状況の中、多額の事業費が必要となることや、行財政構造改革プラン「アクションプログラム」に基づき投資的経費の抑制が必須の状況であることなどを踏まえ、事業化は困難であるとの結論に至ったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。そうやって1事業者が名のり出ているいろいろなアドバイスをいただいたということなんですが、困難じゃないかという結果が出たということなんですが、それを踏まえてこのまま2点目へいきます。

今後の方針としてはどうお考えですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、ご質問の2点目、今後の方針について答弁いたします。

旧大原衛生公苑跡地につきましては、施設の廃止後、有効活用を図るべくプロジェクトチームを設置し、利活用の検討を行いました。建物の建材等にはアスベストが、土壌にはフッ素及びその化合物が含まれていることから、それぞれの除却や処分にも相当の費用がかかるため、利活用は一旦保留となったものでございます。

また、その後実施いたしましたサウンディング結果につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、既存施設の活用も難しく、解体・除却にも多額の事業費が必要になるという結果であり、利活用は困難と判断したところでございます。

そのような中、非常に厳しい令和5年度決算状況及び収支見込み等を受け、持続可能な行財政運営を図るべく、令和6年度に行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の見直しを行いました。その中でも短期的な財源確保は計画の中心項目であるため、未利用地の処分を加速化させるという方針の下、旧大原衛生公苑につきましても利活用から売却の方針転換を行ったところでございます。

現在、早期に売却手続を行うべく、旧大原衛生公苑及び周辺地の処分検討プロジェクトチームを立ち上げ、売却に向けた具体的な方策を検討しているところでございますので、議員の皆様方におかれましても引き続きご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

アスベストと地下から何が出たの。何があるんですか。もう一度お願いします。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）建物からはアスベストが検出されております。土壌からは、あまり深いところではないんですけども、フッ素及びその化合物が検出されております。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。

そういったあれがあって、売却に当たってそう考えているというんですが、建物もあって、その

建物の中に機械が今現状そのままある状態だと思うんですが、その機械も全て処分して、結局解体もして土地が売れたとしてプラス・マイナス・ゼロでは多分無理じゃないかなと思うんですね。実際やってみな分かりませんが、ざっくりで言うたらそういう考え、マイナスになると思います。

今ちょっと別の市の話ですが、岸和田市も前に使っていたごみ処理施設の跡を処分しようと考えていて、解体に20億円かかるということで、土地を売るんであったら坪単価50万円で売れないとそれはプラス・マイナス・ゼロにならないということで、熊取町も多分そういったことになってくると思うので、実際問題。それがその値段で売ればいいんですけども、だからそういうことももう一度、売却に向けて進めていくのはいいと思うんです。

これ僕のちょっとした提案なんですけど、ある建物を全て利活用するんじゃなしに、僕も10年ぐらい前に1回ちっと視察はさせていただいたんですが、かすかにしか覚えていないぐらいなんですけど、平面図とかちっと見せていただいたら1階はほぼ3分の2以上が機械室みたいな感じで、3分の1ぐらいが空いている。2階のほうは結構半分ぐらいは空いているんじゃないかなと思うんですが、その空いているところをできるだけリフォームして、これ仮に、熊取町にない温泉施設をやっている事業者を探す。熊取町がするんじゃなしに、そういうスーパー銭湯とかやっている事業者にお願ひして、こういう提案あるんですがどうですかと言うて、できるかできないか分かりませんが、そういった話。だから、そんな業者知らんのやったら僕もそれなりに調べて、もしおるのであれば自分のついでで話だけでもさせていただきたいと思うんですが、それがもし可能であればそういった方向ももう一つの策としてやれば、これが地域の活性化にもなるし、高齢者の人の健康促進の一環としてもなりますし、売却だけじゃなしにそういったもう一つのあれということだけちょっと検討していただきたいと思うのが、この質問をしたあれです。

それに対して何かございますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）プロジェクトチームを所管しております私、総務部長からお答えさせていただきます。

プロジェクトチームでは、大原衛生公苑だけでなく、その周辺の今、世代間交流センター跡地とか、その辺の駐車場用地等も総合的に考えまして、一番最適な部分で早期に売却するという方向で全庁照会もかけまして、いろいろなご意見、民間に聞いてみたらどうやとか、今いろいろな施策を考えながら売却に向けて取り組んでいるところです。

民間の活力等も取り入れて、何か新しく売れるような方策等も考えてございますので、私のほうからその辺で進めてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）私のほうから大きく3点、1つ目は、あくまでも今回売却に方向転換したというのは、行革AP上でも申し上げましたし先ほどの答弁でも申し上げましたが、短期的な財源確保、これが喫緊の課題であるというのがまず1点あるというところでの方針転換、それだけではございませんが、というのが1点で、議員のご質問の中でもプラス・マイナス・ゼロになるんじゃないのかというようなところがあったかと思いますが、仮にプラス・マイナス・ゼロであったとしても売却すれば固定資産税収入が入ってまいります。なおかつ維持管理費用が不要になります。という部分では、やっぱりそれも大きなところだよね、施設が大きくなれば大きくなるほど維持管理費用等もかかりますのでという部分が1点、2点目でございます。

3点目は、実際に令和4年度ですけれども、民間事業者ということで阪急コンストラクション・マネジメントというような企業があるんですが、そういったところにご相談してご意見を頂戴しています。その中でも、やっぱり建物内の設備を撤去しても、いわゆる商業、収益施設等で活用することは困難であろうということをお願いしているというのと、今回のサウンディングの中でも、陸上養殖ということでございましたけれども、やはり食を扱う上での企業ブランドとしてもやっぱり

その施設をそのまま使うというのは難しいと。これ、実は会社の役員会まで上げていただいて議論いただいたんですが、結論としてはやっぱりそういう結論になりましたというところで、やはりあの施設を活用するというのは、先ほどのアスベスト云々もございますが、費用がかかるというのもございますが、なかなかそれだけではなくて、難しいのかなというところがございます。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）なかなか厳しいというのは分からんこともないんですが、でも、その端っこ、少しでもそういうことがあると。資金面においてはクラウドファンディングとか、何かやろうと思ったら実際できるんですよ。だから最後までそれで一本でいくんじやなしに、そういったちょっとした案もあるというだけ片隅に置いておいていただいて、前に進めていただきたいと思います。

それに、ちょっと質問項目には入っていないんですが、これに関連した話で町民会館の分館、以前の勤労青少年ホームの跡地もそうですよね。ああいったことも耐震化して、また利活用として、今やったら仮に学童に使うとか、そういったこともちょっと……。解体するとなったらやっぱりそれなりの費用がかかるので、どないかして利活用できるような考えをもっといろんな方面からアイデアを出し合ったら解決に向けて進むんじゃないかなと思うんで、これはちょっと余談ですが、またよろしく願いいたします。

それでは、最後の3点目にいきます。

役場職員間の仕事環境の現状と改善について、まず1点目、現在、役場職員間における業務連携やコミュニケーションの現状と、職員から寄せられている職場環境に関する意見や課題にはどのようなものがありますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、河合議員からのご質問、役場職員間の仕事環境の現状と改善についてご答弁申し上げます。

まず1点目、役場職員間における業務連携やコミュニケーションの現状と職員から寄せられる職場環境に関する意見や課題にはどのようなものがあるかについてでございますが、職員間の業務連携及びコミュニケーションに関しましては、管理職職員による職場マネジメントを基本といたしまして、職員間の良好なコミュニケーションの下、働きやすい職場環境づくりを推進していく中で適正に図られております。また、職員から寄せられる職場環境に対する意見や課題は、仕事の進め方・考え方の相違や人員体制など様々であります。内容に応じて適宜適切に対応しているところで。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

これについて、こういったアンケート等、何かやっていることはございますかね。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）アンケートといいますか、以前、令和2年3月に働き方の改革指針等のところでアンケートを実は取ってございまして、そのほかに、働き方ではなく、課長職以上の働き方の改革研究会というところで多岐にわたり平成30年9月にアンケートを取ってございます。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。そこで何か問題点とか課題とかはありましたか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）総合的に見ますと、働きやすい環境やというところが大多数でございまして、男女によってもいろいろ差は出ますが、組織としての仕事量の多さだとか等々もいろいろ出てきておりますし、モチベーションの保ち方が難しいとか、いろいろ人間関係とかの部分で、また、やる

気のある職場やという職員もかなりおられますので、総合的に判断させていただいて、今、人事のほうについてはこのアンケートを基に新しい社会的な環境とかを考えながら、円滑な職場環境を目指してございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。

それでこれ、テレワークの導入とかについて検討とかはされたことってありますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）テレワークにつきましても一旦組上にはのせさせていただいて、テレワークとまた別に、変則的な時間とかいろいろ今検討を考えてさせていただいてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）検討しているということで、これ、2021年1月から3月時点の総務省の調査で公務員のテレワーク導入率なんですが、都道府県と政令指定都市では95.5%が導入していて、市町村のほうでは19.9%にとどまっているというのが現状みたいです。やはりこれ、全員が全員テレワークをするというのはなかなか難しいことだと思うんですが、それをするに当たって何人が遠くから来ている人やったら交通費の低減にもなりますし、それもプラス面で考えたらそういったこともメリット、デメリットはあるとは思いますが、そういったことも検討していくということでもいいんですか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）役場の私たち地元に着している公務員といたしまして、やはりお客様に対して今仕事というのがほぼ相談業務等々ございますので、都道府県単位とはなかなか比べにくいところはありますが、昨今の働き方改革、仕事のしやすさ等々、検討の課題にはのせていく部分だと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。そういったあれも導入の検討はしていただけるということなんで、検討していただきたいと思えます。

1点目は以上で終わりたいと思えます。

次の最後の2点目、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策について、現在実施している取組や体制をお示しく下さい。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）次に、ご質問の2点目、現在実施しているハラスメント防止やメンタルヘルス対策の取組や体制についてご答弁申し上げます。

ハラスメント防止やメンタルヘルス対策については、全職員に対してハラスメント防止の啓発や周知を実施しており、誰もが安心して働ける職場づくりを進めております。また、専門的な外部講師を招いて実務形式の研修を実施するなどして、安心・安全な職場環境の実現や職員の人権が尊重されるよう取組を行っております。

また、職員の人権のハラスメント防止等に関する要綱に基づき、職員からの相談窓口として人事課及び人権・女性活躍推進課の職員を相談員に指定し、相談や問題について解決できる体制を構築しており、この体制につきましてもは年度当初に全職員に向け周知してございます。

なお、相談員は、相談を受ける際は相談者に寄り添って傾聴することを基本の姿勢としてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

そういった相談窓口を設置しているということで、それがどれぐらいあったとかどういった相談とか、言える範囲で答えていただけますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）まず、件数はなかなかお答えしにくいんですが、人事に来る前にやはり職場内といえますか原課、現場の中で相談していただいて、それか相談員がありますので、職場でなかなか言いにくいところの仕事の進め方の考え方の違いとか、その辺の職場環境について相談が多いと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

ハラスメントやこういった防止に関しては、別に役場職員だけの問題じゃなしにどんな職場でもあることであって、また小・中学校生徒でもそういった問題はずっと永遠と続くことだと思う。また、そういった被害を受けた方々が少しでも少なくなるというか、今後働きやすくできるような体制を持っていくということであって、ひとつ管理職などを対象にしたハラスメント研修などを実施したりはしているのでしょうか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）人事のほうでは、毎年管理職向けに昨年はカスタマーズハラスメント防止で、一昨年はメンタルヘルスの防止をしております、今年度につきましても適時、時期を見まして、例年11月、12月ぐらいにさせていただいて、現場の置かれた状況とか現在の相談業務の内容を見まして、外部の講師をお呼びしまして専門的に管理職必須という形で研修しております。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。そうしてされているというので、ちょっと安心いたしました。

最後に、町長からコメントいただけますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）申し訳ございません。テレワークについては今利用できる状況でして、コロナのときは積極的な案内をしておりました。ちょっと私、総務部長になる前でしたので答弁を修正させていただいて、以上でございます。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）住民が一番近いところでの熊取町役場でありますので、住民が本庁に来られた場合、また職員が訪問した場合などを考えますと、その中で住民が笑顔で帰ってくれる、笑顔で職員を送り出してくれる、そういった関係性というか、そういう環境づくりが一番求められているのかなというふうに思います。それを考えた場合、やはり職員の皆さん同士が風通しのいい、気持ちに通じ合った、そういう職場であるのが基本かなというふうに思っています。

そんなことを考えますと、熊取町の役場の中での業務をいろいろなお話を聞かせてもらう中では、本当に気持ちのいい対応をしてくれている、そういったお話が結構出てきます。これについては、やはりその環境の中では風通しのいい中で仕事をされている、そういう成果かなというふうに思っておりますので、今後とも、こういった研修を進める中でハラスメント、パワハラ、そういったものが起きないように、しっかりと私を先頭に管理職の皆さんと共にこの熊取町役場を住民の皆さんに愛される、そういう職場にしていきたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）町長、ありがとうございます。

それでは、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（文野慎治君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

次に、田中議員。

13番（田中圭介君） それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

12月から3回連続6番というのは今日知りまして、また、1日目最終バッター、僕、また3回連続で、理事者の皆さんもちょっとお疲れの顔もしていますし、議員の皆様もちょっとお疲れのところ質問していきたいと思います。よろしく願いをいたします。

まず、1点目ですが、3月議会で小学校プールの一般開放の業務を廃止する条例が可決されて、小学校でのプール開放はしないというところで、夏休み、去年からですかね、ひまわりドームで一般開放をしているというところで、今年からひまわりドームでの一般開放の項目について質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、去年の利用者数をもう一度教えていただけますか。

議長（文野慎治君） 三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君） それでは、ご質問の夏休みのプール開放についての1点目、去年の利用者数についてでございますが、昨年度は7月20日から8月25日までの期間においてひまわりドーム室内プールの一般開放を実施し、小学生が722人、保護者が244人、中学生が115人、計1,081人の利用があり、小学校でのプール一般開放と比べ開放する期間が長くなったこと、また開放に当たって気温や天候に左右されないということもあり、利用者数は増加したところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 1校当たり、小学校で行っていたときは開催の費用が600万円でしたか。これは間違いですか。

議長（文野慎治君） 三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君） 1校当たり600万円という数字なんですけれども、こちらは民間に委託をしたときに1校当たりどのぐらいの費用がかかるかという想定をしたときに、1校当たり600万円ということでご答弁させていただいたかと思えます。

実際、令和5年度は学校プールの開放をした年なので、この実績で申し上げますと、令和5年度は300万円弱、280万円台での費用となっております。ここには、水道代に関してはその費用には含まれていませんので、学校の水道使用料とセットでの資料ということなので、ちょっとそこは詳しく使用料は把握できていないんですが、それらを除くと280万円程度ということでございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） その280万円というのは1校当たり280万円なのか全体的に280万円なのか、どちらでしょうか。

議長（文野慎治君） 三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君） 開放した学校全体での費用となります。1日当たり3校のローテーションで開放しておりますので、途中で暑さでちょっと中止をしたこともありますので、その分差し引いた上での金額ということでございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） そしたら、続いての2番目の質問でございます。

ひまわりドームまで向かう手段といたしまして、夏休みの期間、熊取町在住の中学生以下のひまわりバスを無料にしてはどうですかという質問をお願いします。

議長（文野慎治君） 三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君） それでは、2点目のひまわりドームまで向かう手段として、夏休みの間、町内在住の中学生以下をひまわりバス無料にしたかどうかについてですが、ひまわりバ

スの無償化に当たりましては、当然のことながら財政負担が生じることから、受益者負担の観点、また所管課及びバス事業者との協議など、慎重に実施の可否を判断してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 先ほど、去年は1,081名、大人の方も含めなんですけれど、今回この条例廃止に至った件というのは、やはり小学校のプールにおける監視員の担い手の不足、確保ができなかった面と、先ほど280万円の費用、外部委託したときの600万円費用がかかるというところで、こちらからもうひまわりドームにしますという形を取ったように思われます。

なので、やはり近くの小学校で開催されるのが一番小学生にとっては行きやすいと思いますよね。でも、中央小校区でも北小校区でも自転車でひまわりドームまで行こうと思ったらなかなかしんどいと思われます。なので、先ほどの280万円かかっていたところをこのバス代、中学生以下は50円になっていますよね。去年は無料やったから要らなかったと思うんですけど、今年から50円と、大人が100円となっています。こちらから一方的にひまわりドームにしますと言うたならば、やはり交通手段、雨が降っていてもひまわりバスを使ったら行けますよね。東小学校区、南中学校ぐらいだと自転車でも行けないこともないかもしれませんが、やはり先ほど小学生が722人と一番多い。小学生が行ける範囲、僕らの小学校でも校区外に出るなどというような教えがあったと思います。そこで、やはり行こうと思ったら保護者の方が送り迎えをするのか、もしくはひまわりバス、これは一番交通手段としていいものだと僕は思うんですね。

期間限定で、夏休み中だけでも小学生、中学生は無料にしたほうがいいんじゃないかなと思えますけれど、その辺どう思いますか。

議長（文野慎治君） 三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君） 先ほどもご答弁させていただいたんですが、今ここでひまわりバスを無料にはしませんということではなくて、実施の可否について慎重に判断をさせていただきますというふうにお答えをさせていただいておりますので、今後、そこはそのように考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） ということは、前向きにやる方向だと僕は捉えてもいいんでしょうかね。

議長（文野慎治君） 三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君） 確かに田中議員おっしゃるとおり、小学校での無料一般開放の代替施策として成り立っているものでございます。なので、町からの提案という形でこの無料開放があるというのは、これは事実でございます。ただ一方でというところで、ひまわりバスに関しては最近有料になったばかりという状況の中で、ひまわりドームのプールの開放を無料にすることによって、有料化したことの意味合いというのがどの程度影響があるかというところを、このバス所管課との協議の中でいろいろと話はしていきたいというふうに思っております。

今ここで否定をするものではないんですが、一旦はこういうご答弁ということで、実施の可否を判断させていただきたいということでお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 前向きにさせていただけるのと、やはり1,080名ですかね、大人の方も合わせて。これ全員100円取ったとしても10万8,100円です。バス代にしてね。プールに行こうと思ったら10万8,100円しか収入がない、逆に言うたらね。でも、この辺はやっぱり子育てするなら熊取町、子育て施策というのは、日も何回か出てきたと思われます。今回の条例廃止に当たってはこちらの理由で条例廃止に至っているわけなので、やはり住民サービスの向上というところでは、負担的にはあ

まり大きい負担ではないのかと思われまので、あと、ぜひ小学生の子どもにあまり家でおらないで熊取町をうろうろ探索してもらおうとか、そういうような楽しい夏休みを送れるように、気軽にひまわりバスに乗ってもらおうというのも僕はいいかなと。ただ単に今プールのことしか言うてませんが、プール以外のどこどこに遊びに行く、どこどこに行きたいというところに期間限定、今年は7月20日ぐらいから8月25日ぐらい、大体同じぐらいですよ。30日ぐらいとしてでも、その辺、もうフリーパスで中学校以下は無料にいただければ、プール以外でも図書館に行ったりとか、外に出ることを多く増やしていただきたいと思うので、ぜひとも前向きに検討していただいて、実現していただくようによろしくお願いをしたいと思います。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）我々も、こちらのご質問をいただく際にはプールの利用者に関してということいろいろ考えてはみたんですけども、どうしてもプール以外のじゃ子どもはどうするのというところは、我々もそのあたりは認識をした上でこの判断をしていかなあかんのやろうなというふうに思っております。

確かに子育て施策というところもあるにはあるんですけども、そのあたりはいろんな事情がありますので、真摯にそこは検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（文野慎治君）南副町長。

副町長（南 和仁君）基本的には、現時点でのできるかできないか、その可否については明確にお答えをすることが、ちょっと事業者との交渉がございますので、どのようにしていくべきなのか、どのようにしたら一番いいのかということも含めて今協議中ということで原課のほうから聞いております。

ただ、今日の答弁の中に慎重に実施の可否を判断してまいりますということで理事のほうから答弁差し上げたところがございますが、この慎重のところを前向きにということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）それでは、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

続いて、3番目でございます。

来年の夏休み期間中、ひまわりドームのプールは工事真っ最中でございます。プール開放はどういうふうな感じで考えておられますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、3点目の来年の夏休み期間、ひまわりドームのプールが工事中だけれども、プール開放はどうする予定なのかにつきましては、令和8年7月からひまわりドーム室内プールを含む改修工事を実施する予定となっておりますが、工事施工者と詳細の工程を協議する中でプール開放実施の可能性について探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ということは、手元の資料、これは4月22日に町政連絡事務嘱託員連絡会の会議で配られたものなのですが、サブアリーナ、室内プール、トレーニングルーム等が令和8年7月から12月まで使用不可となっているところをプールのみは使えるような形に持っていくように考えるという感じで今、答弁でよろしいですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）この工事に当たりましては、工事業者との打合せもまだこれからの段階でもありますので、工期を例えば中身を少し修正変更してプールの開放ができるのかどうかというところを協議の中でそこを探っていききたいというふうに思っておりますので、まだちょっ

とイエスともノーとも言いにくいところはあるので、そのあたりはまとも次第、適切なほうを取りたいというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） そこも前向きにプール開放ができるというふうなお答えを待っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（文野慎治君） 三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君） 工事中であったとしてもひまわりドームのプールを無料開放でできるにこしたことはないと思っておりますので、それが実現できるように業者との話を進めてまいりたいと思います。

ただ、例えば工期そのまま、工事費もそのままという方法で実現できるのか、あるいは工期を延ばしたり、工期を延ばすことによって費用がかさむ可能性もありますので、そのあたりはしっかりと判断した上で実現するかどうかというのを判断していきたいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） ぜひとも、工事費がかさまないような方法で、なおかつプールも開放ができるようによろしく願いを申し上げます。

それでは、2点目でございます。町立の斎場についてです。

斎場の築年数をお聞かせください。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） それでは、熊取町立斎場につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の斎場の築年数につきましては、昭和51年3月31日に竣工した建物で、築49年になります。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） ということは、学年で言うたら僕と同じ学年になります。昭和50年生まれなので、早生まれのもうすぐ50歳というところで、体もちょっとがたがきながら、継ぎはぎをせなあかんというような、予算委員会でもそういう言い方があったと思えますけれど、ちょっと継ぎはぎをしながら長寿命化するというような答弁があったかと思われませんが、実際これ長寿命化をする、どれぐらいまで今の斎場で熊取町は運営していこうという考えを持っているんでしょうか。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） 議員ご指摘の50年ということで老朽化が進んでいる施設ではございますが、一応、熊取町営斎場個別施設計画をお示しさせていただいておりまして、その中では、環境センターの広域化と合わせて広域化の方向で進めていきたいというようなところで示させていただいております。

ただ、それを一足飛びに結論づけるというのはまだ内部では今検討中であるということで、少しお時間をいただきたいなというふうには考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） じゃ、もう次の広域化にいきます。

2点目の広域化の考えというのをお聞かせください。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） 今ちょっとお話しさせていただいたところとかぶるところはございますけれども、答弁のほうをさせていただきます。

2点目の広域化の考えについてでございますが、令和2年3月に策定いたしました熊取町営斎場

個別施設計画におきまして、環境センターと同じく、斎場につきましても広域化を図るべく検討・協議を進めるとお示しさせていただいておりますが、昨今の財政の硬直化に加え、火葬場である斎場は誰も避けることができない死に関わり、公衆衛生の面からご遺体を火葬するだけでなく、告別行為、見送り行為、収骨行為等を通して個人の死を受容する大切な場であり、全ての人の生活に密着した施設であることから、その在り方につきましては慎重な判断を要するものと考えてございます。

したがいまして、ご質問の広域化に対しまして現時点において具体的な方針、方向性をお示しすることはできませんが、現在、斎場は安定して稼働しており、かつ一定効率的に運営できておりますので、もうしばらくは施設の適正な維持管理を行いながら、広域化あるいは町内に代替地を確保できればその場所への移設も含めて、その検討にお時間をいただきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 今、初めて町内にそういう土地があれば移動するかもと、そういう選択肢もあるということですね。今、町の先ほどから遊休地もしくは土地を売却すると言っているけれど、そういう土地はありそうなんですかね。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） まだ具体的なものはございません。

ただ、町の土地も点在しているところがありますので、今後、それに見合うようなタイミング、また財政の立て直し、いろんなタイミングが重なればそっちの方向でも一つ考えることができるのではないかと。

ただ、広域化ということももちろん視野に入れておりますので、ここで最終的な方向性をお示しすることはもう少し時間をいただきたいということで述べさせていただきました。よろしく願います。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 3月議会でも、以前、広域化のお話が出たとおっしゃられておりました。いつ頃どのような内容の話がそのとき出たか、教えていただけますか。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） 以前は、まず平成29年ぐらいのときに斎場の広域化についての検討を考えたという経緯がございます。引き続き広域化、もう最終的な結論は、それはまだそのときはできておりませんで、広域化に向けての考え方ももっともっと具体的に考えていきたいと思いますということで終わっております。

その後、泉佐野市のほうからも広域化、斎場事務の委託ということで調整をした経緯がありますが、そのときも、財政状況もございましていろいろ調整していかなければいけない事案が多々ありましたので、そのときも見送りという形になっておまして、ただし、広域化をその時点で諦めたわけではなしに、今後また引き続き検討していきましょうということで、先ほども申しましたけれども、広域化あるいは町内で土地があればそちらのほうもまとめて総合的な判断の中で決めていければいいのかなということ、ただ、今の時点ではそれは具体的にまだ決めかねている、まだそこはお示しすることができないという状況であるということでご理解いただきたいと思っております。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 泉佐野市からそういう委託の話は向こうからあったんですかね。熊取町から持ちかけたのか、その辺はどちらからでしょうか。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） 当時、これ泉佐野市のほうが檀波羅の市営斎場のほうが大規模修繕が予定されている中で、タイミング的に熊取町の施設の老朽化が進んでいますよね、一緒にできればいいですよという話があったということをご記憶してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）そうですね。平成24年に泉佐野市は新築を造りました。今年50歳を迎える熊取町は、やはり老朽化、人間の体でもちょっとがたがきているというところで、平成24年だとまだ二十歳ちょっとぐらいですかね。やはりそういうところと広域をしていかなければいけない時代に入っているのは、もちろんし尿処理もそうでございます。令和14年度に完成予定のごみ処理施設も広域になっております。あと残るは火葬場、斎場を広域にすると、その後のことを僕は言いたいです。

これは資料にもつけさせていただいておりますが、令和14年にごみ処理場が移転するというのは、予定ですけどほぼほぼ決まっております。あとは、永楽ダムの上に行かなければいけないのはこの斎場、火葬場でございます。利用者数はどれぐらいあったんですかね。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）令和6年度の利用火葬件数ですが、440件でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ということは、あの中には、僕ちょっと定かに覚えていないんですけど、火葬炉というのは2基ぐらいあるんですかね。で1基が予備か何か。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）火葬炉は3基ございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ということは1日お一人、2人でも、よく今、都会で火葬が渋滞になって何日も火葬ができないというところが続いているという問題は今のところないと理解したらよろしいでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）待っていただくというようなケースは、今のところは発生してございません。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）これ、泉佐野市の檀波羅の火葬場のほうにも問い合わせたら、利用者数が1,378名で火葬炉が4基あって、うち1基が予備機というところで、今のところは待つということがないという答えをいただきました。広域になるとやはり熊取町の分を足さなければなりません。4基をフル活動すれば人数的には足るかなとは思いますが、これからやはりお亡くなりになる方が人口の比率を見たらちょっとは増えるかなと思いますが、いずれかはピークアウトするときに来ると思います、人口が減少しておりますので。そういうときの目先を考えたところでも、やはり広域化というところを進めていっていただきたいというのは僕の要望なんですけれど、先ほどの続きを言いますと、斎場がなくなったら永楽ダムの上に乗る車が激減します。今はごみ処理と斎場、1日に1台、2台ぐらいの方が乗るのがあって、あそこでよく体大生とかランニング、またジョギング、ウォーキング等々をしている方が多数おられます。

そこで、その斎場とごみ処理場がなくなると、資料につけているような舗装を足のクッションのいいタータン舗装、タータンチップ、ゴムチップ舗装にして、もう車をシャットアウトする完全な遊歩道もしくはランニング、自転車だけ行けるような外周2キロの形を取って、なおかつ今、雨山ウォーキングコースも、あれ何コースもありますよね。ああいうところでゆめの森では公園もあるという一帯、今、車の通りがかなり多いものなので、やはり特に午前中、午後からも一般の方がごみの搬入に行ったりするので多少危ないところもあります。車の擦れ違いができるかできないかの細い道路なので、あそこをもう、これはもうできるかできないか分かりませんが、遊歩道もしくはもう斎場とごみ処理場がなくなったら車が通ることはほぼないかなと思われま。

あの斎場の奥から貝塚市に抜けられる道があると聞きまして、僕、今日朝、仕事を終わって通ってきました。ほな梶谷の山の奥のえらいところに出てくる。あのところを生活の道路にする方はま

ずおられないかなとは思われます。結構勾配も急で、もうそれこそ木もしくは崖崩れ等々起こるだろうというような感じで、もちろん木も、今日は雨が降っていたので、もう水もがと川のような状況になっておりました。

数年前に、恐らく大雨が降ったときにごみ処理場を使えなかったときがありましたよね、崖崩れで。そういったところも令和14年、ごみ処理場は恐らく上之郷のほうに移転したら、あそこはなかなか崖崩れは起きないかなと思いますけれど、斎場だけ残ってしまうと、まずそういうふうな通れないようなところが出てきたら、今度は貝塚市にわざわざ回っていただいて斎場を使うのか、檀波羅側を使わせていただくのかということなんですけど、ここは14年にごみ処理場が移転するというのもうほぼ決まっております。そのタイミングで、もう老朽化している斎場をやはり継ぎはぎで使っていくのではなく、一番近くで言うたら泉佐野市の檀波羅の火葬場と広域的な使い方をすれば、永楽ダム周辺の利用の価値も上がるかなとも思いますし、熊取町の在住の方も、やはり交通の便でいうたら檀波羅の斎場のほうが使いやすい、行きやすいという方も多く見られるかなとも思われますので、ここをぜひとも前向きに、そのタイミングで何か思い切ったことをして、斎場を移して永楽周辺の整備をし、あの山全体をそういった体を動かしたり健康促進をしたりとか、もちろん体育大学があるので、そういった活用をしていくような長期的な考えをぜひとも持っていただきたいと思います。なかなか先ほどから答弁も難しいかと思われそうですが、そういった考えもないこともないのでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）まず、議員ご指摘の崖崩れとかということの災害発生時のリスクがありますので、そこは私らも物すごく考えているところです。ですので、広域化ありきで、さらにその選択肢だけではなく、町内でほかの土地もあればということをおっしゃっていただいたのもそれが理由の一つです。

また、泉佐野市の火葬件数の件を議員ご指摘しておりましたけれども、その話が持ち上がった当時、火葬炉1基は必ず増設が必要だという話でございました。それには多額の負担金というものが発生しております。熊取町としても即決できなかつた。ちゅうちょしたのはそういった初期的な投資、財政的な負担、こういったところも理由の一つに挙げられます。ですので、もうしばらくお待ちくださいということをおっしゃっていただいたというのは、そういったところのトータル的な検討が必要になります。

また、永楽ダム一帯の整備という意味ではやはり夢のある話ですので、環境センター、また斎場が移転したタイミングでは、そういったところというのは一体的に考えていく可能性もまた秘めているのかなと思います。ただ、まだ現にもうしばらくはあの土地でお世話にならないといけない施設ですので、そこはもうしばらく待っていただければと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）もうしばらく使うのには全然僕は反対じゃなくて、使えるのはもうぜひとも使っていただきたいということで、最終14年にどないかしなければいけないんじゃないかなというところの提案でございますので、ぜひともお考えして、また、藤原町長も千代松市長とお話をなさっていただいて、どういうふうな形がいいのかとか、そういうふうなところも話していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）るるご意見いただいてありがとうございます。

田中議員言われるように、永楽ダム周辺は熊取町の大きな、言いますと資産であります。それをいかに活用していくか、これが私、今10年たつんですけれども、10年間ずっと思い続けてきたところなんです。ただ、それを活用するにしても、ダンプの往来、斎場という意味では神聖な場所として捉まえると、これはもう皆さん方には当然必要な場所なんですけれども、それにしても道中が

長いと、そういうご意見もいただいております。

それでもって環境センターが令和14年に泉佐野市のほうで稼働するということになりますので、それに合わせて今の斎場からは場所を移したい。その移すに際しましては泉佐野市の協力を求めるのか、いろいろな条件が出てくると思うんですね。

あわせて、人生最期のそういうセレモニーを行う場所ですので、これが遺族の方にとって、家族の方にとって気持ちよくそのセレモニーが行える環境がそこで確保できるかというふうなこともやっぱりこれは当然考えていかないと、そこにそういう気持ちが乱れるようなことがあってはいかんのかなというふうに思っております。

ただ、14年までにはあの場所からは撤退したいというのは紛れもないことですので、その後のことについてはこれから時間を限った中で早急に検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）心強い答弁ありがとうございます。ぜひとも令和14年をめどに熊取町の皆さん全体で考えていっていただきたい案件の一つだと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、3点目に移らせていただきます。

熊取町の祭礼についてでございます。

祭礼に対して熊取町からの助成金等は出ているのか、お答えをお願いします。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、田中議員の熊取町の祭礼（だんじり祭り）についての1点目、祭礼に対して、熊取町から助成金等出ているのかについてご答弁をいたします。

熊取町の祭礼につきましては、だんじりを所有する11地区で構成される熊取町地車祭礼運営委員会により自主的に運営をされているところですが、議員ご承知のとおり、五穀豊穡を祈願し豊作に感謝する神事という側面もあることから、これまで熊取町から祭礼の運営に対して補助金や助成金は支出しておらず、近隣自治体においても観光や公衆衛生の保持といった目的に対して補助金を交付している状況でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）その祭礼に関してですが、私どもも参加させていただいておる中で、この近隣市町で自治体から予算的なものがまず出ていないというのは、僕が調べた中では熊取町だけかなというふうな形に捉えております。なぜかといいますと、岸和田市では令和7年度予算が約1,500万円計上されておるといふところも聞きました。岸和田市はちょっと別格なところもございまして、1,500万円、大きい数字かと思われまして。

泉佐野市に関してはもっと大きい数字の2,700万円、これは各地区1台と言ったほうがいいんですか、27地区、だんじり、ふとん太鼓、担い太鼓等々各町会に対しまして1日30万円の試験びき、本びき、2日をすれば90万円というところで、2,700万円の予算が取ってあるというところがございます。これはもうふるさと納税が莫大にあるので、泉佐野市はちょっと特別かなというところもあるんですけど、これと別で、ザ・まつりという南海駅のセンタービルの前で行われております試験びきに関しては、また別予算と聞いております。

貝塚市も、去年までは大きく分けて4地区、だんじり地区が3つと太鼓台地区が1地区あるそうです。それ、1地区に対して各20万円ずつ計80万円の補助金、助成金ですよね。さっき言われたようにトイレ、また警備員等々に使う金額でございます。しかし、少ないというところで市長のほうに要望されておったのがなかなか貝塚市長が受け入れてくれないというところで、3月議会で住民から請願という形で、どないかこの補助金を増やしていただけないかというところで、それでもなかなかちょっと厳しかったらしいので、それやったらもう議会から増額補正でもしようかというところ

ころの検討があったみたいです。それは全会派一致やったからできることだと思うんですけど、それに対してやはり市長も、そこまで言うんだったらもう貝塚市も協力をしなければいけないなどというところで、この6月議会に補正予算でプラス80万円、各地区400万円掛ける4ですよね。80掛ける4やから320万円の補正ですよ、もともとの20万円があるので。ということで1地区に100万円の補助金が市から出るといふところがございます。

これは何でこういうことになったかという、熊取町の先ほど言われた熊取町地車祭礼運営委員会というのが自主的に予算として今回は283万円を計上をしているというところで、この地区負担ですよ。地区負担が198万円。3分の2が地区負担でございます。この地区負担、去年が15万円各地区やったのが今年から18万円にプラス3万円増というところで、あとは観光協会から25万円、ほんで駅前のお花、これはメンバーがお集めになっているお花から60万円の計283万円というところで、貝塚市が何でこれ予算をつけてくれ、つけてくれと言っているかと申しますと、やはり地区の自治会の自己負担額をまず減らす。なぜかという、これはもう皆さんご存じのように少子高齢化や自治体の加入不足、祭り離れ、参加者の激減、プラス寄附、お花という、寄附とお店等々からもらうお花、お花等が収入がまず減少している中、やはりこの継続、熊取町もかなり古い歴史がございます。もう今、参加されている理事者の方もおられると思います。また、議員の中でも参加しておられます。参加人数は年々減少しているのは多分皆さんご存じかと思われま。しかし、その中でも継続してやっていかなあかんのだけれど厳しい面がすごく今出てきているのは、交通整備をする係を出す人数がいない。高齢者になってきているのでなかなか各地区から警備員が出せないという問題、あとは、これは言い方悪いんですけど、やはり祭りをしていたら生理的現象で立ちションをしてしまう傾向がありました。それを去年からもうとにかくするなど。それは僕というか、皆さん多分もちろんしたら駄目なんですけれども、生理的現象でトイレがなかったら、特に男性がほとんど祭りに参加しているもので、ここで簡易トイレ、恐らく4か所に設けられていると聞いております。仮設トイレですよ。仮設トイレをまず台数が足りないと思われま。これ、仮設トイレというのは4か所に合計何台あるのかちょっと教えていただけますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）すみません。ちょっと台数のほうは手元にございませ。申し訳ないです。

4か所というのは、町内の大森神社の付近、それとフレンド幼稚園の辺り、それとJA熊取の辺りと駅前のコンビニのところに4か所ということでございます。

台数はすみません。ちょっと申し訳ございません。失礼します。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）それプラス大久保地区の公民館も開放していただいているかと思われま。小垣内地区の公民館も開放していただいているかと聞いております。

第2分団の分団器具庫のトイレも開放しておりますが、あそこはなかなか浸透されていないので、使われる方が少ないと思われま。なので、熊取町から予算を出していただき、やはり担い手が不足している中、伝統ある祭りをどうやって続けていったらいいのか、そしてまた、今のニーズに合った、先ほどから言うておるトイレ等なんか10年以上前にはあまりなかった記憶が僕にはございませ。そういうところも、もう岸和田市等々はかなり設備が整ってきて、トイレがどこにあるかというマップも恐らく作られておると思われま。

男性はそういうところでもいいですけど、やはり女性の方も見に来られるので、その施設等々に入って行って借りるところもいいんですけど、見に来られる方もすごく多いので、地車祭礼運営委員会だけの予算だとだんだん各区ですよ、11区。今回も3万円増えたと申しておられます。これがどんどんやはり区の負担が大きくなってきますので、これをどないかしてこの熊取町で、先ほど岸和田市、泉佐野市、貝塚市等々、やはり祭りをしているところもどうにかして続けていっていただきたいというところで市から補助金が出たり等々しているんで、ぜひとも熊取町

から幾らかでも負担していただければ、この11町の限りある、少なくなっている収入からまたその捻出をせなあかんといいところなんですけれど、ちょっとその辺、熊取町から、もちろん飲食に使うとかそういうのではなく、警備員を増やす、そしてまた仮設トイレを増やす等々というところに協力していただけたらありがたいかなと思われるんです。その辺のお考えを聞かせていただきたいなと思います。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）補助金を例えば町から交付するとなった場合の想定といたしましては、先ほど田中議員もおっしゃっていたように、近隣の市町の状況をまずは詳細に把握していく必要があるかというふうには思っております。とって我々も把握はしているのはしているんですけども、もう少し深掘りをしていく必要があるだろうなと思います。

その中でその補助金の目的、例えばトイレ設置であるとか、あるいはそれ以外のいろんな目的があるかと思っておりますので、その目的がまずどういう目的で整理されているのか、それと補助の対象というものが一体どういうものなのかとか、あるいはひとくくりにやっぱり祭礼というのは基本は神事事という捉え方をされる場合がやっぱり可能性として高いと思っておりますので、祭礼の中での補助金との関わり度合いといいますか、そういったところもしっかり整理する必要があるだろうなというふうに思っております。

議員ご指摘のとおり、祭礼委員会、運営委員会の収支予算については非常に厳しいというのは、我々も事務局として入っておりますので、それは肌でしっかりと受け止めてはおります。収入部分で何か方法はないかだとか、あるいは支出面でもうちょっと削減できるものがないのかとか、そういったところも生の声は我々は聞いてございますので、支出の削減に関してはまだまだ大きな成果というところにはつながってはいないですけども、細かなところの精査のほうはさせていただいているところです。

補助金については少し、先ほど申し上げたとおり、中身の整理については必要なかなというふうに現在のところ考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。田中議員。

13番（田中圭介君）先ほどおっしゃられたように、神事事なのでやはり税金を投入するのはどうかというお答えだったと思っておりますけれど、国も率先して文化庁が地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業、やっぱり継承をしていくためにこの補助金を国が、去年うちの紺屋地区も頂きましたが、めちゃくちゃ助かりました。今年も七山区が行われているというところで、やはり国もどないかして伝統文化を継承していくために税金を投入していただいておりますので、熊取町もそこは柔軟に、多額のウン千万円を出せとは言っておりません。仮設トイレを何基増やせたりとか警備員ですよね。警備員もやはり物価高騰で人件費がかさんでくる等々で、今まで同じ額で何人か来ていただいていたのがやはり多分高くなっていたりすると思われまして、この辺を区負担というのはかなり財政難の各区が圧迫されてくると思われまして、次の2点目にいきたいと思います。

ふるさと納税サイトで寄附の用途を選択する項目に「芸能、文化の振興」などを追加してはどうかというお答え、よろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）続きまして、2点目のふるさと納税サイトの寄附金の用途を選択する項目に「芸能、文化の振興」などを追加してどうかというご質問ですけども、祭礼に対する町からの補助金については、神事事といった側面がありますので、それに対しての支出ができないものと認識しております。このため、祭礼に限って申し上げますと、補助金等の歳出予算を組む予定が今のところないというところもありますので、議員がご提案いただいている祭礼という切り口のみでもって芸能、文化の振興をふるさと納税サイトへ追加するという考えは今のところはござ

いませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それと、先ほど田中議員のほうから文化庁の補助金の件で少しありましたが、これは考え方の整理ではあるんですけども、例えば文化庁の補助金の対象になっているのは用具の修理、それと後継者の養成、そういった伝統行事の基盤整備に対しての補助金ということですので、ここは、例えば祭礼運営の根本である神事とは少し切り離れた考え方ができるのかなというふうに思っています。なので、先ほども申し上げましたとおり、補助金の目的、考え方、どういうことに補助をするのかということは非常に整理する上で重要なことやと思っております。

それと、町の今の財政状況の中でどこまで祭礼に関わることに對しての補助が必要なのかというところは、そこも含めて考えないかところだろうなというふうに思っております。観光視点なのか、あるいは公衆衛生という視点なのかも含めて、しっかりとそこは整理したいと思っております。

以上でございます。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） ありがとうございます。

資料のほうの寄附金の用途の選択のところを見ていただくと、泉佐野市は、やっぱり僕、チェックを入れているので、ザ・まつり、もろにだんじり、そしてよさこいのイベントですよ、これ。ほかは、岸和田市は芸能、文化やスポーツの環境のため、これは若干濁した書き方と言ったら怒られるかもしれませんが、これは恐らくだんじり等々にも適用されるような書き方かなと思われます。熊取町に関したら産業振興・地域活性化が僕はそこに当てはまるのかなと思ったんですけど、これはまた違うみたいな感じですね。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） ふるさと納税のことですので私のほうから。

違うといえますか、まず1点目のザ・まつり、泉佐野の。これは祭りそのものとは違うイベントごとですので、これは可能だというのは私どもでも判断できます。

ただ、先ほど来出ていますように、直接、間接を問わずなかなかやはり政教分離という部分では、内容的な面であるとか金額的な面を含めて議論があるところでございますので、これまでも本町としては対象外にしておるといふのをまず私のほうから申し上げます。

地域活性化の促進もしくは教育の充実、教育も社会教育、いろんな文化振興なんていうのは教育の中に入ってまいりますので、現状でも活用することは可能であろうと。もちろん議会にこういう形で取り崩しますよというのとは当然予算の中でご説明した上でですけども、そういう意味では可能であろうと考えます。

一般論として、例えば芸能はちょっとあれですけども、文化振興という形で教育の中からカテゴリーを特出ししましょうというの、これも一般論としては可能です。大事なのは、やはり三原理事のほうから出ていますように、歳出が一体どうなるか、出せるのか出せないのか、これは法的な面も含めてですね。というようなどころの整理をしっかりとした上での財源というのは、私は制度としては活用できると考えているというところでございます。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 分かりました。

時間もないんですけど、近隣市町ができていますので熊取町ができないことはないと思います。ですから、ここはそんな大量な補助金、助成金を僕は要求している、これは運営委員会の方がいろいろとあれされることだと思いますけれど、やはり継続していくためには熊取町からも手助けが要するような時代になってきたのかなと。これだけ人数が減ってきて寄附金も減ってきたらどないするねんと。もうあと10年後には、多分1町ぐらい僕は合併しているぐらい今、青年団が激減をしておりますので、その辺をやはり各自治会の負担を減らすために熊取町からぜひとも幾らかの補助金を頂けたらいいと思いますので、藤原町長も参加されていると思いますが、ぜひとも前向きによろしくお願いをいたします。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）るるいろいろとご意見ありがとうございます。

学園都市、住宅都市という中で文化面もその中には含めていかなければならないのかなという思いはずっと持っているんですけども、去年、町民会館ホールをリニューアルして文化ホールとして建設した中で、いろいろな文化をそこで披露していただいています。町内外からいろんな方が来て文化を発信してくれていますよね。これを町内の方もそうですけれど、町外の方も熊取町の文化ホールでそういった文化に触れていただいているというのは事実です。

そういったことを考えますと、キターネホールを中心としたこういった文化をさらに拡充ということですか、質の高いものへ上げていくことも必要かなと。それを考えたときには、今吹奏楽団でいろいろな楽器を購入していますけれども、吹奏楽団の楽器なんかをクラウドファンディングでというふうなことで集めている自治体もあるわけですね。そんなことを思いますと、ふるさと納税の項目に文化振興・スポーツ振興という名称は、これは当然入れてもいいのかなというふうに思います。改めてこの熊取町、我がまちの用途の選択を見ますと、何や具体性に欠けるなど改めて思った次第でございます。

これはやはりもうちょっと皆さん方に分かっていただけるような表現、文化・芸能というその中身についてあらかじめ中で検討せないかんとは思いますが、スポーツに関しては、これはもうそんな検討する必要がないと。文化についてもいろいろな文化ですよって、そこに芸能を付け加えるかどうかというふうなことが担当からすればいろいろと悩み事になるのかなと思いますけれども、もうこの用途の選択については具体的にもうちょっと名称を変更せないかんのかなと思っていますので、それは担当部局と相談しながら前へ進めたいと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）今回は前向きな回答ばかりありがとうございます。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（文野慎治君）以上で、田中議員の質問を終了いたします。

議長（文野慎治君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。ご協力ありがとうございました。

（「17時11分」延会）

6 月熊取町議会定例会（第 2 号）

令和7年6月定例会会議録（第2号）

月 日 令和7年6月12日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長 田中 耕二
総合政策部統括理事 明松 大介	総合政策部統括理事 松浪 敬一
総 務 部 長 永橋 広幸	総 務 部 理 事 井口 雅和
住 民 部 長 山本 浩義	住 民 部 理 事 奥村 光男
健 康 福 祉 部 長 石川 節子	健 康 福 祉 部 理 事 橋 和彦
健 康 福 祉 部 理 事 阪上 正順	都 市 整 備 部 長 白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事 坂本 佳弘	都 市 整 備 部 理 事 庭瀬 義浩
会計管理者兼会計課長 根来 雅美	教 育 次 長 巖根 晃哉
教育委員会事務局理事 河合 淳	教育委員会事務局理事 三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 木村 直義	書 記 阪上 高寛
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

- 議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例
議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例
議案第29号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例
議案第33号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）
議案第34号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて
議案第35号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第1号）
議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年6月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(「10時00分」開会)

議長（文野慎治君）なお、発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプの点灯を確認した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、二見議員。

10番（二見裕子君）おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

今回の質問は3項目です。どうかよろしく願いいたします。

まず1点目、『大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」』について。

「大阪でいちばんきれいなまち『くまとり』」とは、まちからごみをなくすことを目指し、町民と自治会、事業者、大学及び行政などが協働して、熊取町らしい美しいまちづくりを進めるとされています。

2020年から2029年度の第2次美しいまちづくり推進基本計画の中、第1期、2020年から2024年度の美しいまちづくり行動計画の評価には、広報誌や啓発看板を活用し、環境美化の啓発を行い、環境フェスティバルや小学校での教育を通じて住民の意識向上を図り、不法投棄ごみは早期回収と未然防止策により一定の効果を上げています。地域住民やボランティア、議員による清掃活動ほか地域の美化活動にも貢献、今後ごみ袋の配布やごみ回収の支援を継続し、貢献者への表彰などを通じて活動のやりがいを高め、参加者の増加を目指しますとあります。

2025年から2029年度の第2期美しいまちづくり行動計画が令和7年3月に改定されましたので、今回、美化活動について質問をさせていただきます。

それでは、1点目、熊取町の美化活動はどのように行われているのでしょうか。

議長（文野慎治君）答弁を求めます。山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、『大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」』につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の美化活動はどのように行われているかについてでございますが、主な取組といたしましては、毎年春と秋の2回、各自治会で実施している地域一斉清掃が代表的なものでございまして、町からは軍手やごみ袋の提供、清掃後のごみの回収を行うという形で各自治会の活動を支援させていただいております。

そのほかには、リフレッシュリバー・くまとり推進会議による河川クリーン作戦や、議員と職員の道路清掃活動などの実施により、環境美化に努めてございます。また、駅周辺における路上喫煙禁止区域の定期的なパトロールや、街頭啓発キャンペーンによるポイ捨て禁止の普及啓発など、様々な取組を推進してございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）環境課だけではなく、道路公園課であったりとか、各課ごとにいろいろな美化活動をして取り組んでいるかというふうに思います。

その次に、2点目になるんですが、個人でごみ拾いボランティアをしている方にごみ袋というところなんですけれども、これ、つばさが丘にお住まいの住民のほうからお聞きしたんですが、つばさが丘にコンビニができて、本当に便利になったのはいいけれども、ごみのポイ捨てが増えているというふうにお聞きをしました。散歩などのときに、ごみ拾いをしながら歩くと袋にいっぱいごみがたまるという、そのところで個人的にボランティアという形で、ごみ袋については町のごみ袋を使っていますので自己負担にもなってきたというふうなお話もお聞きをしました。

第2期の美しいまちづくり行動計画の内容の地域の美化活動に係る自治会、ボランティア団体等

への支援としてということで、先ほど言っていた自治会の地域一斉のお掃除のときであるとかのごみ袋に関しましては自治会に支給もされており、ごみも回収もしていただいているところで、また、ボランティア団体が実施する清掃活動にも、ごみ袋の配布であったりとか、ごみ回収という、そういう活動団体への補助金交付も行いますというふうには載っておりますが、個人でごみ拾いをボランティアでしていただいている方には、ごみ袋というふうなのはどのようになっているのかお聞かせください。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、2点目の個人でごみ拾いボランティアをしている方にごみ袋を渡しているのかでございますが、現在、町では、ボランティア団体が実施する自主清掃活動に対し、ごみ袋の配布やごみの回収などの支援を行っておりますが、ご質問の個人に対してのごみ袋の配布につきましては、個人で清掃いただいた場合、ボランティアで排出されたごみであるとの確認について第三者の目が通らないこと、また、ごみ袋の必要数を把握することも困難であるなどの理由により、現状では配布は行っておりませんが、今後において、配布の必要性も含め検討を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）第2期の美しいまちづくり行動計画の内容の中に、清掃活動を実施するボランティア用のごみ袋の作成等を検討するというようなことが載っておりました。そのあたりについて、どうなのかなというところをお聞かせください。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）熊取町におきましては、清掃でボランティアされている方が多く、そういうボランティア用のごみ袋の作成というのもの、やはり我々としたら考えているところではございますが、まだ要望みたいな声の上がり方というのがないというところが1つあります。

それと、この作成に当たっては、やはりごみ袋の数、種類を増やすということは経費の高騰にもつながるといふことがありますので、方向性は議員と一緒に考えているというふうには思いますけれども、現状では、その声の大きさなどを考えたときには、まだ考えているところという立場で今いております。

今後においては、計画の中にもうたっているのはもう承知しており、考えていけるところは考えていきたいなというふうには考えてございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）一応資料をつけさせていただいたんですが、和泉市ではボランティア清掃活動申請書というので登録をしてもらって、ごみ袋を交付をお願いしますというような申請の書類でもってごみ袋を頂けるというような制度もされております。もう一つの分の資料では、東京都西多摩郡奥多摩町では、もう本当にボランティアごみ袋というのを作られて、これを配布しているというような、まだまだそこまでたくさんの自治体がボランティア用のごみ袋を作成しているというわけではないですけど、やはりボランティアという形でしていただいている方に、本当に自分のお金を出してごみ袋でやっていただいているというところについては少し考えていけないといけないんじゃないかなというふうなことは思います。

ごみ袋につきましては、ごみの処理の手数料見直しによって、今回、ごみ袋のサイズを町としても変えていくであろうという導入のことの予定もお聞きをしております。だからといって、ボランティアのごみ袋を作るということは、割と経費という部分考えたときに、その部分を住民に求めるというのは私もちょっと違うのかなというふうには思いますので、作成といってもなかなか袋として作成するののかというところは難しいところだなというふうには思っております。

自治会のとか大きな団体でごみ清掃をするときは、私たち議員も一緒にボランティアをするときは、白の何も書いていない45リットルのごみ袋でもって回収してというところで、そこは一定普通

のごみ袋ですので印刷はされていないので、経費という部分は少ないのかなというふうには思うんですけれども、やはり普通にボランティアというか個人でごみを回収するときに、じゃ、白い袋で一般家庭のごみに出せるのかといたら、そこはやっぱり出せないで、そのあたり、少し考えていただけたらなというふうには思うんです。

ちょっと探していて、自治体でごみ袋にボランティア清掃専用シールを、本当に白い袋にシールを貼っている、これはボランティアが回収したごみですよという、そういうシールを貼っていたら家庭のごみでもって出せるというような取組も、本当に一番コストがかからずシールを配布、それは申請をしてもらおうという形ででもいいのかなと思うんですけれども、そういうのをやっているところもありますので、何か町の思いとしてボランティアに、本当にこの熊取町って「大阪でいちばんきれいなまち」にしていこうという取組の中で、そういうことも一つ考えていただければなというふうには思うんですけれども、そのあたり、どうでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）ありがとうございます。「大阪でいちばんきれいなまち『くまとり』」を目指しておりますので、ボランティア団体の件を先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、個人で地道にまちの美化に協力していただいている方々、我々も非常に大切な存在であるというふうには考えてございます。

ですので、先ほどちょっと答弁の中でも申し上げました課題もありますけれども、シールは一つの方法だと私らも思っております、その辺も研究しながら、また課題も解決に向け研究しながら考えていきたいなと思います。この辺のところは非常に大事なところ、熊取町の美化にとってはすごく大事な方々ですので、しっかりと取り組んでいきたいと。

また一方で、ちょっとモチベーションというところで、長年活動されている方に対しては、町長のほうから感謝状、表彰状みたいな形で、モチベーションの維持向上に向けて、そういった取組は地道に事務局のほうではやっておりますけれども、また現場のほうでシールの作成であったりとかというのも今後は検討していきたいなというふうには思っております。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

団体でボランティアをされている方には、そうやって長年やっていると町のほうから表彰いただいたりとかという、えっ、個人もありますか。表彰いただいていてというところはあると思うんですけれども、いつも本当にありがとうございますという意味も込めて、いつでもごみの回収をするには袋を渡しますのでというところで、その気持ちというのがやっぱり町としてボランティアに対する敬意というところもあるのかなと思いますので、そのあたり、またしっかりと考えていただければなというふうには思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、3点目です。

小中学校の児童、生徒における美化活動についてお聞きをします。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）それでは、3つ目のご質問、小中学校の児童、生徒における美化活動はどうかについてご答弁申し上げます。

小・中学校における美化活動としましては、日々の教室等の清掃活動に加え、小学校においては、児童朝礼の後に児童・生徒による学校敷地内のごみ拾いであったり、中学校においては、放課後にボランティア有志による学校周辺のごみ拾いを行っております。

自分たちが生活している学校や周辺の清掃活動を行うことで、自分たちで使う場所を大切にすること意識や美的感覚、協力、分担、思いやりといった意識に勤労の価値観を養う教育的意義があると考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）これも先ほどのつばさのところなんですけれども、先ほど言っていたように、コンビニができて、気軽に帰ってきてお菓子が買えるという便利な反面、じゃ、その買ってきたお菓子をどこで食べるかという、やっぱり公園でお菓子を食べて、公園にごみ箱というのがないので、どうしても捨てる場所がないとなると、ぽいっと捨ててしまうというところもあるのかなというふうに思います。例えばごみ箱があったとしても、じゃ、そこにごみがたくさんたまったら、これは誰が片づけるのかとかということも考えたときに、そのあたりってすごくなかなか難しいところじゃないかなというふうに思うんです。

先ほどご答弁の中に、子どもたちがごみ拾いも学校の取組としてやっているということだったんですけれども、日頃お世話になっている地域というところの恩返しということも兼ねて、できれば公園とかのごみ拾いをやっていくとか、また、子どもたちがごみ拾いのボランティアをすることによって、そこが啓発につながって、自分自身がごみ拾いをすることできれいなまちにしていこうと、ごみがないところはやっぱりごみを捨てるににくくなっていくというのがありますので、そういうポイ捨てもしないことにつながるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、学校として、中学校は有志で放課後やられているということですので、そのあたりはもうちょっと踏み込んだ活動というのはできないんでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）議員おっしゃるように、ごみを拾うということはもちろん大切な活動でありまして、その中で、そこからやってはいけない、自分自身で気づいていくということとはとても大切なというふうに感じております。もう何より大切なのは、ごみをしない、周りに迷惑をかけないというような意識を持たせることが大切なことかなというふうに思っております。

中学校の生徒会等で、自分たちの課題って何だろうというふうに考える機会というのがやっぱりありまして、その時々によって公園のごみ拾いをしたりするのがいいんじゃないかとか、学校周辺がちょっと気になるので掃除したほうがいいのではないかとといった取組のほうを考えたりしていますので、そういった視点で学校のほうは考えていくことが大事だなというふうには思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

なかなか時間中というところは難しいところかなというふうには思うんですけれども、ちょっと4点目にもつながりますけれども、ごみ拾いを通じて環境問題を学ぶ取組というところで、環境問題というところについては、多分小学校で熊取町の地域の副教材か何かで勉強されているところもあるのかなというふうに思うんですけれども、このごみ拾いボランティア活動というのは、SDGsの特に目標12「つくる責任 つかう責任」、14「海の豊かさを守ろう」、15「陸の豊かさも守ろう」に密接に関連しており、地球環境の持続可能性を保つためには非常に重要な役割を担っています。子どもたちは、実際の行動を通じて環境問題の重要性を、このごみ拾いボランティア活動というのは学べるんじゃないかなというふうに思います。

大人たちが本当に自治会を通じてとか、私たち議員であつたりとか、また職員の方がごみ拾い、清掃活動というのは大きな打ち出しでやることはあるんですけれども、それが学校が主体となってそういうような皆さんでごみ拾いボランティアというふうな取組というの、この環境問題を学ぶ一つとしてやっていくのはいいんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）4つ目のご質問、ごみ拾いを通じて、環境問題を学ぶ取組をしてはどうかについてご答弁申し上げます。

学校における環境問題を学ぶ機会としては、小学校では社会科での学習や環境センターへの社会見学、外部講師による環境セミナーがあり、ごみを適切に取り扱うことでリサイクルやリユース等

につながり、ひいては地球環境を守ることを学習しております。

中学校では、特にユネスコスクールに認定された熊取中学校が生徒会主催による校内や周辺の清掃活動、ごみゼロ活動や、社会厚生委員会による食品ロス削減に向けた活動など、持続可能な開発のための教育（E S D）の推進拠点校として取り組んでおり、これらの取組を他の中学校や小学校と共有することで取組を広げていければと考えております。

今後も、知識や理解にとどまらない環境教育の実践を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

学校としても様々取組はしていただいているかなと思うんですけど、本当に銘を打ってごみ拾いボランティア活動だよというところで、自分がごみを拾うという体験の中で学ぶ、セミナーとか聞いたこととか環境の勉強をしても、実際ごみが出るというような状況の中、自分が体験することによって、あっ、ごみは出してはいけないんだなというふうな思いに変わるんじゃないかなと思いますので、主体となって子どもがやる方向、勉強というよりは自分自身が皆さんごみ拾いのボランティアが体験できるようなものをつくっていただけるのが一番かなというふうに思いますので、また今後、様々考えていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、5点目、毎年5月30日をごみゼロの語呂で「くまとり ごみゼロの日」というふうな形で取り組んだらどうかというふうに思うんですけども、この意識づけというのがすごく大事で、この日に何かイベントとかというよりは、しっかりと「くまとり ごみゼロの日」ですよというのを銘打ちながら、皆さん、ごみがないきれいなまちというのを考えていただける取組の一つで、ごみゼロの日というのを設定してはどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）5点目の毎年5月30日をごみゼロの語呂で「くまとり ごみゼロの日」として取り組んではどうかというご質問につきましてご答弁させていただきます。

本町では、毎年5月と11月を環境美化強調月間と位置づけ、周知啓発に努めているところでございます。5月30日の語呂合わせはインパクトがあり、啓発効果が上がると思われまますので、今後、啓発時のキャッチコピーなどに活用する方向で検討いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）ありがとうございます。

キャッチコピーってすごく大事やなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ちょっとほかにいろいろやっておられるのをご紹介だけさせていただきます。

ごみ拾いSNS「ピリカ」ごみ拾いアプリというのがあるんですけど、ご存じでしょうか。スマホにアプリ「ピリカ」というのを入れることによって、ごみ拾いの様子を世界中に発信できるSNSサービスというのがあるんですけど、これを使っている自治体があるんです。ごみ拾いの記録をアプリで投稿すると、コメントにありがとうとかいうふうに届いたりとかして、ユーザーと励まし合いながらごみ拾いが楽しめるというような、そのようなアプリがあります。

町内のごみ拾いの可視化というところで、ごみ拾い活動の部分で2024年6月1日から奈良県の広陵町は見える化というので、この「ピリカ」というSNSを使って、どの地点でどんなごみが拾われているのか、町内全体で今どのくらいのごみが拾われているのかを可視化するというようなアプリが使われております。参加企業・団体名も紹介されて、地域内のCSR活動も把握することができ、個人での参加はもちろん、企業や団体と連携し、地域の環境美化活動の活性化を後押しする、どこにどのようなポイ捨てごみが多いか、地域の清掃実態などがデータとして残り、それを自治体の清掃事業に活用できるメリットがあるということで、そのようなアプリがあるんですけども、一応初期費用とか金額はついてくるのでなかなか難しいところかなと思うんですけど、そういう

ものも使いながら可視化をしていくということをやっている自治体もありますので、ちょっとご紹介させていただきました。

あと、もう一点、これは泉北環境整備施設組合、泉大津市と和泉市と高石市なんですけれども、プラスチックごみの削減や海洋ごみ問題等の周知と環境美化意識の向上を目的に、ごみ拾いにスポーツの要素を取り入れて、拾ったごみの量と質で争うものとして、スポGOMI大会を和泉市の泉北クリーンセンター周辺で2023年から開催をして、今年も3回目が6月に開催をされました。チームで登録をして、力を合わせて制限時間内に定められたエリア内でごみ拾いを行い、拾ったごみの質と量でポイントを競い合うというような、子どもから大人までスポーツとして取組をされているようなこともありますので、このような取組もする中で意識向上をしているということもありますので、先ほど言ったように、キャッチフレーズとともに、また違う観点でイベント、楽しめるものというのも計画もできるんじゃないかな。結構和泉市やその地域じゃないところからも参加をされてごみを拾われているような、スポーツとしてやられているようなものもありますので、またそういうのも検討していただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは次、2点目にまいります。

乳幼児健診についてです。

子どもたち一人一人の健やかな成長を願うのは保護者共通の思いであり、その環境を整えることは、社会全体の最重要課題の一つでもあります。

厚生労働省が発表した人口動態統計で2024年の出生数が過去最少の68万6,061人で9年連続の減少で、前年に比べ5.7%減りました。合計特殊出生率も9年連続で低下し、1.15で過去最低となりました。

健診は、子どもの健康状態や発達特性を早期に把握し、適切な支援につなげるための欠かせない取組です。また、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育て中の保護者が孤立しやすい状況にあります。育児に対する不安を抱える保護者も少なくありません。こうした社会状況の中で、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する自治体が果たす役割は、ますます重要になってきていると思います。

それでは、1点目、乳幼児健康診査の現状というのはどのようになっておりますか、よろしくお願いします。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） それでは、乳幼児健診についてのご質問の1点目、乳幼児健康診査の現状についてご答弁申し上げます。

乳幼児の集団健診につきましては、4か月児、1歳7か月児、2歳6か月児、3歳6か月児を対象として実施し、諸事情で受診されなかった方には保健師が個別訪問などを行っております。

その結果、支援を要すると判断した場合には、継続的に保健師が訪問や面接を行い、発達相談や医師による相談、個々に合った療育や医療につなぐなど、親子が安心して相談できるよう、関係機関との連携による支援に取り組んでいるところであり、令和7年4月からは、子育て支援課に公認心理師を配置することで相談体制の強化を図っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 二見議員。

10番（二見裕子君） やっていただける健診というところはしっかりと町としても取り組んで、その後も相談につないでいていただけたらというところかなというふうに思っております。

それでは、2点目、出産後から就学前までの切れ目のない支援を行うための教育・福祉・医療機関との連携につきましてはどうでしょうか。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 次、2点目の出産後から就学前までの切れ目のない支援を行うための教育・福祉・医療機関との連携についてご答弁申し上げます。

本町では、乳幼児健診や相談事業であるすくすく相談や、子どもを持つ親の学習会であるくまちゃん教室、にっこり教室の実施に加え、産婦人科や小児科との連携、地域の親子の集いの場であるであいのひろば、つどいの広場”ぷらっつ”、保育所子育て広場、町内保育施設への心理士等による巡回相談など、親子に関わる関係機関との細やかな連携を通して、適切な支援につないでおります。

また、就学前には、学校教育課と子育て支援課の共催により就学前交流会を開催し、就学後の支援を保護者と考える機会を設けたり、就学後も支援を必要とする児童に関して、個別支援計画であるきずなシートを保護者、保育施設、保健師等の3者で作成して学校へ引き継ぐなど、NPO法人、保育施設及び医療機関などを含めた地域の関係機関との連携により、支援の必要な子どもの特性に応じた発達を促す支援につながるよう、子どもの育ちを見守り、寄り添う支援に努めているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

本当に町はしっかりと連携しながらやっただいていてというのは本当にありがたいというふうに思っているんですけども、医療の部分でありまして、町内で発達の障がいの診察をしていただけるような病院というんですかね、それはあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）現状は、はまこどもクリニックと古谷こどもクリニックと把握しております。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

学校校医というか、健診の中でも、はまの先生と古谷の先生は来ていただいているんでしょうか。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）手元に資料はございません。また確認させていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）今回ずっと5歳児健診というところで質問させていただく中で、前段いろいろお聞かせをいただいているわけなんですけど、障がいのあるのかないのかというところの健診というところが5歳児健診という、本当にしっかりと見てあげないと、発達のちょっと大変な子どもさんであったりとか、見つかりにくい部分でもありますので、そのあたりで見ていただけるようなところも本当に重要やなというふうに思っているんですけど、町の健診の中で1つお聞きをしたいんですが、厚生労働省の分の発達障害者支援体制整備事業の載っているところの中に、発達障害者支援法第5条には、「市町村は、母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。」というふうにあります。それは当然本当にやっただいていてくれるかなと思うんですけども、その中にアセスメントツールというのの例が載っていたんですけども、熊取町は乳幼児健診時にこのアセスメントツールというのを活用はされているのかというのをちょっと確認させていただきたいんです。

アセスメントツールというのは、自閉症スペクトラムのスクリーニングツールで、M-CHATというのが1歳6か月から3歳までの子どものアセスメントのツールで、PARSというのが3歳児以上の児童、子どもさんの検査するツールになっているんですけど、町としてはそのようなツールは使われてはしないでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）そういったツールというのは使ってはおりませんが、保健師の面談、あとは保育所等の様子で巡回する中で、その一人一人に応じたことを相談に応じています。

必要に応じて心理相談につなげて、その中でもう少し詳しい、その方が耳からの聞こえのほう
が優位性があるのか、目で見たほうが優位性があるのかというところも確認しながら、その人に合
うた対応というのをさせていただいているのと、経過観察健診というのをしておりますので、そ
こには母子センターであるとか、地域の本当に発達に専門の先生を呼んで、その先生との調整と
いうこともさせていただいております。

以上です。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）すみません、先ほどの学校医の中に2つの校医が入っているかというところ
ですが、今現状はどちらも学校医の中には入っておりません。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

発達の診断という、できる先生というのものなかなかそうたくさんはいらっしゃらないのかなとい
う中で、熊取町でそういう小児科の診断していただける先生がいらっしゃるといのは、ちょっと
心強いかなどというふうに今お聞きして思いました。

様々な健診の中で、なかなか見つけにくいと言ったらあれですけども、本当にこの子はこうい
う性格なのかというふうに見るのか、やはりちょっと支援が必要なのかというのの判断というふう
になったときに、本当に難しいところやなどというふうに思うんです。

それで、3番目の5歳児健診についてというところで、熊取町としてはどのように考えていて、
これ、実施をするのかというところをお聞かせ願いたいんですが、2028年には5歳児健診100%を
目指すというようなことも言われておりますので、今後、熊取町はどのようにやっていくのかをお
聞かせ願えますでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）次に、3点目の5歳児健診についてどのように考えているか、また実施
予定についてご答弁申し上げます。

5歳児健診につきましては、5歳の誕生日を迎える時期に、言語理解や指示への反応を確認したり、
社会的支援の必要性を判断する機会として、国が出産後から就学前までの切れ目のない健康診
査の実施体制の整備を目的に、令和10年度を目標に全自治体での実施を目指しているところでござ
いますが、現時点では法的義務はなく、令和4年度の全国での実施率は14%にとどまっているとこ
ろでございます。

今後、国の支援強化対策により普及が広まっていくことも想定されることから、本町といたしま
しても、近隣市町と情報共有しつつ調査研究を行っているところでございますが、近隣市町も含め
まして、5歳児健診実施に際して必要となる子どもの発達に関する専門医師や心理判定員、保健師
など、健診当日の専門職の確保が大きな課題となっており、現時点では5歳児健診を実施する具
体的な予定はございません。

なお、本町では、2点目のご質問でもご答弁申し上げましたように、3歳6か月児健診以降も、
就学前までに発達面で気がかりのある子どもを適切に支援につなげていく体制を構築してきた強
みを生かして、丁寧な支援が途切れないよう努めており、一定の効果が得られていると考えてい
るところでございますが、普及に向けた国による支援強化対策に関する情報収集のほか、地元医師会や
近隣市町とも連携して情報共有を行うとともに、先行自治体の状況把握にも努めながら、現状の取
組と比べて効果が見込める事業であるか、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご
理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）ありがとうございます。

5歳児健診については、なかなか進めにくいというところかなというふうに思うんですけども、

当然町として、3歳半健診から少し気になるお子さんに関しては相談等いろいろやっていただいているのかなというふうに思うんですけども、相談事業というのはやはり健診ではありませんので、また健診で5歳になったときに見つかる子どもさんもしらっしゃるのかなというところで、国としても5歳児健診というような形でもやっていくような方向でありますので、先ほどお医者さんに関しては町内にいらっしゃるということも分かりましたので、そのあたりもしっかりと、広域という部分も言っていただきましたけれども、広域でもって全体で医師の確保等、また、公認心理師も熊取町は発達の相談の分で入れてもいただいておりますので、その辺、体制を少しずつ組めるような方向にはなっているんじゃないかなというふうには思うんですけども、国からの費用もしっかりと令和6年度から補助事業としてお金も出ております。町としても2分の1出さないといけないことはありますけれども、国からも費用も出ております。また、専門の人材に関してもそのあたりの研修費用も補助するというような、当然担当課はご存じかなというふうに思うんですけど、そのような費用も出ておりますので、そこに向けて熊取町としてどう体制を組んでいくのか、町だけではなかなかできないことでもありますし、じゃ、5歳児になったときに健診を受けたときに実は発達が少し大変な子どもさん、じゃ、学校の就学はどうしていくのかという、その決める時期までの時間も少ないので、なかなか健診って難しいところかなというふうには思っているんですけども、5歳で本当に見つかる子どもさんもしらっしゃいますので、そのあたりはしっかりと前向きに検討していただきたいなというふうに思うんですけども、このあたりはいかがでしょうか。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） いろいろと、特に保健所圏域で3市3町というのは密接なつながりがございますので、その中でも実施の見込みというところでは具体的に、厚生労働省がおっしゃっている5歳児健診の趣旨を否定するものではないんですけども、やっぱりマンパワーであったりというところの確保が非常にネックになっているということで、前向きに、今、いつからやろうかなというところの議論までは進めていないということが現状でございます。

かといって100%を目指すと言っている国の指針もございますので、それをすることで今やっている事業が、いろんな相談とかそういったものを見直せるのか、そうじゃなくて、単にこの健診という事業だけが增えることで、町の職員も一定の業務も増えるのではないかとか、こういったもろもろのことを考えたときに、今、議員おっしゃられたみたいに、広域連携で何かをやるとかいうことも一つの方法なのかなと思ったりもしますので、そういった観点も含めて、引き続き検討のほうはしていきたいと思えます。

議長（文野慎治君） 二見議員。

10番（二見裕子君） 分かりました。

町として問題点というんですか、5歳児健診ができない問題点というのが幾つかあるのかなという、費用的な部分ではなくてマンパワーの問題であったりとか、その辺はすごく今丁寧な相談事業をしている中で、先ほどおっしゃられたように、そちらのほうが、じゃ、手薄になるのではないかとかといういろんな部分はあるのかなと思うんですけど、そのあたり、また、こども家庭庁としての出ている2028年100%という5歳児健診というところにつきましては、町としてどのようにすれば5歳児健診ができるのかということもまた含めて、そういうこともお聞かせ願えれば、私たちもしっかりと国に向けて要望をさせてもらいたいなというふうにも思っております。

いかに本当に子どもさんが健診を受ける中で、そういう発達に関する部分で早めに手だてをしてあげることで、今後の人生においてやっぱり変わっていくところじゃないかなというふうに思いますので、またそのあたりをお聞かせいただきたいなというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、最後の項にまいります。

3番目、AIを活用して子どもを守る取り組みについてというところですよ。

総務省によりますと、2024年、スマートフォンを所有している世帯の割合が90.6%というふうに

なっております。NTTドコモの調査によりますと、小学生のスマホの保有率が小学校1年生から3年生の低学年で18%、4年生から6年生の高学年で42%、小学6年生のスマホ保有率は65%ということで、こども家庭庁の調査でもスマートフォンについては72.7%が親と共有で利用していて、子ども専用が18.7%というふうな数字も出ております。

保護者がネット利用環境を整えてあげることをペアレントコントロールといい、その代表とするものがフィルタリングというふうなことを言うんですけども、未成年が有害サイトや違法サイトなどの危険性があるサイトにアクセスしないための機能であります。このフィルタリングを低年齢層の子どもの保護者が知っていたというのが45.6%、何となく知っていたというのが43.9%で、全く知らなかったという方も10%あります。実際子どもにフィルタリングを使っているというのが45.8%というふうにありますので、なかなか半分の方が使っていないような状況であります。

そこで、1点目、子どもが自分専用の携帯電話を持つ割合が増えていますが、熊取町では、子どもがSNSなどを通じてトラブルに巻き込まれたことはお聞きでありますでしょうか、教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）それでは、ご質問のAIを活用して子どもを守る取り組みについての1点目、熊取町では子どもがSNSなどを通じてトラブルに巻き込まれたことはあるかについてご答弁申し上げます。

教育委員会では、月ごとに問題行動調査等を行い、各学校で起こった事案を把握しているところです。これまで毎年度、SNSを通じたトラブルは複数件発生していますが、SNSに起因するいじめ事案として認知しております。

具体的には、友人間でのSNS上でのやり取りから誹謗中傷となり、嫌な思いをしたケース、自分が意図していない発言や画像をSNS上に勝手にアップされたケース等が発生している状況です。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

何かしらやっぱりトラブルというのは、携帯を持ったからどうのというところではないのかもしれないですけど、トラブルはあるなというふうに思っています。

じゃ、2点目です。

学校のタブレット端末でもってのトラブルというのは何かあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の2点目、学校用のタブレット端末でのトラブルについてご答弁申し上げます。

学校用のタブレット端末にまつわるトラブルについては、他の生徒の端末を勝手に使用するなどの生徒指導上の対応として若干の報告は学校よりございましたが、先ほどのご質問にありましたSNS等に係る報告は受けておりません。本町のタブレット端末は、そういったトラブルが起こらないよう、例えば児童・生徒自らがSNS等のアプリをダウンロードしたり、メール機能を使用したりといったことができないように設定しており、安全に使用できる環境整備に努めております。

子どもたちは、日々の学習の中で端末を活用し、仲間と共同編集をしたり、自分の意見を表出したりといった活動に取り組んでおります。活動中のトラブルは起こることもありますが、教員が使用状況を確認し、適切に使用できるよう指導を進めているところです。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

学校のタブレットですので、その安全には、トラブルがあるような、SNSに投稿するようなことは、多分アプリも入れるようなことはないのかなというふうに思います。

今、ICT支援員というのは学校ではいらっしゃるんですよね。この方は、そういうトラブルとかということではなくて、授業の部分で支援をさせていただいているということになるのでしょうか、その辺を教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）現在、ICT支援員を2名配置しております。その2名の方には、学校の端末の不具合であったりとか、先生がこんなふうに使っていきただけけれども、どういふふうにしたらスムーズに進めることができますかといった質問に応じていただくというような形で対応させていただいております。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

トラブルというよりは学校での使い方というところですね。分かりました。ありがとうございます。

それでは、3点目、熊取町として子どもが携帯電話等でSNSなどを通じてトラブルや犯罪に巻き込まれないような対策というのはしているのでしょうか、お願いします。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の3点目、熊取町として子どもが携帯電話等でSNSなどを通じてトラブルや犯罪に巻き込まれないような対応はしているかについてご答弁申し上げます。

児童・生徒に対しては、スマートフォンを使用したトラブルの未然防止を目的に、スマートフォンのメリットやデメリット、より安全に取り扱うために気をつけないといけないことなどを機会ごとに注意喚起を行ったり、講師を招聘し、消費者教育として実施したりしております。

また、教員の目が離れる長期休業前には、各校において集会等で教員から児童・生徒へ他の注意事項とともに、SNSに関する注意等も行っているところです。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

今おっしゃられた講師等でもってというのはどのような形でされているのか、教えてもらえますか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）消費教育セミナーという形で、学校のほうに講師の先生、町のほうから来ていただいて、その先生に使い方であったり、こういうことが危険性として考えられますよといったお話をいただいているということになります。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）これは小学校、中学校とか学年とか決まって、全部にはできないですよね。それはどのような形で、どういう感じで毎年やられているのか、そこも教えてもらえますか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）消費生活出前講座という形で1学期に実施しています。小学校5年生、中学校1年生を対象に実施しているということになります。

それ以外にも、非行防止教室であったりとか、小学校5・6年生を対象とした子どもに対する注意喚起というような機会を設けているところです。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

総務省では、学校講座、配布チラシ、インターネット上の動画、ショート動画は保護者と青少年共通でニーズの高い手段であり、これらの手段でペアレントコントロールについて啓発していくことが望まれるというふうに乗っているんですけども、親御さんに対しての子どもさんが、もう本

当に今、小学校1年生ぐらいから学校にも持たせてというところもあるのかなと思うんですけど、そのあたり、親御さんに対してはどのようなことをされているんですかね。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）学校によるところはあるんですけども、懇談会の中でチラシを配布したりであったりとか、何か事案が起こっていて、こんなことに気をつけてくださいねといった注意喚起をさせていただいておるといところです。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

先ほど言ったように、フィルタリングの使用というのがなかなか保護者の方も半分ぐらいの方しかされていないというところもありますので、まずは子どもさんの、親と一緒に使っている分なら余計なおさらできないのかなと思うんですけど、子どもさん独自で持たれている分に関しましては、携帯を買いに行けば携帯の会社のほうからも言われるのかなと思いますけれど、なかなかフィルタリングしちゃうとアクセスできなくて使い勝手が悪いとかとあって、私も何か子どもにそんなふうなことを言われたことがあるというふうに、過去に思うんですけども、そのあたり、保護者のほうにもしっかりと啓発というところはしていただかないといけないかなというふうに思っております。

それで4番ですが、子どもを守るために、これ、愛知県警等が開発したアプリの「コドマモ」というのがあるんですけど、この辺、周知とか啓発したらどうかなということで、資料にも載せていただきました。

今、昨今SNS等を通じて知り合った相手に自身の裸や下着姿など、不適切な画像を送信したことにより、自撮り被害というのが少しずつ増えてきているようにお聞きをしております。子ども自身が被害者にも加害者にもなり得る事案ということで、このことを重く見た愛知県警が藤田医科大学と事業者と一緒に、子どもを守るために開発されたアプリというのが「コドマモ」というものがあります。

これは、自分がスマートフォンで裸や下着姿など、わいせつな画像を撮影・保存した際に、AIが搭載データを判別し、画像を削除するよう促す通知が表示されるとともに、保護者にも通知されるというふうなペアレンタルコントロールができるシステムというふうになっております。AIはサーバーを通さずに端末上で完結するため、画像は端末のほかには共有されることなくプライバシーが保護されるというふうな、このようなアプリが開発をされております。

様々アプリを啓発するという事はなかなか難しいのかなというふうに思うんですけども、このようなものもありますので、先ほど親御さんのほうに周知啓発というところで、その一つとして提案をしていくというのにはありなのかなというふうに思うんですけど、そのあたり、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の4点目、子どもを守るために愛知県警等が開発したアプリ「コドマモ」の周知啓発をしてはどうかについてご答弁申し上げます。

「コドマモ」については、子どもによる性的な自撮り被害が増える中、愛知県警察が大学等と連携し開発した自撮り被害防止アプリケーションであると把握しております。

児童・生徒のスマートフォンの使い方等の指導については、さきに答弁しましたとおり、実施しているところではありますが、保護者との協力体制を構築していくことも不可欠であると実感しております。

保護者懇談会等で、スマートフォン等の使い方を注意喚起する際に、子どもを守るための有効なアプリケーションの一つとして紹介するなど、機会を見て周知啓発していければと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

本当に今、目には見えないというか、分からない、大人がついていけないようなSNSがどんどん進んでいっているような状況の中、自分は何の気なしに撮った画像が駄目やったんやということも、裸や下着姿なんて当然駄目なんですけれど、何かそういう不適切と思われる画像というのがよく分からない不適切な画像というのもしかしてあるのかなというふうには思っています。そういうのもしっかりと、こういう子どもを守っていくアプリというのも開発がどんどんされていきますので、別に「コドマモ」をどうのということではないですけども、親御さんにしっかりと、本当に携帯のSNS等、やっぱり被害があったりする事例がたくさん出てきておりますので、トラブルにならないように、学校としてもそのあたり、しっかりと啓発と周知という部分の上でやっていただければなというふうに思っておりますので、どうか子どもを守る一つのツールであるというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

次に、長田議員。

3番（長田健太郎君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、図書館についてであります。少し前置きを述べさせていただきます。

皆さん、最近本を読まれましたか。私は、一番最近読んだ本は情報雑誌になるんですけども、題名が「大阪・関西万博へ行こう！」という情報雑誌を読みました。私、何回か行ってから読んだんですけども、まだ行かれていない、万博にという方は、ぜひとも読んでみてください。必ず行きたくなくなるような内容になっていますので、お勧めさせていただきます。

関西万博ということでは、今回、学校単位での無料招待、こちらのほうでは、本町のほうは適切な時期に賢明な判断ということで見送るという形になりましたけれども、中には参加を表明していて、まだ出発していないんですけども、暑さ対策が十分に取れないという理由等で急遽不参加に変えられたというところがあるというのを聞きました。現在では、府内の1,879校のうち265校が不参加という状況になっています。

前回の議会で、私のほうから、学校単位の参加はできないので、何かしら夏休みに移動手段だけでも提供できないかというお話もさせていただいたんですが、町という立場では現状では無理だというお話もありました。

そんな中、先日、大阪府知事のほうから、学校単位で見送ったところや何かしらの事情で行けない子どもさんを対象に、無料で引率を含めた移動手段のバスを提供しようということが決まったというお話です。それには、条件としては、現在は3年生以上の子どもさんで、人数も約1万人ということなんですけれども、本町がくしくもできなかったということが府のほうに声が届いたかどうか、その辺は定かではないですけども、これも、現在では、大阪府内ですので数か所の出発地から出すという情報が入っているんですけども、ぜひとも府のほうに、このバスを熊取町から出発させてくださいというような働きかけを町のほうからしていただけたらと思っております。私の立場のほうでも尽力させていただくつもりですので、どうぞよろしくお願いいたします。すみません、話がそれまして、失礼いたしました。

週刊誌や月刊誌、情報誌は目にしましても、小説やエッセイなどの文芸書はしばらく読んでいないという方は少なくないと思います。電車の中なんかを見ましても、以前は単行本、文庫本を読まれている方が非常に多かったんですけども、もう最近では皆さんスマホでイヤホンをして動画なんか音楽とかを聞かれているとは思いますが、いわゆる活字離れが社会全体で進んでいます。

国の調査でも、本を全く読まないと答えた人が5割を超えまして、特に若年層において読書の習慣が大きく減ってきていることが示されています。その背景には、スマートフォンの普及や電子書籍の台頭といった時代や環境が変化したことに加えまして、もう一つ見逃せない要因が書店の減少

です。全国で2003年度に2万880店あった書店は、2023年度には1万918店と20年間でほぼ半減しました。地域に書店が一つもない無書店自治体は2024年11月現在で28.2%と全体の4分の1に上っており、地方や郊外では近くに本屋がないという状況が当たり前になりつつあります。こうした活字離れが進むことで、単に本を読まなくなるというだけではなく、語彙力や読解力の低下、さらには思考力や表現力の衰えといった教育的、社会的な影響が懸念されています。

子どもたちが本と出合う機会が減り、大人もふと立ち寄って本に触れる場所が少なくなる中で、地域における図書館の役割はますます重要になっています。本を借りる場所としての役割だけではなく、活字に親しむ機会を一人一人に開く知のインフラとも言える公共空間です。本町には、生涯学習、地域交流、さらには子育て支援など、多様な機能を担い得る、他の自治体にも自慢ができる素晴らしい図書館があります。こうした時代だからこそ、図書館をどのように整備し活用していくのが問われているのではないかと考え、現状と課題、そして、今後の在り方について質問させていただきます。

それでは、1点目の質問です。

毎年、活動報告という形でご報告はいただいておりますが、改めて近年、過去3年間の来館者数推移を教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、長田議員ご質問の図書館についてご答弁をさせていただきます。

1点目の来館者の推移についてでございます。

過去3年間の来館者は、令和4年度は13万5,005人、令和5年度は13万6,228人、令和6年度は13万1,591人となっております。この来館者の推移を見ますと、旧公民館、町民会館の利用者の一部が工事期間中に図書館のホール等を利用したことにより、令和4年度、5年度は比較的に来館者が多い状況となっております。

また一方で、貸出冊数等のデータ等も含めて分析しますと、全体的には利用状況は減少基調であり、先ほど長田議員ご指摘のあった活字離れとおっしゃいましたが、読書離れという形の要因も考えられるのではないかというふうに認識をしております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

次の質問になるんですけども、その結果をどのように分析されておりますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）すみません、2点目の分析と結果については今ご答弁させていただいたとおりでございます。ちょっと早まってしまいました。読書離れが要因となっているところでご答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

5年前になりますけれども、一般質問で、その頃、利用者減少が著しい19歳から40歳の利用者を増やすための取組につきまして質問のほうがありまして、ご答弁の中では、利用促進策として、親子で参加できる講座や、子育て世代向けに保育つきの講演会の実施、また、館内のレイアウトを見直し等を実施しまして、今後についても検討と改善を重ねていきたいというご答弁がありました。

利便性を高めるために、駅下にぎわい館で、現状でも予約した図書等の受け取り、返却が可能ですよ。この取組について評判等、何か耳にされておりますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）具体的な数字そのものは、すみません、今手持ちで探すのも時間

がかかるんであれですけれども、利用者は駅下にぎわい館での図書の予約とか、あるいはその返却も含めて、利用者は一定多いというふうに認識はしておりますので、この点、駅下にぎわい館の存在意義というのはまああるのかなというふうには認識しております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

私も青葉台に在住しておりますので、図書館よりはどちらかといえば駅下にぎわい館のほうを利用しているんですけれども、お隣の泉佐野市では、予約資料受け取りロッカーという取組で、JR日根野駅、南海泉佐野駅、いこらも〜泉佐野とイオンモール日根野、ここに貸出用のロッカーと、その横には必ず返却ポストが併設されているんですね。24時間利用できるということで大変好評だとのことですが、先ほど言いましたにぎわい館も、私、利用するんですけれども、予約してメールが来て、借りに行くときはその本を楽しみにしていますので、開館の時間に行かないといけないということで行くんですが、読んだ後、返却ですね。それがどうしてもずるずる先延ばしになって、気づいたときにはもう開館時間が終わっているとかいうことが非常に多いです。

にぎわい館で貸出しはカウンターですということに分かるんですけど、返却ポストですね。

これ、24時間対応できるとか、そういったことをしていただくことは不可能でしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）図書館の返却ポストに関しては、開館以外の時間でも返却できるのが返却ポストの意義やというふうに思っていますので、図書館が閉まっているという状態であったとしても、返却ポストはお使いいただけるのかなというふうには考えております。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）図書館のほうは利用しているんですけど、駅下にぎわい館で。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それじゃ、すみません、ちょっと把握できていないところになります。大変申し訳ございません。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

ポストでしたら当然施設は必要になりますけれども、それほど空間的にも必要はないと思いますので、ぜひ一度ご検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

続いての質問になります。

くまとり井戸端セミナーのメニューの中に図書館のほうを担当されているメニューがありますが、それぞれ昨年度の利用実績を教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、2点目、くまとり井戸端セミナーの図書館担当メニューの実績についてでございます。

生涯学習推進課所管のくまとり井戸端セミナーで、図書館としては7つのメニューを担当しております。令和6年度はそのうち5つのメニューが活用されました。

各メニューの実績といたしまして、1つ目、図書館見学ツアーは1回、幼稚園からの依頼で参加人数は61名、2つ目、らいぶらり庵は1回、地区福祉委員会からの依頼で参加人数は22名、3つ目、あかちゃんの時間は24回、地域の広場事業者や保育園、地域のNPO法人からの依頼で参加人数は合わせて193人、4つ目のえほんのひろばは4回、幼稚園、住民主権の大規模イベントからの依頼で、参加人数は合わせて642人、5つ目の団体向けおはなし会は9回、児童放課後等デイサービス、地区福祉委員会、住民主権大規模イベントからの依頼で参加人数は合わせて436人で、令和6年度の合計回数は39回、参加人数は1,354人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

令和5年と比べると団体向けおはなし会というのが回数も参加者も非常に増えて好評みたいですね。ありがとうございます。

次の質問です。

なかなか図書館に来られない人に対して、自宅まで本を届ける宅配サービス、また、活字が読みにくい方への対面朗読サービス、こちらについて昨年度の利用実績を教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、3点目、宅配サービス及び対面朗読サービスの昨年度の実績についてですが、宅配サービスにつきましては、身体的な理由などで図書館に来館するのが困難な方へご自宅まで本を届けるサービスで、令和6年度の実績は8人で訪問回数は113回、貸出冊数が700冊で、図書館職員が配達をしております。

対面朗読サービスは、視覚障がいなどで本を読むことが困難な方へ図書館で本を読むサービスで、令和6年度の実績はお1人に対して5回対面朗読を実施しており、熊取町社会福祉協議会に登録しているボランティアグループのメンバーが図書館内の対面朗読室で本を読んでいます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）この宅配貸出しのほうですけれども、現状では職員様が宅配しているということで、この対象は何か登録されている方とか、そういう形ですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）図書館のほうで一定の対象者ということでルール決めをしております、それに該当する方がいらっしゃったら、そのときで判断をして、対象者として宅配をさせていただくということになるかと思います。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）それは、やっぱり毎回毎回確認はされているわけですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）毎回確認をさせていただいております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）そもそも図書館に来られることができない方ですよね。その確認を事前に図書館でされるんですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）対象者としては何らかの連絡手段を取って、図書カードをお持ちでございますので、そのあたりで確認をしてということになります。

基本的には、対象者の方はリピーターといいますか、いつもご利用なさっていらっしゃるというところもありますので、その辺も含めて運用のほうをさせていただいている次第でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）冊数は700で回数としたら113回ということで、結構あるなということですけども、職員様が配達されるということで、職員様の負担になっていないですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）これはもう司書としての使命ということで、喜んで宅配サービスのほうは運用させていただいております。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

全国では、利用者の方の条件を問わずに、送料や配達料は利用者の方の負担にはなるんですけども、郵送や宅配を行っているところもあるようですけれども、本町のほうでも職員の使命ということですけども、この制度をどんどん拡大して、そのような郵送、宅配を別に業者のほうでしようということを検討されたことなんかはありますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）これまでのところ、そういう郵送での対応に関しては、検討の経過はないかと思っております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

宅配なんかは非常にやはり便利ですので、職員の枠を飛び越えて、そういう業者も検討されてはいかがかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問になります。

昨年、スマホの利用手続きができるようになりましたけれども、こちらのほうの利用状況を教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、4点目、スマホ利用券の利用状況についてですが、スマホ利用券は、熊取図書館蔵書検索システムにアクセスし、ログインすると利用券番号とバーコードが表示されるもので、その画面の提示により、利用カードの代わりとして図書館資料の貸出しができるものでございます。

スマホ利用券が利用されている統計は取ってはおりませんが、窓口での予約本の受け取り時や子どものカウンターでの保護者のご利用が多い状況で、徐々に利用が増えているといった状況でございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）これ、図書館では利用できるんですけども、駅下にぎわい館ではスマホ利用カードが別に必要とのことですけど、これ、理由は何かありますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）図書館でのご利用のみと限っているんですけども、すみません、そのあたりは調査できておりません。申し訳ございません。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）何か読み取るための別の端末が必要かとか、そういう理由かも分からないんですけども、ぜひとも図書館で利用できることは、また駅下にぎわい館でも同じような対応ができればいいと思いますので、よろしく願いいたします。

ある図書館では、カードか手のひらの静脈認証、これのどちらかを選択できるというところがあるそうなんですけれども、全国でまだ2館程度しかないそうです。これは導入時のコストが非常に高いということで、維持管理に非常にコストがかかるということで、私のほうからもお勧めはしたくないです。

ただ、今マイナンバーカードで図書館の利用カードが中に対応できる、連携させられるということなんですけれども、こちらのマイナンバーカードのほうは、検討はされていますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）マイナンバーカードの付加機能として図書カードという、そういう選択肢があるというのは認識はしておりましたけれども、これまでの間で具体的に図書カードを含めるということは、特に検討のほうはしていないという状況でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

いろいろな新しい機能が出てくるとは思いますけれども、ぜひともどんどん取り入れて、住民の方の利便性の向上に努めていただけたらと思います。

次の質問にいきます。

昨年の4月から、利用対象を拡大することにより有料になりましたけれども、図書館での会議室・ホールの利用状況はどのような感じでしょうか。昨年度の実績を教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、5点目の会議室、ホールの令和6年度の利用状況についてです。

会議室は2部屋ございます。それとホールが1部屋、ともに1日を3こまに分けて利用をしていただいております。令和6年度の利用実績は、会議室1で351こま、会議室2は337こま、ホールは244こまの利用がございました。稼働率にいたしますと、会議室1は40.5%、会議室2は38.9%、ホールは28.1%となります。

それと、先ほどスマホ利用券の駅下での利用に関してなんですけれども、ちょっと補足になります。利用カード自体の落とし物が多いという状況があったようで、このために駅下のほうでは利用は検討していないという状況でございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

利用状況、今、これ有料になる前と比べたら大体利用状況ってどんな感じなんですか。大分増えているんですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）利用率、いわゆる稼働率にはなりますけれども、稼働率のほうは令和4年度と比べますと下がっている状況でございます。例えば、ホールにつきましては、令和4年度は39.96%の稼働率になっておりましたけれども、今年はもう少し少ない28.1%ということでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）やはり要因は有料になったこととお考えですかね。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）貸し館の利用が減っている一つの原因といたしましては、先ほどご説明をさせていただいた町民会館と公民館の工事の関係で令和4年度については増えておったという状況もありましたので、ちょっと比較対照が適切だったかどうか分かりませんが、そういった関係で、令和4年度と比べると減っているという状況はあろうかというふうに思っております。

ご利用されている団体数に関しましては、それほど大きな変化はございませんでして、これまで、有料になる前からご利用されている団体については、引き続きご利用いただいているような状況でございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

対象が無料のときよりも内容、使用目的の範囲が広がりましたんで、ぜひともどんどん利用していただけたらなと思います。

次の質問になります。

図書館の利用を推進するための今後の方向性についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、6点目、図書館利用推進の今後の方向性についてですが、熊取町第4次生涯学習推進計画及び熊取町第4次子ども読書活動推進計画に基づき進めていくこととしており、まず、図書館全体としましては、地域を支える情報拠点としての資料の収集や情報発信、住民団体・関係機関等との協働による多様な事業の実施や様々な学習支援を行い、学びの場づくりを推進していきます。

子どもの読書活動の推進につきましては、子どもの読書に関わる部局、関係機関、NPO法人、住民団体との連携を強化し、子どもの読書環境をより一層整備していきます。

また、令和8年度につきましては、図書館の大規模改修を計画しており、非構造部材の改修や窓の遮熱対策、トイレの改修を行うことや、フロアの改修によりゾーニングをすることで、若年層や働く世代の利用促進なども含め、安全で居心地のよい図書館として、なお一層の利用促進を図りたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）やはり利用者数の減少を食い止めるというのは、認識はされておられますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）そのように認識をしております。特に若年層の方々の利用促進については、大きな課題だというふうに認識をしております。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）そうですね。

TOSHOPという取組をご存じですか。図書館内で本や文具雑貨、地域商材などを販売する取組のことなんですけれども、図書館は人と本をつなぐ重要な場所であると同時に、地域の人たちが集い文化を育むコミュニティセンターとしての役割を持っています。そこに物を買える場所という付加価値をつけることで可能性を広げ、これまで図書館に足が向かなかった人たちの来館のきっかけをつくり、図書館利用者が増えることで読書人口を増やすことを目指した取組です。当然、営利目的と受け取られると図書館の公共性や中立性が損なわれるのではないかという意見もあると思いますし、また、販売するとなりましたら、商品の選定や仕入れ、在庫管理、会計処理など、それぞれ職員の負担となり、本来の業務に支障が出る可能性もあります。

現在、既に野外スペースのほうでキッチンカーの出店がされていますけれども、これ、出店は定期的に今されているんですかね。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）定期的といいますか、出店されている方との協議調整といいますか、申請をさせていただく中で予定をお伺いして、日程調整をして出店をいただいているような状況でございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）駐車スペースの確保とか、また、図書館の開館時間なんかもあると思うんですけれども、本町で土曜日に支援の会の方がふれあいセンターのほうで軽トラ市をされていますよね。これを図書館のほうの向こうの敷地で見るとか、先ほど言いました駐車スペースとかの問題もあると思いますけれども、そういった催物はいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）ご提案の軽トラ市に関しましては、過去に図書館からのアプロー

チで出店についてのご相談をさせていただいたこともあったんですけども、現状、ちょっと実現できていないというのが今の状況になっております。

軽トラ市がスペース的な問題ももちろんありましようし、現在図書館で出店をしているお店の方々もありますけれども、選択肢といたしましては、軽トラ市に関しても方法としてはあるのかなというふうには認識はしておりますので、実現可能であるかどうかというところは、今後ちょっと探ってはいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）このTOSHOPについては実証実験ということで、近くの和歌山県の海南市なんか対象にされているということですので、また先進事例としてちょっといろんな話を聞けたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

このたびのアクションプログラム改革項目の見直しの中で、民間委託への推進項目として、「図書館の管理運営方法の検討」ということで、「図書館貸出窓口業務の委託化等、図書館運営方法の在り方の検討をする」という取組内容がありましたが、こちらについてはどのような方向性で検討されているのかお聞かせください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）7点目、アクションプログラム改革項目見直しについてですが、令和7年3月の第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」改革項目の中での見直しでは、「図書館の管理運営方法の検討」を新しい項目として追加しております。改革項目全体として、窓口業務の委託化や施設管理の効率化、利便性の向上を目指して、各公共施設や関係部局の窓口業務において検討を進める中で、図書館についても貸出窓口業務の委託化について、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

業務の委託という形で、指定管理等、大きいくりではないというような認識でしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）指定管理に関しましては、これまで図書館協議会への諮問・答申というのが平成21年と平成31年と、この2度、提言のほうを協議会のほうからいただいております。その中では、この指定管理者制度の導入は、熊取図書館としてはなじまないというふうなご答申のほうを頂戴しておりますので、そのお答えというのは最大限尊重する必要はあろうかというふうには思っております。

その中で、この図書館の運営の在り方については、窓口業務の委託というところもコストの削減につながるかどうかというところはしっかりと見届けないというふうには思っておりますので、そこについてはしっかりと検証はしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）図書館の業務は、やはり体育館なんかと違って、一度民間に委託すると直営のほうに戻すのは非常に大きい労力がかかると思うんですね。やはり民間では職員の入れ替わりが頻繁になり、地域に根差したサービスの継続性や、また図書館の専門性の確保が非常に困難になるおそれもありますし、まして委託期間ごとに運営方針や人が替わることで、長期的な住民との信頼関係に影響が出る可能性も否定はできませんので、図書館にしましたら、将来にわたって町が自らの責任と、また方針の下で住民サービスを提供し続けるためにも、やはり直営体制の意義、先ほどご答弁もありましたけれども、再認識していただいて、継続して強化を図るべきと私も考えておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、大きい質問の2つ目になります。

公式ラインについてです。

推移に関しましてはもうデータも出ておりますので、現在、登録の推進について実施している活動内容を教えていただけますか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の公式ラインについての1点目、登録の推進について答弁申し上げます。

まず初めに、町公式LINEの登録者数に関する取組方針につきまして改めて確認させていただきますと、全国的にSNSの中でも利用実績が非常に高く、情報の即時性も高いことから、日常のイベント情報はもちろんのことですが、何よりも災害時の防災情報の発信に欠かすことのできない媒体であるとの認識から、その目標を2万人、この2万人の根拠につきましては、熊取町全世帯数が現在約1万9,000世帯、そのプラスアルファということで2万人を設定させていただいているものですが、一人でも多くの登録を目指し、鋭意取り組んでいるところでございます。

それでは、ご質問の登録の推進に向けての活動内容でございますが、まず、町政連絡事務嘱託員連絡会などの会議を通してのPRをはじめとしまして、各種イベントでのPRや広報誌、ホームページによる周知に加え、毎月1回、熊取駅前、広報誌とともにお友達登録のキャンペーンを実施するなど、様々な機会を捉え、積極的に周知を行っております。

また、昨年7月から9月の3か月間におきましては、広報9月号での特集や小・中学校でのチラシの配布といったキャンペーンを実施いたしまして、当時7,300人から8,300人まで、3か月間で約1,000人の増加につながったところでございます。

さらに、毎週月曜日の朝に部長連絡会というのを開催しているんですが、その部長連絡会において先週1週間分の登録者数の実績報告を行いまして、その当該週及び近辺にあります各部局のイベント等での協力体制を構築しているところでございます。

加えて、今後の新たな取組といたしましては、本年8月末頃をめぐり、LINEの画面の下にありますリッチメニューという、現在6つありますリッチメニューを倍の12個に増やしまして、さらなる利便性の向上に努めることといたしております。そして、このリニューアル後には、さらなる登録者数増加に向けて、改めまして広報誌、ホームページなどを通して効果的にPRを行ってまいります。

今後、あらゆる機会にしっかりと積極的に活動してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方におかれましても、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

過去の議会では、機能拡大には非常に多額の費用がかかるということだったんですけども、都度そういう拡大もしていただけるということで、ありがとうございます。

先ほど出ました目標2万人、こちらのほうの根拠についても教えていただきましたけれども、この2万人、いつまでにか、次の質問ですけれども、いつまでに達成を目指そうというような期限は設定されていたんですか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、続きまして、ご質問の2点目、導入当初に掲げた目標につきまして答弁申し上げます。

まず、導入当初に掲げた目標の2万人に対する目標期限の設定でございますが、そちらのほうは行っておりません。しかしながら、短期的な目標、例えば現在8,900人ということになるんですけども、6月末までにはこれを9,000人というようにしていこうという、そういった目標を課内でしっかりと毎月の目標だというような形で設定いたしまして、日々取り組んでいるというこ

ろでございます。

今後も、防災情報をはじめ様々な情報を住民の皆様にお届けするための重要なツールであるとの認識の下、一日でも早く目標数に到達できるように、引き続き、1点目で答弁申し上げましたとおり、様々な機会を捉え、粘り強く周知啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）期限があることで、その数字の達成に向けた具体的な行動計画というのがやはり立てやすくなると思うんですね。期限のない目標というのは、いつまでいたっても検討中や努力しておりますという形にとどまりまして、結果的に説明責任を果たせないおそれがあります。やはり熊取町の信頼、こちらのほうを確保するためにも、いつまでに何をどこまで進めるという明確な目標設定、こちらをお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事業別に、このLINEシステムに関しましても、いろんなシステムに本町はログインが必要で、すという質問も過去にさせていただきまして、そういったものを、今、このLINEのID一つでいろんな事業に対応できることとはできないんですかというお話をさせていただいたときに、大阪広域データ連携基盤のORDENのお話がありまして、その当時は、そのシステムの公開から半年ということで、参加している団体が堺市のみというお話でしたけれども、その後、この大阪府のORDENについて進捗状況とか何かありますか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）すみません、もう結論から申し上げますと、その後、当時の費用対効果等も勘案しまして、今のところ検討はしていない、その当時と変わりのないといった、そういった状況でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）その当初は、LINEのように、町独自でシステムを立ち上げて一本化するか、ORDENのほうを利用するかどちらかになりますよというお話で、どちらにしても多額の経費が必要になるというお話でした。

令和7年度地方財政対策において創設されましたデジタル活用推進事業債、こちらのほうにシステムの一本化という事業が充当対象事業に当てはまったりしないでしょうか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）デジタル活用推進事業の創設ということで1,000億円、令和11年度までの5年間で創設されたという情報は取っております。

その活用事例の中で、書かない窓口であったりとか、オンライン申請であったりとか、インフラ点検用のドローン、また、水道スマートメーター、オンライン検針、スマート農業といった、そういった自治体DXの推進の利活用ができるということは認識してございますが、こちらの今おっしゃっていただきました、ご提案いただきましたLINEも自治体DXの一部に当然該当するだろうということかと思っておりますので、こちらのほうを、また、すみません、しっかりと調査研究をさせていただきまして、地財措置も相当有利な地財措置がついているということで確認しておりますので、しっかりと検討していきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）当然、国の事業ですから枠も決まっておりますので、早急に対応をよろしく願いいたします。

続いて、大きい質問項目、最後になります。ひまわりバスについてです。

今年度より有料化されましたけれども、まだ2か月ちょっとです。具体的な数字は出てこないとは思いますが、現状を見られて利用者数等に変化はあったのかどうかご答弁いただけますか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）それでは、ご質問のひまわりバスの有料化後の利用状況についての1点目、利用者数に変化があったのかについて答弁申し上げます。

ひまわりバスの有料化につきましては、本年4月1日から、イオンモール日根野への乗り入れを含む新規バス停4か所の設置などの運行見直しに合わせて再開したものでございます。

有料化再開後の利用者数につきましては、4月と5月の2か月間の実績での比較となりますが、前年の4月、5月が1万7,865人、今年度が1万3,901人であり、約22%の減少となりました。これを年間の利用者数に換算した場合は、前年度が10万2,905人であったものに対し8万人程度となると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

運転手にも、私、どうですかとお問いかけしたんですけども、減っていますねということでした。やっぱりもう見た感じ、乗客の数は減っているということで、その中でも、先ほどおっしゃいました新設のバス停、こちらについて、どのような利用状況だとか評判とかを耳にされていますか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）次に、新設バス停の利用状況について答弁申し上げます。

こちらにつきましても、4月と5月の2か月間での乗降の実績となりますが、まず、既存の運行ルート上に新設しました3か所のバス停、青葉台方面循環コースの京大体育館前、つばさが丘方面循環コースの南山の手台、自然公園方面循環コースの教育子どもセンター前につきましては、全バス停58か所のうち中位から低位の乗降者数となりましたが、運行ルートを変更して新設しました青葉台方面循環コースのイオンモール日根野の乗降者数につきましては、4コースの乗り継ぎ地である熊取町役場前を除いて最上位の実績となり、新設バス停の設置によるひまわりバスの利便性の向上が図られたものと認識してございます。

今後も、ひまわりバスの利便性の向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

このことについても、運転手からも、もうイオンで降りる方がすごい増えたというお話を聞きました。やはり買物に利用される方が多いということで、私のほうから前回もちょっとお話ししましたが、それに特化した交通手段、バスではなくても何かしら設けることで、この福祉バスの活用の方向性が、また見方が変わるんじゃないかという提案もさせていただきましたので、そのことも含めて検討していただけたらと思います。

利用されなくなった人々、町民の方、その方は今どうしているのかというのが非常に気になるどころなんですけれども、引き続き利用者の声に耳を傾けていただきまして、住民サービスの向上に努めていただきますようお願いいたします、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、長田議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時49分」から「13時00分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）すみません。先ほど二見議員の乳幼児健診に関するご質問において、子

どもの発達障がい診察を行う町内の医療機関はあるのかとのご答弁の中で、私のほう、古谷こどもクリニックと、はまこどもクリニックと申し上げたんですけども、もう一つすみません、竹井クリニックを言い漏れてございました。

ただし、いずれも発達検査までは行っていないため、発達の相談にはお答えをされますが、専門的な診断を含めたフォローとなると、紹介状などを基に母子医療センターなどをご紹介することになります。

以上でございます。申し訳ございませんでした。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）今の関連で、竹井さんということであれば、竹井クリニックは学校医に入っております。

以上です。

議長（文野慎治君）次に、大林議員。

6番（大林隆昭君）それでは、議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

今回は、熊取町の役場の人材についての質問をさせていただこうと思っています。

今、社会的な問題として、人口減少、高齢化が進行する中で、熊取町の役場で地域を支える人材の確保と育成というのは喫緊の課題になってくると思われれます。特に専門的な高い知識や技術を必要とするような、例えば防災であったり、教育であったり、福祉、農業、観光といった分野においては、ほかの職員よりも高い技術や知識を持つスペシャリストというような存在が、継続的に活動する体制の構築が必要ではないかというふうに考えています。

そこで、地域課題を住民の皆さんと一緒に解決するスペシャリスト人材の育成について質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問ですが、現在、熊取町において特定の専門分野における高度な知識や技術を有するスペシャリスト人材という人材の確保、育成というのは十分に行われているとお考えなのか。また今後、これからどのような分野において、特に専門性を持った人材が必要になると考えているかお聞かせください。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）大林議員からのご質問の1点目、スペシャリスト人材育成についてご答弁申し上げます。

まず、1点目のスペシャリスト人材の確保・育成は十分に行われていると考えているか、また、今後どのような分野の専門性を持った人材が必要になると考えているかについてですが、特定の専門知識を持った人材については、人員構成などから採用を検討し、様々な取組により人材の確保に努めております。また、育成については、外部の専門研修を積極的に活用するほか、職場内での研修や資格取得助成などにより職員の資質向上に注力してございます。

なお、今後必要とされる専門人材は、急速に変化する社会に対応できるスキルと知識を持つ人材であり、現在、技術職員などに加え、情報、福祉、防災などと考えており、引き続き事業推進に必要な専門知識を持った人材確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

なかなか1個の部署ですつとというのは、規模的にも難しい話やろうなというのは当然分かっているんですが、それを鑑みた上でも、2つ目の質問なんですが、スペシャリスト人材というのを育成していけば、熊取町にもたらずであろうメリット・デメリットというのをどのようにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）次に、2点目のスペシャリスト人材の育成がもたらすメリットとデメリットを

どのように考えているかについてですが、スペシャリスト人材の育成がもたらすメリットは、ノウハウの蓄積により専門的な課題の早期解決を図れたり、業務効率の向上などが考えられます。

一方、デメリットとしては、特定の人材が異動した場合は、組織の機能が著しく低下してしまうおそれがあることでジョブローテーションが難しくなり、加えて専門知識に特化し過ぎて考え方が硬直し、新しい考え方が生まれにくくなることで組織機能が停滞することなどが考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

なかなか普通の、民間の職場と違って、熊取町役場という庁舎内で働くに当たっては、これまでも広く浅くじゃないですけど、全般的に皆さんがいろんな仕事をこなせると。300人しかいない正職員の配置という中で、その中に一部スペシャリストというような人材が混ざってくると、なかなか人事異動も難しくなってくるというのは重々承知の上での質問なので、メリッ的には、当然専門性を持った知識を持った方がおられると、熊取町独自の考え方、いろんな施策というのをその方中心に回していけるようになったりとか、当然、地元で長く同じ部署でおられると、その方に憧れるという方も中には出てくるかなというところ。

今、おっしゃっていただいた情報と、これからも情報とか防災とかということに関しては、当然専門性を持った方でないと、これからは対応できないような時代になってくるかなというふうに思います。

その中で、これから熊取町がスペシャリストをつくっていかうかというふうにかじを切ったとして、例えば、3つ目の質問なんですけど、ほかの自治体の研究というのをこれまでなされたことがあるのかというのを聞かせてください。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）次に、3点目の他の自治体におけるスペシャリスト人材の育成の先進的な事例や成功例、あるいは失敗例などを調査・分析したことはあるかについてでございますが、総務省通知「地方公共団体における人材育成・確保推進のための参考事例集」による他団体の事例は認識してございます。

今後も効果的な人材確保の観点から、適宜研究等を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）資料を出したかったんですけど、なかなかもう大きな自治体しか、今のところはこのスペシャリストというような者を抱えているところがなくて、当然300人規模の自治体では、なかなかそういうのが見受けられないというところで、先進事例が大きなところしかないのでできないということはないんだとは思いますが、これから熊取町の持続可能な未来を開いていくためには、ある程度必要になってくるのかなというふうに思いますので、スペシャリストの育成というのにも、これからは少し取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

2つ目なんですけど、一般職の職員採用について、年齢制限を考えてはどうかというところで、今現在、熊取町を含め、多くの自治体では、一般職の職員採用の年齢というのが、おおむね30歳ぐらい。高いところでも35歳というのが多く見受けられます。当然、長く人材を育てていこうとか、皆さんに平等に昇進の機会を与えるというような考え方でいくと、当たり前の話で、合理性がある話なんですけど、今、テレビをつけると、一番よく見るのが転職のコマーシャルかというぐらい転職社会になってきた中で、そもそもの社会構造自体が変わってきているので、先進的な自治体であれば、年齢制限をある程度見直したり、民間でキャリアを積んだ方の採用を進めたりというようなことをしているところもございます。

そこで質問ですが、今、本町の一般職職員採用における年齢上限について、どのような課題認識をお持ちなのか。また、全国的な地方自治体の採用動向、特に年齢制限の緩和の動きについてはど

のような把握をされておりますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）次に、ご質問の2点目、一般職職員の採用における年齢上限引上げについてご答弁申し上げます。

まず、1点目の、現在の一般職職員における年齢上限について、どのような課題認識を持っているか。また、全国的な地方自治体の採用動向、特に年齢制限緩和の動きについてどのように把握しているかについてでございますが、採用につきましては、年齢構成等を勘案しながら中長期的な視点で人材確保を行っているところです。しかしながら、昨今の少子高齢化による労働力減少と民間企業との人材獲得競争は、公務員においても例外ではなく、本町でもとりわけ専門職の受験者数の伸び悩みが課題と認識してございます。

また、全国の自治体において、地方公務員の人材確保は深刻な課題となっており、その対策として、社会人経験者採用枠を中心に年齢制限の緩和が進んでいることは把握してございます。

本町においても、引き続き優秀な人材確保のため、効果的な採用に取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

考えてはいただきたいなというふうに思います。バブルがはじけた後の就職超氷河期と呼ばれた頃の人で、なかなか思った職に就けなくて、これまでキャリアを積んできたという方もたくさんおられますので、人が集まらないというのは、どこの自治体も同じだと思います。その中で皆さんいろんなことをされて、大卒の初任給日本一やという和泉市とか、いろんなことをやりながら人を集めようというのは、いろんなところが取り組んでできているところなので、なるべく早くいろんなことを考えて、いつもどおりやっていると置いていかれるだけになってくるので、考えていただきたいなというふうに思います。

2つ目の質問なんですが、採用条件、仮に40歳、45歳なりに引き上げるということになれば、具体的に熊取町にどのようなメリット・デメリットがあるとお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）次に、2点目の採用年齢上限を引き上げることによるメリット・デメリットについてお答えさせていただきます。

採用年齢上限の引上げのメリットは、より多くの優秀な人材を確保できることだと考えてございます。一方、デメリットとしては、若い世代の就業機会が減少することにより、現在の年齢構成にひずみが生じるおそれや、組織の新陳代謝が遅れることで新しい考え方が入りにくくなる可能性があります。かつ人件費の増加も考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

今までやっていないことをやるといろんな問題が出てくるのは分かるんですが、1つ目としては、ある程度経験を積んだ方などで、すぐに仕事に就けるかな、即戦力としてやっていけるのかなというところとか、一般職職員でなかなか定員割れというようなことはないんでしょうけれど、そういうところにも対応できるかなというのと、これから定年も恐らく延びていくだろうというところで、ある程度採用の年数を、年を上げて長く勤めていただけるのかなというような考えを持っています。

当然、大卒の新しいフレッシュな子に入ってきて、いろんな風を起こしてもらおうというのは、役所の中ではいいことかなというふうに思うんですが、ある程度経験を持った方も必要じゃないかと。例えば、3つ目の質問ですが、特定の専門分野、職務経験を重視した経験者採用枠ですね。

というのを導入していただいて、年齢を区切るだけでなく、これまで培ってきた経験、スキルを明確に、この仕事をできる人を募集しますというような募集の仕方についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）次に、3つ目の特定の専門分野や職務経験を重視した経験者採用枠として導入することも一つの方法と考える。年齢だけでなく、求める経験やスキルを明確にすることについてどのように考えるかについてでございますが、議員ご指摘のとおり、特定の専門分野や職務経験を重視した経験者採用枠の導入については、特定の事業推進において合理的であり、専門職の人材確保の観点から有効であると考えております。

本町においても経験者枠を活用して、適正な採用に取り組んでいるところであります。

今後も引き続き採用する職種の年齢構成や、求める業務経験などを柔軟に検討し、また、全国の先進事例等を参考にしながら調査研究を行い、本町の実情に合った適正な採用方法を選択してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

ずっと流れで、1つ目、2つ目と質問をさせていただいたんですが、スペシャリスト人材を育成しましょうというのと、採用年齢の上限引上げましょうというのは、それぞれ1つずつ考えても、なかなかうまくいかないような気がするので、2つひっくるめて考えていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

持続可能なまちづくりを進めていく上で、人材戦略として年齢枠を引き上げた中にスペシャリスト人材を採用していくというような考えで進んでいただけたらなというふうに思います。

デジタル分野にしても、情報の分野にしても、防災の分野にしても、やっぱり新卒採用の子よりも、ある程度専門的な知識を学んだ方を最初から採用したほうが、即戦力として働いてくれる。その中で後進を育てていくというのは必要なかなというふうに思います。限られた300人という正職員のキャパの中で、どうやってうまく回していくかというのは、これから理事者の皆さんに考えていただかないかというふうに思いますので、よろしくお願いします。

この2つ組み合わせて、連携させていくというふうな考えの中で、これから熊取町の行政サービスの向上に向かっていただきたいなというふうに思うんですが、そのあたりについてはどのような思いを。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）いろいろご意見、貴重なご意見ありがとうございます。

本町の実際の人材育成の考え方としましては、今まで大林議員言うていただきました人材育成の基本としましては、職員に求められる能力何でしょうか。コミュニケーション、チャレンジ、チームワーク、自主性。これが言わばスペシャルではなく、大きく役場職員として培われるノウハウだと思います。ただ、本町の職員につきましては、税務にしろ、人事にしろ、私、受け持っています選挙にしましても、後輩の育成を考えた人事異動と、経験を持って教える側と教わる側、それを明確に分けて、今までも先輩方もやっていたいて、僕らが脈々とさせていただいて、それがスペシャルというのか、オリジナルと呼ぶのかちょっと分からないんですが、人事としては、このスペシャル人材は確実につくっていった、ただ、議員おっしゃる防災とか、やはり経験が必要なところに関しては、柔軟に今後検討していくところだと思ってございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

前向きに取り組んでいただけたらなというふうに思います。

それでは、3つ目です。持続可能な農業の実現についてというところで質問をさせていただきます。

ごめんなさい、これで僕、農地整理事業と書いたんですか。農地整備事業ですね。すみません。

熊取町における農業というのは、地域の経済を支える重要な産業であって、特に農業振興地域も熊取町にはございます。しかしながら、近年のお米の大騒動もそうですが、農業環境の変化が著しくて、肥料、農薬、資材等の高騰が農地経営に対して影響を及ぼしています。また、農業従事者の高齢化による遊休農地の増加などが大きな問題となっています。

このような状況を踏まえ、農業の持続可能性を高め、安定した生産基盤を確保するために、農地整備事業補助金を活用した圃場整備の推進が必要不可欠ではないかというふうに考えていますが、今のところどのようにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは、ご質問の農地整備事業補助金を活用した圃場整備の推進についてご答弁申し上げます。

圃場整備につきましては、農地の集積化・大規模化、また農作業効率の向上のために重要であるものと認識しております。議員ご提案の圃場整備に活用できる農地整備事業補助金につきましては、様々なメニューがございますが、主な補助事業としましては、農業競争力強化農地整備事業と農地中間管理機構関連農地整備事業が挙げられますが、いずれの補助メニューにつきましても、面積要件や農地集積率など、一定の要件がございます。

農業競争力強化農地整備事業につきましては、整備の要件が20ヘクタール以上の区画で、農地所有者の費用負担が発生するものとなっております。

また、農地中間管理機構関連農地整備事業につきましては、5ヘクタール以上の区画で農地所有者の費用負担は発生しないものの、農地中間管理機構へ15年以上貸し出すことが要件となっております。

いずれの補助金につきましても、事業完了後の農地集積率が8割以上必要となっておりますので、事業実施前に農地の担い手を想定しておく必要があります。また、農業振興地域内であることが条件となっておりますので、圃場整備後の農地は、原則転用が禁止されるなどの制限がかかることとなります。

このような厳しい条件を満たすためにも、まずは地域において事業予定区域の設定や担い手を誰にするのか、また、どのように集積化を図るのかなどについて、地域の利害関係者で話し合いを重ね、地域の将来的な農地利用の在り方について合意形成を図っていただく必要がございます。

先行して事業を実施している他団体の事例におきましても、地域での合意形成のために地区で協議会を立ち上げるなどし、地区の農業者で集まって何度も話し合いを重ねた上で事業の実施を決定してございます。

こういった事例を踏まえ、本町においても農業者の代表的組織であります農業委員会と協力し、大阪府の職員を講師として迎え、補助金に関する勉強会を実施するなどして、事業への理解度を深めることから始めているところでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

圃場整備、早くても3年、5年かかるのは当たり前かなというふうに思うので、今から考えて3年、5年ですから、80手前の人らが、あと5年たったら、それこそ大丈夫かというような時代になってくるので、これからしっかりと進めていってもらわないといけない話になってきていますので、昔にも一度、そんな話はあったというのは聞いているんですけど、そのときは合意形成が得られなかったということで、話が流れているということなので、今回はその方たちも、それこそもういいお年になっている頃なので、次の人たちに譲ってもらうためにも、しっかりとちょっと話を進め

ていつていただきたいなというふうに思います。

今回、何かいろんなニュースで出ていますけれど、お米のこの大問題で、圃場整備とか農業基盤の強化は絶対に必要やろうとって、今頃になって国もしっかりと動くとあかんというような感じになってきているので、きっと補助金とか、新しいメニューが出てくると思うので、しっかりとそのあたり見ていただいて、これやったらいけんちゃうかというようなものをつくっていただきたいなというふうに思います。

どこか1つでもうまく進んでいけば、あと流れに乗って、本当に圃場整備が熊取町でできそうなところって2、3か所ぐらいしかないと思うので、どこか1か所でも先にできてしまえば、あとのところは後ろからついてきてくれるかなというふうに思うので、どこかちょっといけそうなところといけそうな人を見つけて、しっかりと話進めていつていただきたいなというふうに思います。

本当に、もうあと5年もすれば、ここって誰の田んぼやったっけみたいなところもいっぱい多分出てくると思うんです。急におっちゃん、畑、来えへんなったけれど、どうしたんやろなみたいな人もちょいちょい聞くので、新しくそんな方たちの親戚とか、ご親族の方で農業引き継ぐんやという方も出てきてはきてくれているんですが、なかなかやっぱり減っていくスピードには追いつかないので、熊取町で農業をやっていくんやという方に対してもそうですし、もうこれからちょっと農業どうしようかなという方たちに対しても、そういう説明をちょっとしっかりといつていただきたいなというふうに思います。

これから農業の問題で、熊取町は立派なベッドタウンとして大きくなって、農地も昔に比べれば減りましたが、大きな田んぼはないにせよ、農地として使っている面積的にはそんなに狭くはないと思うので、これから効率よくやっていこうと思えば、もう圃場整備に乗り出すしかないというところで、ちょっとしっかりと取り組んでいただきたいなと。大変な仕事やいうのは分かっています。もう農家のおじさんたち相手にするのは本当に大変なんですけれど、やっぱり自分たちだけでは絶対にまとまらないですし、誰かリーダーシップある方にまとめていつてもらわないといけな話なので、ちょっと熊取町のご助力をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上で。

議長（文野慎治君）答弁はいいですか。

6 番（大林隆昭君）以上で私の一般質問を終わります。

議長（文野慎治君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

次に、坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）それでは、私のほうから、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1 点目は、PFAS 汚染の対策についてであります。

3 月議会の会派代表質問の中で、熊取町における PFAS 汚染について質問いたしましたが、大阪府の第 3 回プレス発表では、さらに 6 か所の井戸、地下水から暫定目標値 50 ナノグラムパーリットルを超える PFAS が検出されております。また、熊取町独自のため池の調査においても、2 か所のため池で暫定目標値を超える PFAS、その PFAS については PFOA、PFOS です。この間の調査では、PFOA の検出が主体となっておりますが、3 月議会の答弁の中において、汚染源の特定と汚染範囲の拡大状況の把握が必要である。調査結果に基づき、大阪府と連携しながら必要な対応を検討すると述べられております。その後の対応についてお尋ねします。

まず、1 点目ですが、汚染源の特定に関してどのような努力をされましたか、報告を願ひます。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、地下水の PFAS 汚染についての 1 点目、汚染源の特定に関してどのような努力がなされたのかにつきましてご答弁申し上げます。

さきの 3 月議会でもご答弁いたしましたように、まずは汚染原因の特定と汚染範囲の拡大状況の把握が必要なことから、町といたしましても、大阪府が行う水質検査の実施に協力し、暫定目標値

を超える井戸が判明した都度、調査範囲を広げて汚染状況の把握に努めてまいりました。

これにより、大阪府の熊取町大久保東地区における地下水汚染について（第3報）のプレス発表にもありますとおり、大久保東地区の汚染の広がりにつきましては把握ができたものの、汚染原因の特定には至らなかったため、その中で高い値が出た事業所につきましては、引き続きその事業所ご自身で汚染源の調査及び広がりを防ぐための対応が検討されてございます。

本町といたしましては、大阪府と共にその状況を注視しているところであり、今後、汚染源が特定されましたら、大阪府等関係機関と協議し、適切な対応が取れるよう協力してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）以前の答弁とあまり変わらないような気がいたしますが、大阪府の水質検査に協力しているということでもあります。そして、汚染源の特定に関しては、結局のところ事業所自身の調査、そして、それに対する対策、対応、その努力を待っているというふうなことのようですが、それだけでいいのでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）この件に関しましては、熊取町における権限というものがございまして、まだそういうPFASに対しての基準とか法的な位置づけがなされていない中では、今回のこの汚染原因であったり、汚染範囲の特定に向けた調査におきましても、この地下水の採取にいたしましても、事業所の協力を得ながらやっているという立場でございまして、ですので、あくまでも現時点では事業所主体で、事業所の協力を得ながらここまで調査をしてきたということもございまして、立場的には、これをこのまま継続しながら自主調査を各事業所でしていただいているところですので、見守っていききたいなというふうに理解しております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）その事業所内の自主的な調査について、熊取町としては新たに把握していることはございますか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）この事業所につきましては、調査をしている中で判明した件につきましては、誠実に公表していただいております。また、その内容につきましては、熊取町にも報告いただき、コミュニケーションを取りながら速やかな公表、また今後の対策について考えていきますということをお聞きしておりますので、そういった立場で、この事業所につきましては、この調査について、この先進んでいく中では専門家の招聘もしているということで、誠実に対応してくれているというふうな理解をしておりますので、これは大阪府と共に注視しているという立場でございまして、

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）最初にこの問題、最初にといいますか、3月議会で質問した折も、汚染源の特定ということは非常に大事だというふうにおっしゃっておられました。だから、現時点で一体何が原因で高濃度の汚染が発生しているのか。その原因を特定することが非常に大事だと思うんですけども、高濃度の汚染が発見された2つの事業所、3月議会の折には、1つの事業所だけを私、念頭に置いておりましたが、よくよく考えると2つの事業所は共に高濃度の汚染であります。

議会での質問においては、事業所名を言うことは差し控えておったんですが、直近の2つの事業所のホームページの中で、事業所自らがPFOAの発生に全く無関係ではないということ、事業所自らがホームページの中で公表しております。その表現を今回資料としてはつけておりませんが、その表現をちょっと引用させていただきますと、まず、原子燃料工業のほうですけれども、原子燃料工業の直近のホームページの文章ではこういうふうにかかれております。

原子燃料の製造等の事業では、事業所開始後、PFOAを含有する物質の取扱いは行ってこなかったこと。PFOAを含有する物質は取り扱っていないということ。これをまず言っております。ところが、3番目に書いてあることが、過去に行った電子線照射事業。これは2019年度に終了しておりますが、過去に行った電子線照射事業で、PFOAを副生する物質を取り扱ったこと。電子線照射の過程でPFOAが発生する、そういう物質を2019年まで取り扱っていたということなんですね。だから、原子燃料工業においては、2019年度までは、その作業工程の中でPFOAが明らかに発生していたということです。

ただし、電子線照射終了後は、PFOAを副生する物質の取扱いはしていないというふうには書いておりますが、原子燃料工業で、過去に電子線照射の作業工程の中でPFOAが発生していた。その発生していたPFOAがどういうふうになったかということについては、ここでは書かれておりませんが、PFOAが残留していた可能性があるということです。

それと、もう一つ、一番高濃度の汚染が発見された住友電工ファイナポリマーですが、住友電工ファイナポリマーの直近の公表しているホームページの文章の中では、こういうふうに書いております。

PFOAが残留していた可能性のある原材料の使用は2015年までに廃止していること。PFOAの関連では、この表現だけあるんですが、だから、2015年に廃止したけれども、それまではPFOAが残留している可能性のある原材料を使用していたということなんですね。だから、2015年までの作業工程の中で、PFOAが残っている可能性のある材料を使用していたというふうに書かれております。

ちなみに、原子燃料工業では、電子線照射はもう現在行っておりませんが、住友電工ファイナポリマーにおいては、現在も電子線照射を行っているというふうに承知しております。だから、住友電工ファイナポリマーのほうでは、現在の電子線照射の過程でPFOAが発生しているんじゃないかという懸念が残るんですけども、それについては、ホームページの中では特に触れられておりませんが、それについても検証が必要かと思っておりますけれども、電子線照射とPFOAの発生という関連は、非常に注視しておく必要があるかと思っております。

その点については、担当課のほうは特に意識してはおりませんでしたか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）議員、2社のホームページを見た中で、この場で申し上げますけれども、それはおのおの各社のホームページの中の内容ですので、この場で私がそれについての見解を申し上げることはないです。

そこの中を、まだ明らかになる、全て可能性の中でお話しておりますので、しっかりと研究、検証をさせていただいているというふうに認識しております。それは誠実に迅速に対応していただいているということを確認しております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）その点に関しては、それ以上お答えできないかと思っておりますが、私も、直接、原子燃料工業と住友電工ファイナポリマーに電話で問合せをして、直接説明を受けました。お答えできる範囲でしかお答えはいただいておりますが、因果関係について鋭意調査しているところであるということで、いずれの企業におきましても、高濃度の汚染とこれまでの事業との関係については、まだその因果関係があるのかなのか、そのことは調査中だということでありまして、熊取町の地域防災計画の資料編の中に、電子線加速器及びその周辺住民の安全確保並びに公害防止に関する協定書というのをつくられております。これは、住友電工ファイナポリマーとも、そして原子燃料工業株式会社とも、両方ともにこの電子線加速器及びその周辺住民の安全確保ということで、公害防止に関する協定書を結んでいるんですが、これは専ら放射性物質の管理という観点での公害防止協定かと思っておりますけれども、これをちょっと幅広く解釈すれば、PFAS、PFOAの問題に

ついても適用できるんじゃないかなというふうにも思います。

また今後は、こういった電子線照射について周辺住民に影響が及ばないように、しっかり排水の管理とか、そういうのやってほしいというふうなことをこういう協定書で書いているわけなんですから、これはそのままPFASの問題に適用できるかどうかというのは、ちょっと難しい部分もあるかも分かりませんが、熊取町としては、こういう協定書を結んでいる関係にあるわけですから、よりきちんとした姿勢で、企業側に対して、きちんと意見を言っていたきたいというふうに考えております。

それでは、このPFASの問題、2点目に移りますが、ため池を利用している農家への対策はいかがでしょうか。そして、また土壌の調査も必要と思われるが、調査は検討されておられますか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）それでは、PFAS汚染の対策についての2点目、ため池を利用している農家への対策はどうか。土壌調査は検討しているのかについて答弁申し上げます。

令和7年3月17日に、町独自で行った町有ため池の水質調査結果を公表してございますが、水道水として国が定める暫定目標値、50ナノグラムパーリッターを上回った2か所のため池につきましては、同日、関係水利組合への報告を行い、農業用水への対応について協議を行ったところでございます。

現在、2か所のため池のうち1か所については、耕作地等の受益地がなく、今後も農業用水として利用しないことでしたが、もう一か所のため池については、農業用水として利用されてございました。この利用されているため池につきましては、現地確認の結果、当該ため池を利用せずとも、水質調査により暫定目標値を下回っている上流のため池から既存水路を利用して農業用水を迂回させることが可能であると確認できたことから、上流ため池からの通水により、例年どおり今年も耕作を行うものでございます。

次に、土壌の調査は検討されているかについてでございますが、現在、国では、農地土壌などを対象とした国際的に標準的とされるPFAS分析法はなく、PFOS及びPFOAを含む多種PFASについての一斉分析法の開発に取り組んでいる状況であり、現時点では、町として土壌調査の予定はございません。

引き続き周辺環境への影響について、大阪府や関係団体と連携しながら調査検討を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ため池の汚染については、1か所は現在も使われていないと。現在農業用水として使われているもう1か所については、上流のため池から水を引くことが可能だと。上流の水を使うように、現在はもうそうなっているわけですか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）まだ農業用水として使われていますため池については、上流も同じ水利組合が所有される、管理されるため池でございました。

今回、基準値以上出たため池の上にも、同じ水利組合が管理するため池がございましたので、そこも調査した結果、特に基準値以上の数値は出なかった。その水が同じ水利組合の水であるということですので、基準値よりも高かった池に入れて、通常ため池を下の田んぼへ送っているんですけども、そこを入れなくても既存の水路で回して通水ができるということを意見いただきました。それをもう一回現地確認、水利と話をしまして、先週の金曜日から、一度本当に水が入っていくかという調査を、先週、水利組合と町の立会いの下で一応試験的に水を入れたところ、十分な水量が取り込めるということで、耕作にも特に支障ないということで、水利組合とは協議のほう終わってございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

そういった一定の努力をしていただいているということのようなんです、若干ちょっと気にかかっておりますのは、目標値を上回った池、これは芦谷池だろうと思いますが、その目標値を上回った池を、水利に直接参加していない、水利組合に入っていない方が池の水を利用している方も、どうもおられるようなのですが、その辺はご存じですか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）その方については、個別に町のほうにも相談来ていただきました。その辺で、今言ったような、水利で対応こういうふうにしていますよというようなことはご説明して、一定は理解いただいております。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

そういった直接水利組合の入っていない方でも、上流の池の水を利用することが可能になるというふうに考えてよろしいんですか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）その辺は、まだ水利組合とのお話になるかなと思いますので、町はちょっとその辺どうやというところの会話までしてございません。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

その辺、ぜひ丁寧に対応していただけたらと思いますが、土壌調査については、PFASについての土壌調査の調査法について、今現在開発中だとおっしゃったのでしょうか。その調査法が開発されたら土壌調査ができるということなんですか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）農林水産省においても、一応暫定的な方法はあるにしろ、まだ数が少なく、全ての土壌に対応できるかということもまだ未確定な部分もございますということを国のほうからも聞いてございます。ですので、その辺がもうちょっと正確なものになるような状態というところで、まだいろいろ国のほうでも調査研究していつているところでございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）私が調べた範囲では、既に土壌調査を実施していると、そういった地域もございますので、ぜひ調査法が十分確立されていないとかいうことはあるかも分かりませんが、現在できる範囲での方法で、やはり緊急に土壌調査を実施すべきかなと思うんですが、それはどうですか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）国のほうからいろいろな調査方法等が示されましたら、またそちらのほうはしていきたいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）この問題に関しましては、3月議会で国のほうからの助言も求める必要、国は、地方自治体に対して、そういう調査方法等、助言すべきだということの意見書も可決しておりますので、ぜひ国に対してもそういう協力、援助を求めていると思います。それをぜひ要望しておきます。

そして、PFAS問題の3点目ですけれども、井戸水を飲用されてきた方で不安のある方は、血液検査を受けることができる、そういう体制を町としてつくるべきではないかと思うんですが、それはいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）続きまして、3点目の井戸水を飲用されてきた方で不安のある方は、血液検査を受けることができる体制が必要ではないかについてでございますが、現時点では、国においてPFASによる健康被害は確認されておらず、熊取町内でも同様に健康被害についての訴えは聞いてございません。

また、現在、健康への影響に関する血中濃度の基準がないため、血液検査の結果のみをもって健康への影響を把握することは困難な状況となっていることから、血液検査の体制につきましては、今後、国の基準等が示された場合に、その必要性の有無を含めて検討することになると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）そうしましたら、血液検査については、国の基準が示されるまで待つておくということなんですか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）先ほど住民部長のほうからも答弁ありましたように、この件につきましては、国から基準値がまだ設けられておりません。られていないものを、血液検査の結果をもって体にどう影響あるのかとか、その辺もまだ分かっていなくて、国のほうが今、調査研究している状況ですので、それがないと検査をしても不安をあおるだけというふうにも考えますので、国の動向のほうを見ながらというふうになると思います。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）確かに血中濃度と健康への影響との因果関係というのか、それを明らかにするというのはなかなか難しい面もあろうかとは思いますが、血液中のPFOS、PFOA等の濃度を調べて、汚染された水を飲んでいない方との比較をするということは可能なんですね。熊取町で汚染された水を長期間にわたって飲み続けた方というのはほぼいないかなと思うんですが、ただ、一番最初に、12月に大久保東の事業所で一定の濃度の、高い濃度のPFOA、PFOSの濃度は検出されたと。プレス発表の第一報です、大久保東。どこだというふうに明確に示されておられませんけれども、恐らく高齢者施設かなと思われるんですが、そこは自主的に自分ところで調査して、高濃度のPFASが見つかったから水道水に切り替えたというふうに書かれておりました。水道水に切り替えたということは、それまで飲用にも使っていた可能性が大なんですよ。だから、その大久保東の事業所で、長期にわたってその水を飲用に使われていたんだとしたら、その事業所の関係者、利用者の方が非常に心配かなと思うんですが、そういう懸念は全くないんでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）議員言われたように、長期にわたって高い濃度のPFASを飲用された方は、ほぼないかなというふうには思っております。ただ、発端となった事業所が気になるころだとは思いますが、確認させていただきました、事業所のほうに。サービスの利用者、職員の方々からの苦情や相談は入っていないと。ですので、健康被害の訴えも聞いていない。現時点で血液検査の要望もなく、実施もする予定は事業所としてはないですということを聞いております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）その事業所において血液検査の希望はないというふうにおっしゃっているのであれば、それ以上、立ち入ってどうこうというのは難しいかも分かりませんが、今後、可能性としては低いですが、今後もし、ひょっとして住民の間から、自分ところは、よくよく考えたらちょっと汚染されたのを飲んできていたかもしれないというふうに、不安を感じる方が出てくるかもしれませんので、そういった場合には、ぜひ誠実に対応して、血液検査を受けることも検討していただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

それでは、大きな2点目の大規模盛土造成地の問題に移ります。

大規模盛土造成地の問題については、これまで何回も取り上げてまいりましたが、その際に、大規模盛土造成地マップというのも参考資料としてつけさせていただきます。全国的にも、そして大阪府全体においても、大規模盛土造成地マップというのは公表されておりますが、大規模盛土造成地がどれだけ広がっているかということが分かるマップ、地図が公表されております。それを見ても、熊取町の大規模盛土造成地の割合が非常に高い。それは熊取町の傾斜地が多い、そういう熊取町の特徴の中で、何十年にもわたって宅地開発がずっと続いてきた。そういう過程で大規模盛土造成地が増えていったんだと思われませんが、これは2024年3月議会ですが、前回の質問の答弁では、大阪府の計画が遅れており、第2次スクリーニング計画の作成が令和6年度中に終わるとの答弁がありました。その後、この計画の作成は進んでいるのでしょうか、報告をお願いします。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）続きまして、大規模盛土造成地についての、第2次スクリーニング計画の計画策定は進んでいるのかについて答弁申し上げます。

第2次スクリーニング計画につきましては、大阪府において作成される大規模盛土造成地における安全性把握のための調査に基づく優先順位を決定する計画となっております。ご質問の作成の進捗状況につきましては、令和6年3月のご質問の時点では、令和6年度末の完了を予定したものであり、大阪府の作成状況を注視していたところではございますが、遅れが生じていることから、改めて大阪府に確認したところ、国庫補助を活用して作成に努めている中、近年要望に満たない国費措置であったことから完了に至っていない状況でございました。今後におきましても、引き続き大阪府と作成に向け協議に努めてまいります。

また、一方で、本町におきましては、斜面地や盛土地盤など、宅地防災等に関する住民等からの相談に対応するため、一般社団法人地盤品質判定士会との連携協定に基づくアドバイザー業務を締結し、地盤に関する相談や助言等の事業に独自に取り組んでいるところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ただいまの答弁の中で、途中ちょっと聞き取りにくかったんですが、令和6年度中に終わるとの予定であったが、なかなか予定どおり進んでいないという、その理由のご説明の中で、ちょっと一部聞き取りにくかったんです。もう一度そのところを言っていただけますか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）失礼いたしました。国費、国のお金でやっているということをご説明させていただきます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）国費でやっているということで、ということは、国費がなかなか予定どおり入ってこない、ということですか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）今のおりで、国費が、国のほうに要求していた額が満額ついていなかったということで、予算の範囲内で執行しているというので遅れが生じているということ聞いております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）もともと前回の質問で既にもう遅れており、遅れていた予定での答弁が、令和6年度中に終わるとの答弁であったわけなんです、令和6年度中ということは、令和7年3月末ですよね。それができなくて、現在のところ、いつ頃までに第2次スクリーニング計画の作成ができる見込みなんですか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）今、大阪府のほうからお伺いしているところでは、来年度以降になるということでお聞きしております。確定した時期というのは、まだ示されておられません。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）今年度中ではなくて、来年度以降か。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）そのように伺っております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）遅れに遅れ、どんどん先延ばしになっているという印象ではあるんですが、せっかく国が宅地の耐震化ということで本腰を入れてこういことをやり始めたということで、当初私はこれに大変期待をしておったんですが、大規模盛土造成地マップというものを公表して、盛土造成地の安全調査ということで、スクリーニング計画を作成して、それに基づいて現地調査をしていくということで、大変期待をしておったんですが、その計画自体がどんどん遅れていると。そういう点では非常にちょっと残念ではあるんですが、その一方で、熊取町では、そういうことに対して、住民から不安の声があれば、その不安の声に応えられるような、そういう体制はつくっているということなんです、その点をもう一度ちょっとご説明願えますか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）議員からのご質問の中で、先ほど答弁でもございましたが、町のほうも何も手をこまねいているわけではなく、完了に至っていない状況で、今後も町としましては、引き続き大阪府と作成に向け協議に努めてまいるといいう中で、熊取町独自には、先ほどの説明のとおり、一般社団法人地盤品質判定士会と連携協定を締結してございまして、個別に住民から、そういう斜面地でありますとか、地盤の相談を受付させていただいております。

相談会につきましては、年に1度開催して、今年であれば、再来週の日曜日にも予定してございます。それ以外にも個別に現場確認をさせていただいて、地盤品質判定士会、有資格者において現場のほうでのアドバイス、助言等も事前相談の中で対応させていただいているというものです。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。機敏に対応できるように、ぜひお願いしたいと思いますが、こういった問題の熊取町での発端といいますか、美熊台の雨山川の護岸の崩落があって、それに関連して宅地の擁壁の崩れとか、そういうことがございました。今もその補償問題で、まだずっとそれをフォローする事業が続いておりますが、そのときもたしか美熊台の住民の方、あるいは自治会の方から、あそこの美熊台の擁壁部分といいますか、ちょっとクラックが生じているとか、ちょっと不安ではないかというふうな、自治会からの声はたしかあったんですよね。それに対する対応は、町としてもちゃんと調べたと。調べて、部分的な補修したんですかね。これで大丈夫だみたいな、そういう対応で。その当時は、よもやあのような雨山川の護岸が崩れるとか、そういったことも想定しておりませんでしたし、だから、あの当時の町の対応と、その後の宅地の擁壁の崩れ、崩落、ああいったこととの因果関係は、後になっての解釈になりますから、なかなか難しい部分はあるかと思いますが、やはり住民からそういう通報等があった場合には、きちんと対応、対策ができるようにぜひお願いをしておきたいと思っております。

それでは、3点目の質問に移ります。

竹やぶによる近隣住民への影響、生活環境対策についてであります。近年、竹やぶの竹が増え過ぎて、近隣の生活環境に被害を及ぼすことが見受けられます。こういった問題について、基本は、土地を所有する方、土地を管理する方の責任だと思われまますが、熊取町に相談が寄せられた場合、どのように対応しておられますか。

また、河川の岸辺に生えている雑木や竹の管理はどうされていますか。ご答弁願います。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、竹やぶによる近隣住民への影響、生活環境対策につきましてご答弁申し上げます。

ご質問の相談が寄せられた場合の対応でございますが、町といたしましては、住民の方などからの相談を受け、まず現場確認を行い、口頭指導による速やかな是正が見込まれる場合を除き、適正管理に関する依頼文と現場写真を土地所有者に送付し、是正指導を行っているところでございます。

その後、1か月以上経過しても措置が講じられず、改めて相談があった場合は、2回目の適正管理の依頼文と最新の写真、また処理を依頼できる業者として、シルバー人材センターに関する案内文を再度土地所有者に送付しております。

次に、河川の岸辺に生えている雑木や竹の管理についてでございますが、町が管理している河川につきましては、毎年定期的な除草や河川流水の阻害となるような雑木の撤去等に加え、住民の方からの要望、苦情による雑木や竹の除去を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）こういう問題はなかなか難しい部分もあるかと思うんですが、苦情が寄せられた場合にその写真を撮ったりして、土地所有者、管理すべき方に報告、依頼をしているということなんですが、なかなか所有者の方が対応していただけないといった場合、そういう状態が続いているというケースもございますか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）中にはありまして、連絡が取りにくい場合などでしたら、さらに現地のほうに出向いて確認などを行ったりとか、その方の住所を基にちょっと確認をさせていただいて、何度か繰り返し依頼文の送付を送らせていただいたりというようなことはさせていただいております。

ただ、これはあくまでも協力していただく範囲の中で、強制力はございませんので、相談に来られた方に対しましては、熊取町としてできるところは、その依頼文を送って協力依頼をするところまでです。その後は、やはり土地所有者の方の好意といえましょうか、やるという気持ちに任せざるを得るところはありますので、その辺のご理解をいただいた上で、何度か送らせてもらうというようなケースはございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）先ほど、何かシルバー人材の紹介というようなことも言われたかと思いますが、シルバー人材のほうでも竹やぶ、竹の伐採とか、そういうこともやってもらっているのでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）役場のほうからの委託ではなしに、対応をしていただく、どうしたらいいのかという相談、依頼を受けた側はどうしたらいいのかという、どこにお願いしたらそれは対応してもらえるのかというようなところの分からない部分というのがおありなようなので、町として、シルバー人材センターでしたら一定危険なところはさすがに無理かなとは思いますが、できる範囲では対応していただけますという意味で案内文を送らせてもらうという形を取っております。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）町内には造園業者、植木屋さんもたくさんあると思われるんですが、植木屋、造園業の方も竹やぶの伐採とか、そういうことは恐らく可能なんじゃないかな。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）対応しなければいけない土地所有者につきましては、そちらは、そのやらないといけないところの対応は、その土地所有者自身の判断でやるものでございますので、議員が言われているように、そういう造園業者の方なんかにしてでも対応していただけますので、どこに委託する

かというのは自由にしていただくという形にはなりますけれども、一つの案内という形で送らせてもらっているというような状況です。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）特に造園業者を紹介するとか、そういうことはやっていないわけですかね。シルバー人材センターは、ある種公共的なので、シルバー人材センターは名前を出すとしても、造園業者に関しては、こういう造園業者がありますよというふうな紹介は特にされていないと。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）議員言われているとおりです。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

なかなかこの竹やぶの問題については難しいかなと思います。個人で所有されている方が、自力で竹を切って、それを処分するというふうにされている方もいますけれども、所有者自身が結構高齢化してきて、竹やぶを維持していくのも大変だということもあって、竹やぶを伐採、切ることも大変なようなんです。その辺、何かいい知恵はないものかなと私も思っておりますが、つい最近、ある場所の竹がぼっさりと切られておまして、所有者に聞いたら、思い切って植木屋さんに頼んだんだと。どれぐらいかかりましたかと聞いたら、30万円ぐらいかかったかなというふうにおっしゃっていました。別に竹やぶ全体を切ったわけじゃないんですけれども、かなりのお金をかけて竹やぶの処分というか、竹の数を減らす努力をされたということのようでしたが、熊取町のほうでも、竹やぶを管理するという点に関して、ちょっと何かサポートできるような、そういう体制はないかということで、ちょっと知恵を絞っていただけたらと思います。

それと、河川の岸辺に生えている雑木、雑木や竹の管理は、これ、熊取町が管理している川に関しては、熊取町としてきちんと伐採するなり、管理する努力をされているようでありますが、大阪府が管理している川に関しては、これは大阪府の仕事です。それについて、大阪府の管理の川について何か苦情とかあった場合には、岸和田土木ですかね。大阪府のほうに町から連絡するという格好になるんですか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）大阪府管理の河川については、議員おっしゃられているとおりに、住民はどうしても役場のほうが電話しやすいということで、電話いただきますので、うちのほうでこの部分や、府の管理部分やというのを判断しまして、大阪府は岸和田土木事務所のほうへ町のほうから連絡させていただいております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）その辺の事情は私もよく分かっておりますので、住民から相談があって、ここは大阪府管理の河川だなと思った場合には、私のほうから直接大阪府のほうに、岸和田土木のほうに連絡して対応していただくということも多々あるんですけれども、非常に微妙な状態のケースが多いんですね。河川というのはどこまでが河川なのか、どこからが個人地なのかよく分からない。ちょうど河岸、護岸の辺りに竹なり雑木が生えているんですけれども、それがもう密集していて、どこからが個人のおうちなのか、どこからが河川敷なのか分からないという、そんな状態で、そういう点では、大阪府もちょっと苦労しているようではありますけれども、あまりにも川の中にまでずっと入り込んでいるような場合には、もうちょっと思い切った対応していただきたいと思っておりますけれども、お願いの苦情の電話を岸和田土木に伝えた場合でも、ごく部分的な、電線にかかっているところだけを切っているとか、ほんの少し切り取る程度で、なかなか根本的な解決になっていないことが多いです。その辺は、ぜひ熊取町としても、大阪府管理の河川であ

っても現状をちょっとよく見ていただいて、その辺は大阪府にもそういう事情を伝えていただけたらと思います。

なかなか、河川の中に入り込んでいる竹や雑木の対応というのは非常に難しいかと思えますけれども、また引き続き熊取町としても河川の環境にも注意を払っていただいて、大阪府へも要望していただけたらと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）答弁があります。山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）すみません、最後に。

先ほど案内の中で、シルバー人材センターの情報を同封していますということで言わせていただきました。それは今も変わっていないんですけども、ただ、最近シルバー人材センターの人材不足だとか、高齢化というような問題もございますので、その辺はちょっと連携を取りながら、必ず同封という形ではなしに、多分対応できる場所にもよろでしょうし、臨機応変に対応していくということでご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

そうですね、どの程度の需要があるのか分かりませんが、また必要に応じて造園業者、植木屋さんの中でも、そういう竹林の、竹やぶの伐採等について協力していただく事業者を特に募集するとか、そういったこともしていただけたらいいのかなと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（文野慎治君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終わります。

議長（文野慎治君）次に、日程第4 議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）それでは、議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）が施行され、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分が追加されたことに伴い、非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

次の改正前に掲げる規定を、同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

別表（第2条関係）は、消防団員の退職報償金の支給額を定める退職報償金支給額表でございまして、この内容を改めるものでございます。

具体的には、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、これを受け、勤務年数区分の35年以上の区分を新設するものでございます。そして、その支給額について、階級に応じて、団長が107万9,000円、副団長が100万9,000円、分団長が94万9,000円、副分団長が90万9,000円、部長及び班長が83万4,000円、団員が78万9,000円と規定するものです。

次に、これに伴い、改正前の「30年以上」の区分を「30年以上35年未満」に改め、その支給額について、改正前の30年以上の区分の階級別の金額から、その金額に2万円に、勤続年数から30年を

差し引いた年数を掛け合わせた金額を加算する金額とする内容に改めるものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第5 議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙に関する非常勤特別職職員の報酬を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

次に、議案書2ページをご覧ください。

非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例でございます。

次の表の改正前に掲げる規定を、同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

別表（第2条関係）でございます。報酬の額の改正です。

まず、選挙長、1選挙につき1万2,000円を1万2,200円に、選挙立会人、1選挙につき8,200円を1万100円に、投票所の投票立会人、1日につき1万2,000円を1万2,400円に、期日前投票所投票立会人、1日につき1万600円を1万900円に、開票立会人、1選挙につき8,200円を1万100円に、投票所の投票管理者、1日につき1万4,000円を1万4,500円に、期日前投票所の投票管理者、1日につき1万2,400円を1万2,800円に、開票管理者1選挙につき1万2,000円から1万2,200円にそれぞれ改正するものでございます。

次、備考でございます。

3ページをご覧ください。

3になります。投票所の投票立会人の報酬の額について、立ち会った時間が13時間未満の場合における報酬額の算定方法を定めるものでございます。

4、期日前投票所の投票立会人の報酬の額について、立ち会った時間が11.5時間未満の場合における報酬額の算定方法を定めるものでございます。

5、投票所の投票管理者の報酬の額について、従事した時間が13時間未満の場合における報酬額の算定方法を定めるものでございます。

6、期日前投票所の投票管理者の報酬の額について、従事した時間が11.5時間未満の場合における報酬額の算定方法を定めるものでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例について説明を終わら

させていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第6 議案第29号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、議案第29号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

次に、議案書2ページをご覧ください。

選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例でございます。

次の表の改正前に掲げる規定を、同表の改正後の規定に下線で示すように改正するものでございます。

第5条です。公費の支払いです。選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価について、7円73銭を8円38銭に改正するもの。

次に、2ページから3ページとなります。第6条でございます。

選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価について、541円31銭を586円88銭に改正するものでございます。

第8条、公費負担の限度額でございます。選挙運動用ビラを作成する場合の候補者1人に係る単価について、7円73銭を8円38銭に改正するものでございます。

4ページをご覧ください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第29号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第7 議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件及び日程第8 議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、以上2件を一括して議題

といたします。

本2件について説明を求めます。阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） それでは、議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、提案理由についてでございます。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）及び児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）が公布されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

次の表の改正前に掲げる規定を、同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

第7条は、保育所等との連携に関する規定となっております。

3ページをご覧ください。

第1項第1号の保育の内容に関する支援について、本改正に伴いまして、保育内容支援と定義した上で、第2項、第3項を新たに追加することにより、第3号中の「第4項第1号」を「第6項第1号」に改めるものでございます。

続きまして、新たに追加する第2項及び第3項の内容についてでございますが、第2項につきましては、町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないことができる。すなわち連携施設を確保しないでよいとする規定でございます。

まず、1つ目の要件が、家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。そして、2つ目の要件は、次のア及びイに掲げる要件を満たすこととし、アは、家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。イは、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることと規定するものでございます。

続いて、第3項につきましては、前項各号の保育内容支援連携協力者について、小規模保育事業A型、もしくは小規模保育事業B型、または事業所内保育事業を行う者であって、保育内容の支援において連携協力を行うものと定義づける規定となっております。

次に、第4項につきましては、改正前の第2項を改める内容となっております。町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととする。すなわち代替保育に係る連携施設を確保しないことができることとする規定でございます。

第1号は、家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めることとし、アは、家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。イは、代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないための措置が講じられていることと、それぞれ規定するものでございます。

次に、第2号は、「町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。」を新たな要件として追加するものでございます。

第5項につきましては、前項各号の代替保育連携協力者について、小規模保育事業A型、もしくは

は小規模保育事業B型、または事業所内保育事業を行う者であって、代替保育に係る連携協力を行うものと定義づける規定となっております。

続きまして、資料の6ページをご覧ください。

第17条につきましては、食事の提供を行う場合に栄養士による指導が受けられる体制にあることを規定してございますが、栄養士法の改正に伴い、令和7年度から管理栄養士国家試験を受ける場合において、栄養士免許の取得が不要となったことを受けまして、栄養士免許を有しない管理栄養士による場合も基準を満たすことができるようにするものでございます。

続いて、附則の改正についてでございます。

附則第4項は、連携施設を確保しないことができる経過措置期間を規定してございますが、この経過措置期間について、この条例が施行された日、具体的には平成27年4月1日となりますが、そこから10年を経過する日までから15年を経過するまでの間に、さらに5年間延長するものでございます。

最後に、附則についてでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由についてでございます。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）及び児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）が公布されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

次の表の改正前に掲げる規定を、同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

まず、第37条において、本改正により第42条第3項を追加することに伴い、以下において同じとする旨を追加するものでございます。

第42条は、特定教育・保育施設等との連携に関する規定となっております。

第1項につきましては、この条に第2項及び第3項を追加することに伴う項ずれによる改正となっております。

3ページをご覧ください。

第1項第1号の保育の内容に関する支援について、本改正に伴いまして保育内容支援と定義した上で、第2項、第3項を新たに追加することにより、第3号中の「第4項第1号」を「第6項第1号」に改めるものでございます。

続きまして、新たに追加する第2項及び第3項の内容についてでございますが、第2項につきましては、町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないことができるとする規定でございます。

まず、1つ目の要件が、特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

そして、2つ目の要件は、次のア及びイに掲げる要件を満たすこととし、アは、特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。イは、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措

置が講じられていることと規定するものでございます。

続いて、第3項につきましては、前項各号の保育内容支援連携協力者について、小規模保育事業A型、もしくは小規模保育事業B型、または事業所内保育事業を行う者であって、保育内容の支援において連携協力を行うものと定義づける規定となっております。

次に、第4項につきましては、改正前の第2項を改める内容となっております。町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、代替保育に係る連携協力者を確保しないことができることとする規定でございます。

第1号は、特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めることと規定し、アは、特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。イは、代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないための措置が講じられていることと、それぞれ規定するものでございます。

次に、第2号は、「町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育園へ協力者の確保が著しく困難であること。」を新たな要件として追加するものでございます。

第5項につきましては、前項各号の代替保育連携協力者について、小規模保育事業A型、もしくは小規模保育事業B型、または事業所内保育事業を行う者であって、代替保育に係る連携協力を行うものと定義づける規定となっております。

続きまして、附則の改正についてでございます。

附則第5項は、連携施設を確保しないことができる経過措置期間を規定してございますが、この経過措置期間について、この条例が施行された日、先ほど申し上げたのと同様、平成27年4月1日から10年を経過する日までの間から15年を経過するまでの間に、さらに5年間延長するものでございます。

最後に、附則についてでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、議案第30号並びに第31号ともに原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第9 議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、総合体育館の利用料金について、平成18年度の料金改定以降、消費税率の改定や燃料費等の物価高騰があったものの利用料金を据え置いてきましたが、令和7年度より実施する大規模改修工事をはじめ、運営に係る経費が増大することから、受益者負担の適正化を図るべく利用料金を見直すため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

次の表の改正前に掲げる規定を、同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものがございます。

1点目の団体利用料金ですが、メインアリーナの全面利用につきましては、午前9時から午後5時までの日中について、使用時間2時間当たり、改正前の5,400円から7,200円に改正するものがございます。また、午後5時から午後9時の夜間につきましては、使用時間2時間当たり、改正前の5,400円から1万800円に改正するものであり、日中の利用料金の1.5倍に相当する額とするものがございます。

メインアリーナの3分の2面、2分の1面、3分の1面の利用につきましては、改正後の全面利用の利用料金に対して、おのおのの使用面の大きさに応じて利用料金の改正を行うものがございます。

3ページをご覧ください。

サブアリーナの全面利用につきましては、午前9時から午後5時までの日中について、使用時間2時間当たり、改正前の2,700円から3,000円に改正するものがございます。また、午後5時から午後9時までの夜間につきましては、使用時間2時間当たり、改正前の2,700円から4,500円に改正するものであり、メインアリーナの夜間利用と同様、日中の利用料金の1.5倍に相当する額とするものがございます。

サブアリーナの2分の1面の利用につきましては、改正後の全面利用の利用料金に対して、使用面の大きさである2分の1を乗じて得た額を改正するものがございます。

その下の備考につきましては、第2項を新設するもので、土日祝日におけるメインアリーナ、サブアリーナの利用料金について、基本となる利用料金、いわゆる表中に定める額に2割を加算した額を土日祝日の利用料金とするものがございます。

2点目の個人利用料金ですが、(1)普通券、いわゆる当日の1回券につきましては、表に記載のとおり、改正前の利用料金と比べ、各区分とも50円から100円の増額改定とするものです。具体的には、50円の増額改定は、メイン・サブアリーナの小・中学生と障がい者、高齢者の利用料金とし、これ以外の区分の利用料金は100円の増額改定とするものがございます。

続いて、4ページの(3)定期利用料金につきましては、表に記載のとおり、改正前の利用料金と比べ、各区分とも月額で1,000円の増額改定とするものがございます。

備考につきましては、改正後の第2項について新設をするもので、個人利用料金について、町内在住、在勤、在学ではない方の利用料金については、表中の各利用料金に2割相当額を加算した額を利用料金とするものがございます。

備考の改正後の第3項、第4項につきましては、個人利用の時間区分を定めたもので、改正前の第2項の1回利用の単位を、午前、午後、夜間とし、続く第3項では、午前、午後、夜間の時間帯の定義を定めておりましたが、改正後は、第3項にて、午前9時から午後9時までを単位とし、ただし書として使用状況を考慮し、時間制限を指定管理者により行うことができるとするものです。

この第3項につきましては、トレーニング室、プールについて適用するもので、メインアリーナ、サブアリーナについては、次の第4項に規定するものです。

改正後の第4項につきましては、メイン・サブアリーナの個人利用に係る使用時間区分を、団体利用料金表2ページの表に記載する2時間ごとの区分を1回1単位と定めるものがございます。

5ページをご覧ください。

改正前の備考第6項についてですか、小・中学生の定期利用料金について、夏休み期間中を1か月の利用料金に読み替えるという規定ですが、現状、総合体育館において、夏休み期間中は小・中学生のプール利用を無料開放していく方針としていることから、この第6項の規定については削除するものがございます。

最後に、附則でございます。

第1項の施行日は、令和8年7月1日から施行するもので、総合体育館の大規模改修工事のうち、メインアリーナの工事が完了し、供用開始をする予定ですので、このタイミングを施行日とするものでございます。

第2項の経過措置につきましては、令和8年7月1日以降の利用について改正後の条例を適用し、同日前までの利用料金等については、改正前の規定によって運用するものでございます。

なお、この条例で定める利用料金につきましては、利用料金を上限額として、その範囲内で指定管理者が町の承認を得て定めるものでございます。

以上、議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第10 議案第33号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、議案第33号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

熊取町立総合体育館整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるとでございます。

まず、契約の目的でございます。熊取町立総合体育館整備工事でございます。

契約の方法は、制限付一般競争入札による契約でございます。

契約金額は、8億3,862万9,000円でございます。

契約の相手方です。大阪府大阪市平野区長吉川辺3丁目1番14号、株式会社マツダ・シティーズ、代表取締役、松田吉弘でございます。

次に、入札経過についてご説明をいたします。

熊取町制限付一般競争入札要綱に基づき、令和7年4月7日付で熊取町告示第55号により、本件工事について公告し、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づく郵便入札を実施いたしました。

令和7年5月28日執行の応札業者6社による開札において、同価の最低価格を提示した4社並びに次点の同価を示した2社において、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引により落札候補者順位を1位から6位まで決定をいたしました。

また、開札終了後、落札候補者順位が1位の株式会社マツダ・シティーズについて、入札参加資格要件を満たしているかの審査を行い、落札候補者として決定し、同社から翌日の1時を期限とし、必要書類の提出を求め、事後審査資料について、第4回熊取町建設工事等業者選定委員会において審査した結果、落札者と決定をいたしました。

次に、工事概要についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

工事名称は、熊取町立総合体育館整備工事でございます。

工事箇所は、熊取町久保5丁目地内。

工事概要でございます。

まず、改修工事といたしまして、防水・屋根改修工事5,601平方メートル、外壁改修工事5,142平方メートル、内装改修工事一式、便所改修工事、洋式化12か所、エレベーター改修工事1基、電

気・機械設備工事一式。

続いて、非構造部材改修工事となります。

天井改修工事、メインアリーナ3,313平方メートル、サブアリーナ1,043平方メートル、屋内プール682平方メートル。内装改修工事一式、電気・機械設備工事一式でございます。

工期は、議決日より令和8年12月18日まででございます。

3ページに1階、2階の平面図、4ページに3階平面図及び屋根伏図、5ページに立面図を併せてお示ししてございます。

以上で、議案第33号 工事請負契約の締結について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第11 議案第34号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）議案第34号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについてご説明をいたします。

議案書1ページをご覧ください。

熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約を変更することについて、地方自治法第252条の14第2項の規定により、その例によることとされる同条第1項の規定により泉佐野市と協議するにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由でございます。

都市緑地法の一部が改正されたことに伴い、熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更することについて泉佐野市と協議するため、規約の一部を変更する規約案を提出するものでございます。

規約変更の内容についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約です。

右が改正前、左が改正後でございます。

第1条第7号の「都市緑地法に基づく緑地保全計画の策定等」を、「都市緑地法に基づく緑地保全地域における行為の規制等の基準策定、特別緑地保全地区内の土地の買入れ・管理等」にするものでございます。

附則でございます。

この規約は、令和7年7月1日から施行するものでございます。

以上、議案第34号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第12 議案第35号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）議案第35号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、物価高騰対応重点支援給付金、中央小及び西小学校校舎増築に係る既存校舎等改修工事などがございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,775万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億4,840万円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

第2条につきましては、債務負担行為の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正でございます。

1. 変更ですが、中央小学校及び西小学校の校舎増築に伴い、小学校プレハブ校舎借り上げ料を、令和7年度から17年度までの期間で限度額を3億599万4,000円で設定しておりましたが、今回、プレハブ校舎借り上げ料のうち既存校舎等の改修工事分について、当該借り上げ料から切り分けた上で6月補正予算に工事費として計上しておりますので、これに合わせて債務負担行為を減額するものがございます。変更後の限度額を、プレハブ校舎借り上げの入札結果を踏まえ、2億4,961万2,000円に変更してございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金9,743万円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援給付金に充当するものがございます。

次の、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金6,665万7,000円の増額につきましては、小学校校舎増築に係る既存校舎等改修工事に充当するものがございます。

その下、目 財政調整基金繰入金366万5,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源調整分でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の物価高騰対応重点支援事業（給付金・定額減税一体支援分）でございますが、昨年度実施した定額減税に係る調整給付金につきましては、令和6年度所得見込額を基に算定しておりましたが、現在、当該所得額が確定したため、不足が生じるものに対し追加で不足額給付を行うものがございます。

会計年度任用職員報酬157万円の増額につきましては、確認書等の受付事務に従事する者、次の超過勤務手当150万円の増額につきましては、職員の超過勤務分で、その下の期末手当24万3,000円、勤勉手当24万3,000円の増額につきましては、それぞれ会計年度任用職員に係るものがございます。

次の費用弁償5万5,000円、普通旅費7,000円、消耗品費22万4,000円、印刷製本費9万5,000円、通信運搬費64万1,000円、公金取扱手数料等35万2,000円の増額は、それぞれ出張旅費など事務費相当分でございます。

次の物価高騰対応重点支援給付金9,250万円の増額につきましては、定額減税調整給付金の不足額給付でございます。

続いて、目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療特別会計繰出事業、後期高齢者医療特別会計繰出金233万6,000円の増額につきましては、職員の産休・育休に伴うものでございます。

次の項 児童福祉費、目 児童福祉施設費の学童保育運営事業、学童保育所指定管理委託料1,686万円の増額につきましては、中央及び西小学校の校舎増築に伴う既存の学童保育施設の改修工事分でございます。

次の項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金20万7,000円の増額につきましては、職員の育休によるものでございます。

次の款 教育費、項 小学校費、目 建設事業費の小学校施設整備事業、施設整備工事費4,979万7,000円の増額につきましては、中央及び西小学校の校舎増築に伴う既存校舎等の改修工事でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

項 社会教育費、目 図書館費の図書館運営事業、図書管理システム保守委託料112万2,000円の増額につきましては、図書管理システムのウインドウズ11対応によるものでございます。

14ページ以降でございますが、14ページから16ページまでは補正予算給与費明細書でございます。今回の補正予算における報酬及び職員手当の増減額について、比較の表でお示ししております。

最後の17ページは、債務負担行為に関する補正調書でございますので、それぞれ後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、議案第35号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。失礼いたしました。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第13 議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件及び日程第14 議案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、以上2件を一括して議題といたします。

本件について説明を求めます。橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）それでは、議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

今回の補正の主な内容は、職員の育休に係る会計年度任用職員の任用に伴う人件費の増額補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億179万2,000円と定めるものです。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてあります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金20万7,000円の増額につきましては、職員の育休に係る会計年度任用職員の任用に伴う一般会計からの繰入れでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入2,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の任用に伴う雇用保険個人負担金の補正となります。

続きまして、歳出でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費20万9,000円の増額につきましては、職員の育休に伴う会計年度任用職員の任用によるものでございます。

以上で、議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

今回の補正の主な内容は、職員の産休・育休に係る会計年度任用職員の任用に伴う人件費の増額補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,944万5,000円と定めるものです。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので説明は省略いたします。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金233万6,000円の増額につきましては、職員の産休・育休に係る会計年度任用職員の任用に伴う一般会計からの繰入れでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入1万1,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の任用に伴う雇用保険個人負担金の補正となります。

続きまして、歳出でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費234万7,000円の増額につきましては、職員の産休・育休に伴う会計年度任用職員の任用に伴う報酬、職員手当等、共済費となっております。

以上で、議案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（「15時14分」散会）

6 月熊取町議会定例会（第 3 号）

令和7年6月定例会会議録（第3号）

月 日 令和7年6月26日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1 番 文野 慎治	2 番 多和本英一	3 番 長田健太郎
4 番 石井 一彰	5 番 坂上 昌史	6 番 大林 隆昭
7 番 坂上巳生男	8 番 江川 慶子	9 番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長 田中 耕二
総合政策部統括理事 明松 大介	総合政策部統括理事 松浪 敬一
総 務 部 長 永橋 広幸	住 民 部 長 山本 浩義
健 康 福 祉 部 長 石川 節子	健 康 福 祉 部 理 事 橘 和彦
健 康 福 祉 部 理 事 阪上 正順	都 市 整 備 部 長 白川 文昭
会計管理者兼会計課長 根来 雅美	教 育 次 長 巖根 晃哉
教育委員会事務局理事 三原 順	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 木村 直義	書 記 阪上 高寛
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例
議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例
議案第29号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例
議案第33号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）
議案第35号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第1号）
議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第34号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて
議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

追加付議議案

議員提出議案第4号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
議員提出議案第5号 議案第32号「総合体育館条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年6月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

(「10時00分」開会)

議長(文野慎治君) なお、発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。大林議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(大林隆昭君) それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る6月19日午後1時30分から、委員6名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和7年6月熊取町定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、議員提出議案として、地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の件1件を追加議案といたします。

なお、本件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。タブレットに掲載している追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長(文野慎治君) お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議員提出議案の意見書1件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上2件を日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加することに決定いたしました。

議長(文野慎治君) それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第29号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例の件、日程第5 議案第33号 工事請負契約の締結について(熊取町立総合体育館整備工事)の件、日程第6 議案第35号 令和7年度熊取町一般会計補正予算(第1号)の件、以上6件を一括して議題といたします。

本6件は、6月12日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。二見総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長(二見裕子君) それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る6月12日の本会議において本委員会に付託されました議案6件の審査を行うため、6月20日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名全員出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（文野慎治君）以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第27号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第27号 非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第28号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第28号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第29号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。多和本議員。

2番（多和本英一君）会派熊愛を代表して、反対の立場で討論します。

今回の総合体育館条例の一部を改正する条例ですが、大規模改修に係る経費が増大することによるものとして、アリーナ等、一定の値上げは理解できますが、この改正の中には個人利用のトレーニングルーム、プールの値上げも含まれています。

受益者負担の適正化となっていますが、トレーニングルームやプールは現状の料金でも近隣民間ジムなどと比べて決して安い料金ではなく、十分適切な受益者負担をお願いしていると思います。トレーニングルームにおける機器の更新についても予定しているとの話でしたが、現状では具体的な内容把握に至っていません。

トレーニングルームやプールは、住民の健康増進や体力向上を目的としている大切な場所だと考えます。本町でも多くのスポーツ団体等があり、トレーニングルームやプールを利用していただき、体力向上を図ることは、本町のスポーツ振興、スポーツ人口の増加にもつながると考えます。総合体育館での運動は、天候に左右されることなく、健康増進、体力向上・維持、生活習慣病予防、精神的な健康など多くの効果が期待できる場所だと思います。若い方だけではなく、年配の方、高齢者、障がいのある方が利用することにより、本町の今年度運営方針にもある「健康・長寿」「“フレイルゼロ”のまち熊取」や、出かけることによる社会参加や交流の場にもなると考えます。大きくは、介護費や医療費の抑制にもつながると考えます。

この値上げにより、財政的な効果が大きいとも考えられません。物価高騰の中、値上げではなく、今以上多くの方に体育館のトレーニングルーム、プールを利用していただくことが重要で、体育館単独の事業と捉えるより、多面的な効果を考えることが持続可能なまちづくりにつながると考えます。

住民の健康を考え、取り組むことが大切ではないでしょうか。体力増進により、くまとりロードレースに参加してみようかな、本町の伝統あるだんじり祭りに参加したいな、けがの予防にもなり、仕事や勉強、新たな趣味やスポーツ活動、住民の生活の質（QOL）の向上につながられる可能性があるトレーニングルームやプールの値上げに反対します。

以上です。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。江川議員。

8番（江川慶子君）議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例について、日本共産党熊取町会議員団を代表して反対討論をいたします。

この条例改正は、総合体育館（ひまわりドーム）の利用料金の改定を行うものです。その理由は、これまでの施設整備や、これから始まる大規模改修工事費、今後のランニングコストを加え、利用者に受益者負担を求める使用料値上げの提案です。

受益者負担とは、特定のサービスや施設から利益を得る人がその費用を負担すべきであるという考え方ですが、過度な受益者負担では体育館の利用者を減らし、結果的に住民全体のスポーツ・健康活動の機会を奪います。

まず、2時間当たりのメインアリーナの使用料は、提案での説明では受益者負担の適正化を考えるならば約9,000円と計算されているようですが、今回の提案は、夜間午後5時から9時までの間の2時間の使用料は、改正前は5,400円ですが、改正後は1万800円となり値上げ幅が大きく、さらに土・日・祝日は平日の2割増しとなりますと、夜間は2時間当たり1万2,960円となり、納得することができません。

また、個人利用料金でも、現在の物価高騰の中、施行は来年7月1日からですが、健康増進を目

的とするなら値上げすべきではないと考えます。

よって、日本共産党熊取町会議員団は、この条例改正に反対いたします。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第32号について討論を終わります。

それでは、議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例の件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 8名）

起立多数であります。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。渡辺議員。9番（渡辺豊子君）先ほどの議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例に対する附帯決議の動議を提出いたします。

議長（文野慎治君）ただいま渡辺議員から、議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例に対する附帯決議の動議が提出されましたが、賛成の議員はおられますか。

（賛成者挙手）

この動議は、1人以上の賛成がありますので成立しました。

ここで、議案第32号 総合体育館条例の一部を改正する条例に対する附帯決議の動議を日程に追加し、追加議事日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加議事日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、この動議を日程に追加し、追加議事日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

議長（文野慎治君）それでは、追加議事日程第1 議員提出議案第5号 議案第32号「総合体育館条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）それでは、議員提出議案第5号 議案第32号「総合体育館条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議についてご説明申し上げます。

追加議案書をお開きください。

議員提出議案第5号 議案第32号「総合体育館条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議。議会会議規則第13条の規定により提出する。

提出者	熊取町議会議員	渡辺 豊子
賛成者	熊取町議会議員	長田健太郎
同じく		石井 一彰
同じく		坂上 昌史
同じく		大林 隆昭

同じく
同じく
同じく

二見 裕子
田中 圭介
河合 弘樹

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

議案第32号「総合体育館条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議。

今回の条例改正は、総合体育館の利用料金について平成18年度の料金改定以降、消費税の改定や燃料費等物価高騰があったものの利用料金を据え置いてきたが、令和7年度より実施する大規模改修工事等運営に係る経費が増大することから、受益者負担の適正化を図るために利用料金を値上げするというものである。

利用料金を値上げするにあたっては、今後シャワー室の温度調節や設備品の改善等、障がい者の方や利用者の方のサービス向上に向けた施設整備についても積極的に取り組むこと。

以上、決議する。

令和7年6月26日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、議員提出議案第5号 議案第32号「総合体育館条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議員提出議案第5号について討論を終わります。

それでは、議員提出議案第5号 議案第32号「総合体育館条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議の件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議員提出議案第5号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立全員であります。よって、議員提出議案第5号は可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第33号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号 工事請負契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第35号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第35号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、日程第7 議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第34号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件、日程第10 議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件、日程第11 議案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、以上5件を一括して議題といたします。

本件は、6月12日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。田中事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（田中圭介君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る6月12日の本会議において本委員会に付託されました議案の審査を行うため、6月19日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名全員出席の下、事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（文野慎治君）以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第30号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第30号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君) それでは、議案第31号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第31号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君) 次に、議案第34号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第34号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君) 次に、議案第36号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第36号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君) 次に、議案第37号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第37号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君)次に、追加議事日程第1 議員提出議案第4号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。大林議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(大林隆昭君)それでは、議員提出議案第4号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書についてご説明申し上げます。

議員提出議案第4号をお開きください。

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	大林 隆昭
賛成者	熊取町議会議員	多和本英一
同じく		石井 一彰
同じく		江川 慶子
同じく		二見 裕子
同じく		河合 弘樹

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書。

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体に活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム(PIONET)に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって政府は、次の措置を行うよう強く要望する。

記

一、地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。

一、消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。

一、国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年6月26日

大阪府泉南郡熊取町議会議員 文野 慎治

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第4号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、追加議事日程第2 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会、定例会までの間に開かれる臨時会を含む会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和7年6月定例会閉会から令和7年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和7年6月定例会閉会から令和7年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（文野慎治君）以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきまして、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意しながら、さらなる町政発展につなげてまいりたいと存じます。

結びに、議員の皆様方におかれましては、これから暑さも日増しに厳しくなる時節柄、健康には十分ご留意の上、今後とも町政の運営並びに事務事業の執行に際しまして、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（文野慎治君）これをもって、令和7年6月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「10時42分」閉会)

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年6月26日

熊取町議会

議 長

文 野 慎 治

議 員

河 合 弘 樹

議 員

多和本 英 一